工　事　設　計　書

工事設計書のダウンロードにあたって

　知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における１次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による２次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省　関東地方整備局
大宮国道事務所

鏡

１．工事名

工事名	Ｒ７国道１７号上尾道路箕田地区外改良工事
工事地名	自）埼玉県鴻巣市滝馬室　至）埼玉県鴻巣市箕田

２．工事内容

１）	発注年月	令和 8年 1月	１２）	設 計 年 月	令和 8年 3月
２）	事務所名	大宮国道事務所　計画課	１３）	機械損料一括補正	0　　労務費一括割増　　0%
３）	工事番号	2025011020	１４）	単価適用年月	2026年 3月
４）	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	１５）	歩掛適用年月	2026年 3月
５）	変更回数	0回	１６）	前請負工事費	0
６）	主 工 種	道路改良工事	１７）	前請負代金額	0
７）	工 事 量	一式	１８）	調 整 区 分	0
８）	工　　期	264日間　自　令和 8年 4月 6日	１９）	共通仮設費対象額	
		（当初）　至　令和 8年12月25日	２０）	現場管理費対象額	
		（ 0回変更）　至　年 月 日	２１）	一般管理費等対象額	
９）	施 工 県	埼玉県	２２）	処 分 費 等	0
１０）	地　　区	大宮地区	２３）	公 告 日	令和 8年 1月26日
１１）	河川・路線	上尾道路	２４）	入 札 締 切 日	年 月 日

３．予算科目

1)　予算科目：	2)　目：	3)　目の細分：	4)　事業名：

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道１７号上尾道路箕田地区外改良工事 （当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路改良		式	1		86,451,604			
道路土工		式	1		42,384,172			
掘削工(ICT)		式	1		3,371,320			
掘削(ICT)	土砂	m3	3,120	431.5	1,346,280			単-1号
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む) 現場～場内仮置き場	m3	320	403.9	129,248			単-2号
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む) 現場～箕田地区仮置き場	m3	2,800	528.2	1,478,960			単-3号
整地	残土受入れ地での処理	m3	3,120	133.6	416,832			単-4号
路体盛土工		式	1		282,678			
路体(築堤)盛土	4.0m以上	m3	290	254.2	73,718			単-5号
積込(ﾙｰｽﾞ)	土砂	m3	320	249.1	79,712			単-6号
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む) 場内仮置き場～現場	m3	320	403.9	129,248			単-7号
路床盛土工		式	1		808,968			

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道１７号上尾道路箕田地区外改良工事 （当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
路床盛土	4.0m以上	m3	370	390.4	144,448			単-8号
土材料	RC-40	m3	370	1,796	664,520			単-9号
置換工		式	1		4,263,480			
置換	路床盛土	m3	1,950	390.4	761,280			単-10号
土材料	RC-40	m3	1,950	1,796	3,502,200			単-11号
法面整形工		式	1		85,950			
法面整形(盛土部)	法面締固め無 現場制約無	m2	180	477.5	85,950			単-12号
法面整形工(ICT)		式	1		534,776			
法面整形(切土部)(ICT)	ﾚｷ質土、砂及び砂質土、粘性土	m2	590	906.4	534,776			単-13号
残土処理工		式	1		33,037,000			
積込(ﾙｰｽﾞ)	土砂	m3	10,000	249.1	2,491,000			単-14号
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む) 箕田地区仮置き場～深谷BP	m3	10,000	2,921	29,210,000			単-15号

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道１７号上尾道路箕田地区外改良工事 （当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
整地	残土受入れ地での処理	m3	10,000	133.6	1,336,000			単-16号
地盤改良工		式	1		1,356,395			
固結工		式	1		1,356,395			
中層混合処理	L16号擁壁 quck=250kN/m2	m3	169	6,725	1,136,525			単-17号
中層混合処理	R18号擁壁 quck=200kN/m2	m3	35	6,282	219,870			単-18号
擁壁工		式	1		5,233,307			
作業土工		式	1		760,687			
床掘り	土砂	式	1		213,840			内-1号
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む) 現場～場内仮置き場	式	1		75,951			内-2号
整地	残土受入れ地での処理	式	1		12,024			内-3号
埋戻し	土砂	式	1		297,920			内-4号
積込(ﾙｰｽﾞ)	土砂 小規模(標準)	式	1		93,440			内-5号

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道１７号上尾道路箕田地区外改良工事 （当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む) 場内仮置き場～現場	式	1		67,512			内-6号
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ擁壁工		式	1		4,472,620			
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ擁壁	L16号 1.0mを超え2.0m以下	m	37	105,900	3,918,300			単-19号
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ擁壁	R18号 0.5m以上1.0m以下	m	4	42,300	169,200			単-20号
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ擁壁	R18号 1.0mを超え2.0m以下	m	8	48,140	385,120			単-21号
排水構造物工		式	1		7,188,476			
作業土工		式	1		1,899,106			
床掘り	土砂	式	1		141,515			内-7号
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む) 現場～場内仮置き場	式	1		222,145			内-8号
整地	残土受入れ地での処理	式	1		73,480			内-9号
埋戻し		式	1		1,035,370			内-10号
積込(ﾙｰｽﾞ)	土砂	式	1		134,514			内-11号

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道１７号上尾道路箕田地区外改良工事 （当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む) 場内仮置き場～現場	式	1		218,106			内-12号
基面整正		式	1		73,976			内-13号
管渠工		式	1		4,576,250			
ﾋｭｰﾑ管(B形管)	外圧管1種 Φ350 90° 巻基礎	m	134	24,250	3,249,500			単-22号
ﾋｭｰﾑ管(B形管)	外圧管1種 Φ300 90° 巻基礎	m	61	21,750	1,326,750			単-23号
集水桝･ﾏﾝﾎｰﾙ工		式	1		713,120			
現場打ち集水桝	G1-500x500x1000	箇所	1	79,120	79,120			単-24号
現場打ち集水桝	G1-600x600x1200	箇所	2	103,200	206,400			単-25号
現場打ち集水桝	G2-500x500x1600	箇所	1	108,100	108,100			単-26号
現場打ち集水桝	G2-600x600x1200	箇所	2	103,200	206,400			単-27号
現場打ち集水桝	G2-600x600x1400	箇所	1	113,100	113,100			単-28号
防護柵工		式	1		21,479,768			

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道１７号上尾道路箕田地区外改良工事	（当　初）	事業区分	道路新設･改築
			工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
防護柵基礎工 右側		式	1		14,610,690			
基礎材	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ40～0 敷厚 0.5m	m2	246	4,174	1,026,804			単-29号
均しｺﾝｸﾘｰﾄ	18-8-25(20)高炉 W/C 指定無し 敷厚 10ｃｍ	m2	166	3,393	563,238			単-30号
ｺﾝｸﾘｰﾄ	24-12-25(20)高炉	m3	118	31,010	3,659,180			単-31号
型枠	一般型枠	式	1		3,192,900			内-14号
鉄筋	SD345 D13	t	4.86	179,600	872,856			単-32号
鉄筋	SD345 D16～25	t	2.35	177,600	417,360			単-33号
目地板	樹脂発泡体(30倍発泡) t=20	m2	12	5,086	61,032			単-34号
足場	安全ネット必要	式	1		4,817,320			内-15号
防護柵基礎工 左側		式	1		6,869,078			
基礎材	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ40～0 敷厚 0.5m	m2	135	4,054	547,290			単-35号
均しｺﾝｸﾘｰﾄ	18-8-25(20)高炉 W/C 指定無し 敷厚 10ｃｍ	m2	91	3,397	309,127			単-36号

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道１７号上尾道路箕田地区外改良工事 （当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
ｺﾝｸﾘｰﾄ	24-12-25(20)高炉	m3	54	31,010	1,674,540			単-37号
型枠	一般型枠	式	1		1,101,000			内-16号
鉄筋	SD345 D13	t	3	179,600	538,800			単-38号
目地板	樹脂発泡体(30倍発泡) t=20	m2	5.6	5,086	28,481			単-39号
足場	安全ネット必要	式	1		2,669,840			内-17号
工事用道路工		式	1		5,816,536			
工事用道路工 滝馬室～大間		式	1		2,750,556			
掘削	土砂	m3	360	342.4	123,264			単-40号
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む) 現場～箕田地区仮置き場	m3	360	1,305	469,800			単-41号
整地	残土受入れ地での処理	m3	360	133.6	48,096			単-42号
路体(築堤)盛土	4.0m以上	m3	790	254.2	200,818			単-43号
土材料	RC-40	m3	790	1,796	1,418,840			単-44号

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道１７号上尾道路箕田地区外改良工事	（当　初）	事業区分	道路新設･改築
			工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
表層(車道・路肩部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ	m2	235	1,818	427,230			単-45号
下層路盤(車道・路肩部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 100ｍｍ	m2	120	520.9	62,508			単-46号
工事用道路工 大間地区		式	1		1,057,864			
掘削	土砂 小規模(標準)	m3	20	1,325	26,500			単-47号
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)現場～箕田地区仮置き場	m3	20	1,688	33,760			単-48号
整地	残土受入れ地での処理	m3	20	133.6	2,672			単-49号
路体(築堤)盛土	4.0m以上	m3	190	254.2	48,298			単-50号
土材料	RC-40	m3	190	1,796	341,240			単-51号
表層(車道・路肩部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ	m2	333	1,818	605,394			単-52号
工事用道路工 登戸～箕田		式	1		2,008,116			
路体(築堤)盛土	4.0m以上	m3	670	254.2	170,314			単-53号
土材料	RC-40	m3	670	1,796	1,203,320			単-54号

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道１７号上尾道路箕田地区外改良工事	（当　初）	事業区分	道路新設･改築
			工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
表層(車道・路肩部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ	m2	349	1,818	634,482			単-55号
仮設工		式	1		2,992,950			
交通管理工		式	1		2,992,950			
交通誘導警備員 A	昼間作業	人日	45	19,590	881,550			単-56号
交通誘導警備員 B	昼間作業	人日	115	18,360	2,111,400			単-57号
直接工事費		式	1		86,451,604			
共通仮設費		式	1		15,379,825			
共通仮設費		式	1		4,902,825			
運搬費		式	1		2,194,000			
重建設機械分解組立輸送費	中層混合処理機	回	1	2,194,000	2,194,000			単-58号
技術管理費		式	1		677,825			
土壌分析費	六価クロム溶出試験費	検体	2	7,800	15,600			単-59号

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道１７号上尾道路箕田地区外改良工事	（当　初）	事業区分	道路新設･改築
			工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
ｼｽﾃﾑ初期費(ICT)	掘削(ICT),法面整形(切土部)(ICT)	式	1		598,000			内-18号
道路施設基本ﾃﾞｰﾀ作成費用		式	1		64,225			内-19号
現場環境改善費（率計上）		式	1		2,031,000			
共通仮設費（率計上）		式	1		10,477,000			
純工事費		式	1		101,831,429			
現場管理費		式	1		34,281,000			
工事原価		式	1		136,112,429			
一般管理費等		式	1		22,407,571			
工事価格		式	1		158,520,000			
消費税相当額		式	1		15,852,000			
工事費計		式	1		174,372,000			

一式当たり内訳書

床掘り

第　1号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
床掘り	土砂 上記以外(小規模) 全ての費用	m３	90	2,376	213,840			
合　計					213,840			

一式当たり内訳書

土砂等運搬

第　2号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	小規模 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.28m3(平積0.2m3) 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 無し 0.2km以下	ｍ３	90	843.9	75,951			
合　計					75,951			

一式当たり内訳書

整地

第　3号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
整地	残土受入れ地での処理	m３	90	133.6	12,024			
合　計					12,024			

一式当たり内訳書

埋戻し

第　4号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
埋戻し	上記以外(小規模) 土砂 全ての費用	m３	70	4,256	297,920			
合　計					297,920			

一式当たり内訳書

積込(ﾙｰｽﾞ)

第　5号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
積込（ルーズ）	土砂 小規模(標準)	m３	80	1,168	93,440			
合　計					93,440			

一式当たり内訳書

土砂等運搬

第　6号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	小規模 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.28m3(平積0.2m3) 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 無し 0.2km以下	ｍ３	80	843.9	67,512			
合　計					67,512			

一式当たり内訳書

床掘り

第　7号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
床掘り	土砂 標準 無し 無し	m３	550	257.3	141,515			
合　計					141,515			

一式当たり内訳書

土砂等運搬

第　8号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 無し 0.3km以下	m３	550	403.9	222,145			
合　計					222,145			

一式当たり内訳書

整地

第　9号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
整地	残土受入れ地での処理	m３	550	133.6	73,480			
合　計					73,480			

一式当たり内訳書

埋戻し

第　10号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
埋戻し	最大埋戻幅1m以上4m未満	m３	490	2,113	1,035,370			
合　計					1,035,370			

一式当たり内訳書

積込(ﾙｰｽﾞ)

第　11号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
積込（ルーズ）	土砂 土量50,000m3未満	m３	540	249.1	134,514			
合　計					134,514			

一式当たり内訳書

土砂等運搬

第　12号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 無し 0.3km以下	m３	540	403.9	218,106			
合　計					218,106			

一式当たり内訳書

基面整正

第　13号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
基面整正		m２	140	528.4	73,976			
合　計					73,976			

一式当たり内訳書

型枠

第　14号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
型枠	一般型枠 鉄筋･無筋構造物	m２	290	11,010	3,192,900			
合　計					3,192,900			

一式当たり内訳書

足場

第　15号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
足場工	手摺先行型枠組足場 必要 標準	掛ｍ２	830	5,804	4,817,320			
合　計					4,817,320			

一式当たり内訳書

型枠

第　16号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
型枠	一般型枠 鉄筋･無筋構造物	ｍ２	100	11,010	1,101,000			
合　計					1,101,000			

一式当たり内訳書

足場

第　17号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
足場工	手摺先行型枠組足場 必要 標準	掛ｍ２	460	5,804	2,669,840			
合　計					2,669,840			

一式当たり内訳書

ｼｽﾃﾑ初期費(ICT)

第　18号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
システム初期費（ＩＣＴ）	ﾊﾞｯｸﾎｳ	式	1		598,000			
合　計					598,000			

一式当たり内訳書

道路施設基本ﾃﾞｰﾀ作成費用

第　19号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路施設基本ﾃﾞｰﾀ作成費用	技術員1.75人(週休二日制の補正対象外)	人	1.75	36,700	64,225			
合　計					64,225			

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－1号	掘削(ICT)	土砂	単位	m3	数量	1	単価	431.5

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
掘削 （ＩＣＴ）	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 無し 5,000m3未満	ｍ３	1	431.5	431.5	
計					431.5	
単価					431.5	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－2号	土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む) 現場～場内仮置き場	単位	m3	数量	1	単価	403.9

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 無し 0.3km以下	ｍ３	1	403.9	403.9	
計					403.9	
単価					403.9	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－3号	土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む) 現場～箕田地区仮置き場	単位	m3	数量	1	単価	528.2

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 有り 1.0km以下	ｍ３	1	528.2	528.2	
計					528.2	
単価					528.2	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－4号	整地	残土受入れ地での処理	単位	m3	数量	1	単価	133.6

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
整地	残土受入れ地での処理	ｍ３	1	133.6	133.6	
計					133.6	
単価					133.6	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－5号	路体(築堤)盛土	4.0m以上	単位	m3	数量	1	単価	254.2

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路体（築堤）盛土	4.0m以上 20,000m3未満 無し	ｍ３	1	254.2	254.2	
計					254.2	
単価					254.2	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－6号	積込(ﾙｰｽﾞ)	土砂	単位	m3	数量	1	単価	249.1

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
積込（ルーズ）	土砂 土量50,000m3未満	ｍ３	1	249.1	249.1	
計					249.1	
単価					249.1	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－7号	土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む) 場内仮置き場～現場	単位	m3	数量	1	単価	403.9

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 無し 0.3km以下	ｍ３	1	403.9	403.9	
計					403.9	
単価					403.9	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－8号	路床盛土	4.0m以上	単位	m3	数量	1	単価	390.4

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路床盛土	4.0m以上 20,000m3未満 無し	ｍ３	1	390.4	390.4	
計					390.4	
単価					390.4	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－9号	土材料	RC-40	単位	m3	数量	1	単価	1,796

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
再生クラッシャーラン	ＲＣ－４０	ｍ３	1.33	1,350	1,795.5	
計					1,795.5	
単価					1,796	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－10号	置換	路床盛土	単位	m3	数量	1	単価	390.4

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路床盛土	4.0m以上 20,000m3未満 無し	ｍ３	1	390.4	390.4	
計					390.4	
単価					390.4	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－11号	土材料	RC-40	単位	m3	数量	1	単価	1,796

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
再生クラッシャーラン	ＲＣ－４０	ｍ３	1.33	1,350	1,795.5	
計					1,795.5	
単価					1,796	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－12号	法面整形(盛土部)	法面締固め無 現場制約無	単位	m2	数量	1	単価	477.5

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
法面整形	盛土部 無し 無し ﾚｷ質土､砂及び砂質土､粘性土 全ての費用	ｍ２	1	477.5	477.5	
計					477.5	
単価					477.5	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－13号	法面整形(切土部)(ICT)	ﾚｷ質土、砂及び砂質土、粘性土	単位	m2	数量	1	単価	906.4

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
法面整形 （ＩＣＴ）	切土部 ﾚｷ質土、砂及び砂質土、粘性土	ｍ２	1	906.4	906.4	
計					906.4	
単価					906.4	円／m2

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－14号	積込(ﾙｰｽﾞ)	土砂	単位	m3	数量	1	単価	249.1

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
積込 （ルーズ）	土砂 土量50,000m3未満	ｍ３	1	249.1	249.1	
計					249.1	
単価					249.1	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－15号	土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む) 箕田地区仮置き場～深谷BP	単位	m3	数量	1	単価	2,921

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 有り 19.5km以下	ｍ３	1	2,921	2,921	
計					2,921	
単価					2,921	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－16号	整地	残土受入れ地での処理	単位	m3	数量	1	単価	133.6

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
整地	残土受入れ地での処理	ｍ３	1	133.6	133.6	
計					133.6	
単価					133.6	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－17号	中層混合処理	L16号擁壁 quck=250kN/m2	単位	m3	数量	1	単価	6,725

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
中層混合処理工	2m＜L≦5m 1,000m3未満 130kg/m3 無	ｍ３	1	6,725	6,725	
計					6,725	
単価					6,725	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－18号	中層混合処理	R18号擁壁 quck=200kN/m2	単位	m3	数量	1	単価	6,282

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
中層混合処理工	2m＜L≦5m 1,000m3未満 110kg/m3 無	ｍ３	1	6,282	6,282	
計					6,282	
単価					6,282	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－19号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ擁壁	L16号 1.0mを超え2.0m以下	単位	m	数量	37.5	単価	105,900

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト擁壁設置	1.0mを超え2.0m以下 無し 有り	m	37.5	11,560	433,500	
プレキャスト擁壁材料費	1656/1611x1468　天端斜角 調整用	本	1	239,000	239,000	
プレキャスト擁壁材料費	1611/1550x2000　天端斜角	本	1	168,000	168,000	
プレキャスト擁壁材料費	1550/1488x2000　天端斜角	本	1	160,000	160,000	
プレキャスト擁壁材料費	1687/1625x2000　天端斜角	本	1	176,000	176,000	
プレキャスト擁壁材料費	1625/1562x2000　天端斜角	本	1	168,000	168,000	
プレキャスト擁壁材料費	1761/1698x2000　天端斜角	本	1	185,000	185,000	
プレキャスト擁壁材料費	1698/1634x2000　天端斜角	本	1	176,000	176,000	
プレキャスト擁壁材料費	1833/1770x2000　天端斜角	本	1	185,000	185,000	
プレキャスト擁壁材料費	1770/1707x2000　天端斜角	本	1	185,000	185,000	
プレキャスト擁壁材料費	1906/1842x2000　天端斜角	本	1	193,000	193,000	

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－19号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ擁壁	L16号 1.0mを超え2.0m以下	単位	m	数量	37.5	単価	105,900

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト擁壁材料費	1842/1779x2000　天端斜角	本	1	185,000	185,000	
プレキャスト擁壁材料費	2008/1945x2000　天端斜角	本	1	240,000	240,000	
プレキャスト擁壁材料費	1945/1882x2000　天端斜角	本	1	193,000	193,000	
プレキャスト擁壁材料費	1905/1844x2000　天端斜角	本	1	193,000	193,000	
プレキャスト擁壁材料費	1844/1785x2000　天端斜角	本	1	185,000	185,000	
プレキャスト擁壁材料費	1785/1727x2000　天端斜角	本	1	185,000	185,000	
プレキャスト擁壁材料費	1727/1668x2000　天端斜角	本	1	176,000	176,000	
プレキャスト擁壁材料費	1668/1610x2000　天端斜角	本	1	176,000	176,000	
プレキャスト擁壁材料費	1610/1551x2000　天端斜角	本	1	168,000	168,000	
計					3,969,500	
単価					105,900	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－20号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ擁壁	R18号 0.5m以上1.0m以下	単位	m	数量	4.495	単価	42,300

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト擁壁設置	0.5m以上1.0m以下 無し 有り	m	4.495	8,568	38,513.16	
プレキャスト擁壁材料費	800x2000　標準	本	1	45,900	45,900	
プレキャスト擁壁材料費	800x1000　調整用	本	1	41,400	41,400	
プレキャスト擁壁材料費	800x1495　調整用	本	1	64,300	64,300	
計					190,113.16	
単価					42,300	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－21号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ擁壁	R18号 1.0mを超え2.0m以下	単位	m	数量	8	単価	48,140

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト擁壁設置	1.0mを超え2.0m以下 無し 有り	m	8	11,560	92,480	
プレキャスト擁壁材料費	1400x2000　標準	本	2	78,700	157,400	
プレキャスト擁壁材料費	1200x2000　標準	本	2	67,600	135,200	
計					385,080	
単価					48,140	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－22号	ﾋｭｰﾑ管(B形管)	外圧管1種 Φ350 90° 巻基礎	単位	m	数量	1	単価	24,250

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ヒューム管（B形管）	据付 350mm 90° 巻き 有り 外圧管1種 18-8-25(20)(高炉) 全ての費用	m	1	24,250	24,250	
計					24,250	
単価					24,250	円／m

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－23号	ﾋｭｰﾑ管(B形管)	外圧管1種 Φ300 90° 巻基礎	単位	m	数量	1	単価	21,750

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ヒューム管（B形管）	据付 300mm 90° 巻き 有り 外圧管1種 18-8-25(20)(高炉) 全ての費用	m	1	21,750	21,750	
計					21,750	
単価					21,750	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－24号	現場打ち集水桝	G1-500x500x1000	単位	箇所	数量	1	単価	79,120

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
現場打ち集水桝・街渠桝（本体）	18-8-25(高炉) 0.46m3を超え0.49m3以下 ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾚｰﾝ機能付)打設	箇所	1	79,120	79,120	
計					79,120	
単価					79,120	円／箇所

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－25号	現場打ち集水桝	G1-600x600x1200	単位	箇所	数量	1	単価	103,200

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
現場打ち集水桝・街渠桝（本体）	18-8-25(高炉) 0.65m3を超え0.69m3以下 ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾚｰﾝ機能付)打設	箇所	1	103,200	103,200	
計					103,200	
単価					103,200	円／箇所

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－26号	現場打ち集水桝	G2-500x500x1600	単位	箇所	数量	1	単価	108,100

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
現場打ち集水桝・街渠桝（本体）	18-8-25(高炉) 0.69m3を超え0.73m3以下 ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾚｰﾝ機能付)打設	箇所	1	108,100	108,100	
計					108,100	
単価					108,100	円／箇所

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－27号	現場打ち集水桝	G2-600x600x1200	単位	箇所	数量	1	単価	103,200

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
現場打ち集水桝・街渠桝（本体）	18-8-25(高炉) 0.65m3を超え0.69m3以下 ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾚｰﾝ機能付)打設	箇所	1	103,200	103,200	
計					103,200	
単価					103,200	円／箇所

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－28号	現場打ち集水桝	G2-600x600x1400	単位	箇所	数量	1	単価	113,100

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
現場打ち集水桝・街渠桝（本体）	18-8-25(高炉) 0.73m3を超え0.77m3以下 ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾚｰﾝ機能付)打設	箇所	1	113,100	113,100	
計					113,100	
単価					113,100	円／箇所

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－29号	基礎材	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ40～0 敷厚 0.5m	単位	m2	数量	1	単価	4,174

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基礎砕石	22.5cmを超え27.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	ｍ２	1	2,087	2,087	
基礎砕石	22.5cmを超え27.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	ｍ２	1	2,087	2,087	
計					4,174	
単価					4,174	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－30号	均しｺﾝｸﾘｰﾄ	18-8-25(20)高炉 W/C指定無し 敷厚 10ｃｍ	単位	m2	数量	166.6	単価	3,393

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート	無筋･鉄筋構造物 ｺﾝｸﾘｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ車打設 各種 10m3以上100m3未満 一般養生 延長無し 全ての費用	ｍ３	16.66	29,730	495,301.8	
型枠	一般型枠 均しｺﾝｸﾘｰﾄ	ｍ２	12.48	5,601	69,900.48	
計					565,202.28	
単価					3,393	円／m2

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－31号	ｺﾝｸﾘｰﾄ	24-12-25(20)高炉	単位	m3	数量	1	単価	31,010

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート	無筋･鉄筋構造物 ｺﾝｸﾘｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ車打設 24-12-25(20)(高炉) 10m3以上100m3未満 一般養生 延長無し	ｍ３	1	31,010	31,010	
計					31,010	
単価					31,010	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－32号	鉄筋	SD345 D13	単位	t	数量	1	単価	179,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋工［市場単価］	SD345 D13 一般構造物 10t以上(標準) 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	t	1	179,600	179,600	
計					179,600	
単価					179,600	円／t

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－33号	鉄筋	SD345 D16～25	単位	t	数量	1	単価	177,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋工［市場単価］	SD345 D16～25 一般構造物 10t以上(標準) 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む)	t	1	177,600	177,600	
計					177,600	
単価					177,600	円／t

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－34号	目地板	樹脂発泡体(30倍発泡)t=20	単位	m2	数量	1	単価	5,086

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
目地板	30m2未満 樹脂発泡体(30倍発泡)t=20	ｍ２	1	5,086	5,086	
計					5,086	
単価					5,086	円／m2

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－35号	基礎材	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ40～0 敷厚 0.5m	単位	m2	数量	1	単価	4,054

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基礎砕石	20.0cmを超え22.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	ｍ２	1	2,027	2,027	
基礎砕石	20.0cmを超え22.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	ｍ２	1	2,027	2,027	
計					4,054	
単価					4,054	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－36号	均しｺﾝｸﾘｰﾄ	18-8-25(20)高炉 W/C指定無し 敷厚 10ｃｍ	単位	m2	数量	91.7	単価	3,397

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート	無筋･鉄筋構造物 ｺﾝｸﾘｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ車打設 各種 10m3以上100m3未満 一般養生 延長無し 全ての費用	ｍ３	9.17	29,730	272,624.1	
型枠	一般型枠 均しｺﾝｸﾘｰﾄ	ｍ２	6.93	5,601	38,814.93	
計					311,439.03	
単価					3,397	円／m2

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－37号	ｺﾝｸﾘｰﾄ	24-12-25(20)高炉	単位	m3	数量	1	単価	31,010

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート	無筋･鉄筋構造物 ｺﾝｸﾘｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ車打設 24-12-25(20)(高炉) 10m3以上100m3未満 一般養生 延長無し	ｍ３	1	31,010	31,010	
計					31,010	
単価					31,010	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－38号	鉄筋	SD345 D13	単位	t	数量	1	単価	179,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋工［市場単価］	SD345 D13 一般構造物 10t以上(標準) 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	t	1	179,600	179,600	
計					179,600	
単価					179,600	円／t

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－39号	目地板	樹脂発泡体(30倍発泡)t=20	単位	m2	数量	1	単価	5,086

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
目地板	30m2未満 樹脂発泡体(30倍発泡)t=20	ｍ２	1	5,086	5,086	
計					5,086	
単価					5,086	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－40号	掘削	土砂	単位	m3	数量	1	単価	342.4

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
掘削	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 無し 無し 5,000m3未満	ｍ３	1	342.4	342.4	
計					342.4	
単価					342.4	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－41号	土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む) 現場～箕田地区仮置き場	単位	m3	数量	1	単価	1,305

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 有り 6.0km以下	ｍ３	1	1,305	1,305	
計					1,305	
単価					1,305	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－42号	整地	残土受入れ地での処理	単位	m3	数量	1	単価	133.6

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
整地	残土受入れ地での処理	ｍ３	1	133.6	133.6	
計					133.6	
単価					133.6	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－43号	路体(築堤)盛土	4.0m以上	単位	m3	数量	1	単価	254.2

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路体（築堤）盛土	4.0m以上 20,000m3未満 無し	ｍ３	1	254.2	254.2	
計					254.2	
単価					254.2	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－44号	土材料	RC-40	単位	m3	数量	1	単価	1,796

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
再生クラッシャーラン	ＲＣ－４０	ｍ３	1.33	1,350	1,795.5	
計					1,795.5	
単価					1,796	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－45号	表層(車道・路肩部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ	単位	m2	数量	1	単価	1,818

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
表層（車道・路肩部）	3.0m超 50mm 再生密粒度アスコン（２０） ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ PK-3 全ての費用	ｍ２	1	1,818	1,818	
計					1,818	
単価					1,818	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－46号	下層路盤(車道・路肩部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 100ｍｍ	単位	m2	数量	1	単価	520.9

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
下層路盤（車道・路肩部）	100mm 1層施工 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 全ての費用	ｍ２	1	520.9	520.9	
計					520.9	
単価					520.9	円／m2

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－47号	掘削	土砂 小規模(標準)	単位	m3	数量	1	単価	1,325

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
掘削	土砂 上記以外(小規模) 小規模(標準)	ｍ３	1	1,325	1,325	
計					1,325	
単価					1,325	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－48号	土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)現場～箕田地区仮置き場	単位	m3	数量	1	単価	1,688

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土砂等運搬	小規模 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.28m3(平積0.2m3) 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 有り 3.0km以下	ｍ３	1	1,688	1,688	
計					1,688	
単価					1,688	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－49号	整地	残土受入れ地での処理	単位	m3	数量	1	単価	133.6

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
整地	残土受入れ地での処理	ｍ３	1	133.6	133.6	
計					133.6	
単価					133.6	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－50号	路体(築堤)盛土	4.0m以上	単位	m3	数量	1	単価	254.2

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路体（築堤）盛土	4.0m以上 20,000m3未満 無し	ｍ３	1	254.2	254.2	
計					254.2	
単価					254.2	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－51号	土材料	RC-40	単位	m3	数量	1	単価	1,796

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
再生クラッシャーラン	ＲＣ－４０	ｍ３	1.33	1,350	1,795.5	
計					1,795.5	
単価					1,796	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－52号	表層(車道・路肩部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ	単位	m2	数量	1	単価	1,818

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
表層 (車道・路肩部)	3.0m超 50mm 再生密粒度アスコン (２０) ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ PK-3 全ての費用	ｍ２	1	1,818	1,818	
計					1,818	
単価					1,818	円／m2

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－53号	路体(築堤)盛土	4.0m以上	単位	m3	数量	1	単価	254.2

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路体 (築堤) 盛土	4.0m以上 20,000m3未満 無し	ｍ３	1	254.2	254.2	
計					254.2	
単価					254.2	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－54号	土材料	RC-40	単位	m3	数量	1	単価	1,796

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
再生クラッシャーラン	ＲＣ－４０	ｍ３	1.33	1,350	1,795.5	
計					1,795.5	
単価					1,796	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－55号	表層(車道・路肩部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ	単位	m2	数量	1	単価	1,818

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
表層（車道・路肩部）	3.0m超 50mm 再生密粒度アスコン（２０） ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ PK-3 全ての費用	ｍ２	1	1,818	1,818	
計					1,818	
単価					1,818	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－56号	交通誘導警備員 A	昼間作業	単位	人日	数量	1	単価	19,590

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人日	1	19,590	19,590	
計					19,590	
単価					19,590	円／人日

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－57号	交通誘導警備員 B	昼間作業	単位	人日	数量	1	単価	18,360

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人日	1	18,360	18,360	
計					18,360	
単価					18,360	円／人日

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－58号	重建設機械分解組立輸送費	中層混合処理機	単位	回	数量	1	単価	2,194,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復) 中層混合処理機 機械質量20t以上60t以下 標準(1.0)	回	1	2,194,000	2,194,000	
計					2,194,000	
単価					2,194,000	円／回

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－59号	土壌分析費	六価クロム溶出試験費	単位	検体	数量	1	単価	7,800

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
六価クロム溶出試験費	環境庁告示第４６号溶出試験	検体	1	7,800	7,800	
計					7,800	
単価					7,800	円／検体

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	中層混合処理工	2m＜L≦5m 1,000m3未満 130kg/m3 無	単位	ｍ３	数量	100	単価	6,725

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.556	33,354	18,544	
特殊作業員		人	0.556	29,580	16,446	
普通作業員		人	1.111	26,418	29,350	
改良材材料費	セメント系固化材 高有機質土用 バラ	t	13.78	20,900	288,002	
中層混合処理機運転	2m＜L≦5m	日	0.556	338,100	187,983	
スラリプラント運転		日	0.556	82,320	45,769	
諸雑費（率＋まるめ） 29%		式	1		86,406	
計					672,500	
単価					6,725	円／ｍ３

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	中層混合処理工	2m＜L≦5m 1,000m3未満 110kg/m3 無	単位	m３	数量	100	単価	6,282

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.556	33,354	18,544	
特殊作業員		人	0.556	29,580	16,446	
普通作業員		人	1.111	26,418	29,350	
改良材材料費	セメント系固化材 高有機質土用 バラ	t	11.66	20,900	243,694	
中層混合処理機運転	2m＜L≦5m	日	0.556	338,100	187,983	
スラリプラント運転		日	0.556	82,320	45,769	
諸雑費（率＋まるめ） 29%		式	1		86,414	
計					628,200	
単価					6,282	円／m３

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	プレキャスト擁壁材料費	1656/1611x1468　天端斜角 調整用	単位	本	数量	1	単価	239,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
材料費（本）		本	1	239,000	239,000	
計					239,000	
単価					239,000	円／本

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	プレキャスト擁壁材料費	1611/1550x2000　天端斜角	単位	本	数量	1	単価	168,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
材料費（本）		本	1	168,000	168,000	
計					168,000	
単価					168,000	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	プレキャスト擁壁材料費	1550/1488x2000　天端斜角	単位	本	数量	1	単価	160,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
材料費（本）		本	1	160,000	160,000	
計					160,000	
単価					160,000	円／本

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	プレキャスト擁壁材料費	1687/1625x2000　天端斜角	単位	本	数量	1	単価	176,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
材料費（本）		本	1	176,000	176,000	
計					176,000	
単価					176,000	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	プレキャスト擁壁材料費	1625/1562x2000　天端斜角	単位	本	数量	1	単価	168,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
材料費（本）						
		本	1	168,000	168,000	
計					168,000	
単価					168,000	円／本

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	プレキャスト擁壁材料費	1761/1698x2000　天端斜角	単位	本	数量	1	単価	185,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
材料費（本）						
		本	1	185,000	185,000	
計					185,000	
単価					185,000	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	プレキャスト擁壁材料費	1698/1634x2000　天端斜角	単位	本	数量	1	単価	176,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
材料費（本）						
		本	1	176,000	176,000	
計					176,000	
単価					176,000	円／本

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	プレキャスト擁壁材料費	1833/1770x2000　天端斜角	単位	本	数量	1	単価	185,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
材料費（本）						
		本	1	185,000	185,000	
計					185,000	
単価					185,000	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	プレキャスト擁壁材料費	1770/1707x2000　天端斜角	単位	本	数量	1	単価	185,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
材料費（本）		本	1	185,000	185,000	
計					185,000	
単価					185,000	円／本

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	プレキャスト擁壁材料費	1906/1842x2000　天端斜角	単位	本	数量	1	単価	193,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
材料費（本）		本	1	193,000	193,000	
計					193,000	
単価					193,000	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	プレキャスト擁壁材料費	1842/1779x2000　天端斜角	単位	本	数量	1	単価	185,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
材料費（本）		本	1	185,000	185,000	
計					185,000	
単価					185,000	円／本

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	プレキャスト擁壁材料費	2008/1945x2000　天端斜角	単位	本	数量	1	単価	240,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
材料費（本）		本	1	240,000	240,000	
計					240,000	
単価					240,000	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	プレキャスト擁壁材料費	1945/1882x2000　天端斜角	単位	本	数量	1	単価	193,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
材料費（本）		本	1	193,000	193,000	
計					193,000	
単価					193,000	円／本

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	プレキャスト擁壁材料費	1905/1844x2000　天端斜角	単位	本	数量	1	単価	193,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
材料費（本）		本	1	193,000	193,000	
計					193,000	
単価					193,000	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	プレキャスト擁壁材料費	1844/1785x2000　天端斜角	単位	本	数量	1	単価	185,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
材料費（本）		本	1	185,000	185,000	
計					185,000	
単価					185,000	円／本

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	プレキャスト擁壁材料費	1785/1727x2000　天端斜角	単位	本	数量	1	単価	185,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
材料費（本）		本	1	185,000	185,000	
計					185,000	
単価					185,000	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	プレキャスト擁壁材料費	1727/1668x2000　天端斜角	単位	本	数量	1	単価	176,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
材料費（本）		本	1	176,000	176,000	
計					176,000	
単価					176,000	円／本

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	プレキャスト擁壁材料費	1668/1610x2000　天端斜角	単位	本	数量	1	単価	176,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
材料費（本）		本	1	176,000	176,000	
計					176,000	
単価					176,000	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	プレキャスト擁壁材料費	1610/1551x2000　天端斜角	単位	本	数量	1	単価	168,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
材料費（本）		本	1	168,000	168,000	
計					168,000	
単価					168,000	円／本

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	プレキャスト擁壁材料費	800x2000　標準	単位	本	数量	1	単価	45,900

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
材料費（本）		本	1	45,900	45,900	
計					45,900	
単価					45,900	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	プレキャスト擁壁材料費	800x1000　調整用	単位	本	数量	1	単価	41,400

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
材料費（本）		本	1	41,400	41,400	
計					41,400	
単価					41,400	円／本

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	プレキャスト擁壁材料費	800x1495　調整用	単位	本	数量	1	単価	64,300

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
材料費（本）		本	1	64,300	64,300	
計					64,300	
単価					64,300	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	プレキャスト擁壁材料費	1400x2000　標準	単位	本	数量	1	単価	78,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
材料費（本）						
		本	1	78,700	78,700	
計					78,700	
単価					78,700	円／本

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	プレキャスト擁壁材料費	1200x2000　標準	単位	本	数量	1	単価	67,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
材料費（本）						
		本	1	67,600	67,600	
計					67,600	
単価					67,600	円／本

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工［市場単価］	SD345 D13 一般構造物 10t以上(標準) 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	単位	t	数量	1	単価	179,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋コンクリート用棒鋼	ＳＤ３４５　Ｄ１３	t	1.03	110,000	113,300	
鉄筋工	加工・組立共　一般構造物	t	1	66,300	66,300	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					179,600	
単価					179,600	円／ｔ

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工［市場単価］	SD345 D16～25 一般構造物 10t以上(標準) 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む)	単位	t	数量	1	単価	177,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋コンクリート用棒鋼	ＳＤ３４５　Ｄ１６～２５	t	1.03	108,000	111,240	
鉄筋工	加工・組立共　一般構造物	t	1	66,300	66,300	
諸雑費（まるめ）		式	1		60	
計					177,600	
単価					177,600	円／ｔ

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	足場工	手摺先行型枠組足場 必要 標準	単位	掛ｍ２	数量	100	単価	5,804

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1.6	33,354	53,366	
とび工		人	8.5	33,048	280,908	
普通作業員		人	1.3	26,418	34,343	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	２５ｔ吊	日	1.4	53,200	74,480	
諸雑費（率＋まるめ） 31%		式	1		137,303	
計					580,400	
単価					5,804	円／掛ｍ２

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	交通誘導警備員Ａ		単位	人日	数量	1	単価	19,590

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人	1	19,584	19,584	
諸雑費（まるめ）		式	1		6	
計					19,590	
単価					19,590	円／人日

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	交通誘導警備員Ｂ		単位	人日	数量	1	単価	18,360

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人	1	18,360	18,360	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					18,360	
単価					18,360	円／人日

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復) 中層混合処理機 機械質量20t以上60t以下 標準(1.0)	単位	回	数量	1	単価	2,194,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員		人	16	29,580	473,280	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	２５ｔ吊	日	2.4	53,200	127,680	
運搬費等率 265%		式	1		1,592,544	
諸雑費（まるめ）		式	1		496	
計					2,194,000	
単価					2,194,000	円／回

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	システム初期費（ＩＣＴ）	ﾊﾞｯｸﾎｳ	単位	式	数量	1	単価	598,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
システム初期費	バックホウ	式	1		598,000	
計					598,000	
単価					598,000	円／式

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	中層混合処理機運転	2m＜L≦5m	単位	日	数量	1	単価	338,100

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	32,334	32,334	
軽油		L	113	129	14,577	
中層混合処理機［ベースマシン］	２０ｔ（０．８ｍ３）級バックホウ	供用日	1.68	26,600	44,688	
中層混合処理機（トレンチャ式）［撹拌混合装置］	改良深度（標準）５ｍ　適合ベースマシン２０ｔ級	供用日	1.68	121,000	203,280	
施工管理装置	１ピースブーム用	供用日	1.68	25,700	43,176	
諸雑費（まるめ）		式	1		45	
計					338,100	
単価					338,100	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	スラリプラント運転		単位	日	数量	1	単価	82,320

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
深層混合処理機［スラリプラント（全自動）］	能力２０ｍ３／ｈ	供用日	1.68	49,000	82,320	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					82,320	
単価					82,320	円／日

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（本）		単位	本	数量	1	単価	239,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト擁壁材料費	1656/1611x1468　天端斜角 調整用	本	1	239,000	239,000	
計					239,000	
単価					239,000	円／本

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（本）		単位	本	数量	1	単価	168,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト擁壁材料費	1611/1550x2000　天端斜角	本	1	168,000	168,000	
計					168,000	
単価					168,000	円／本

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（本）		単位	本	数量	1	単価	160,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト擁壁材料費	1550/1488x2000　天端斜角	本	1	160,000	160,000	
計					160,000	
単価					160,000	円／本

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（本）		単位	本	数量	1	単価	176,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト擁壁材料費	1687/1625x2000　天端斜角	本	1	176,000	176,000	
計					176,000	
単価					176,000	円／本

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（本）		単位	本	数量	1	単価	168,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト擁壁材料費	1625/1562x2000　天端斜角	本	1	168,000	168,000	
計					168,000	
単価					168,000	円／本

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（本）		単位	本	数量	1	単価	185,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト擁壁材料費	1761/1698x2000　天端斜角	本	1	185,000	185,000	
計					185,000	
単価					185,000	円／本

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（本）		単位	本	数量	1	単価	176,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト擁壁材料費	1698/1634x2000　天端斜角	本	1	176,000	176,000	
計					176,000	
単価					176,000	円／本

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（本）		単位	本	数量	1	単価	185,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト擁壁材料費	1833/1770x2000　天端斜角	本	1	185,000	185,000	
計					185,000	
単価					185,000	円／本

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（本）		単位	本	数量	1	単価	185,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト擁壁材料費	1770/1707x2000　天端斜角	本	1	185,000	185,000	
計					185,000	
単価					185,000	円／本

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（本）		単位	本	数量	1	単価	193,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト擁壁材料費	1906/1842x2000　天端斜角	本	1	193,000	193,000	
計					193,000	
単価					193,000	円／本

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（本）		単位	本	数量	1	単価	185,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト擁壁材料費	1842/1779x2000　天端斜角	本	1	185,000	185,000	
計					185,000	
単価					185,000	円／本

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（本）		単位	本	数量	1	単価	240,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト擁壁材料費	2008/1945x2000　天端斜角	本	1	240,000	240,000	
計					240,000	
単価					240,000	円／本

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（本）		単位	本	数量	1	単価	193,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト擁壁材料費	1945/1882x2000　天端斜角	本	1	193,000	193,000	
計					193,000	
単価					193,000	円／本

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（本）		単位	本	数量	1	単価	193,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト擁壁材料費	1905/1844x2000　天端斜角	本	1	193,000	193,000	
計					193,000	
単価					193,000	円／本

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（本）		単位	本	数量	1	単価	185,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト擁壁材料費	1844/1785x2000　天端斜角	本	1	185,000	185,000	
計					185,000	
単価					185,000	円／本

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（本）		単位	本	数量	1	単価	185,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト擁壁材料費	1785/1727x2000　天端斜角	本	1	185,000	185,000	
計					185,000	
単価					185,000	円／本

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（本）		単位	本	数量	1	単価	176,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト擁壁材料費	1727/1668x2000　天端斜角	本	1	176,000	176,000	
計					176,000	
単価					176,000	円／本

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（本）		単位	本	数量	1	単価	176,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト擁壁材料費	1668/1610x2000　天端斜角	本	1	176,000	176,000	
計					176,000	
単価					176,000	円／本

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（本）		単位	本	数量	1	単価	168,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト擁壁材料費	1610/1551x2000　天端斜角	本	1	168,000	168,000	
計					168,000	
単価					168,000	円／本

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（本）		単位	本	数量	1	単価	45,900

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト擁壁材料費	800x2000　標準	本	1	45,900	45,900	
計					45,900	
単価					45,900	円／本

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（本）		単位	本	数量	1	単価	41,400

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト擁壁材料費	800x1000　調整用	本	1	41,400	41,400	
計					41,400	
単価					41,400	円／本

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（本）		単位	本	数量	1	単価	64,300

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト擁壁材料費	800x1495　調整用	本	1	64,300	64,300	
計					64,300	
単価					64,300	円／本

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（本）		単位	本	数量	1	単価	78,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト擁壁材料費	1400x2000　標準	本	1	78,700	78,700	
計					78,700	
単価					78,700	円／本

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（本）		単位	本	数量	1	単価	67,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト擁壁材料費	1200x2000　標準	本	1	67,600	67,600	
計					67,600	
単価					67,600	円／本

共通仮設費

主たる工種

単独（追加工事）： 道路改良工事　　合算工事： 0

対象工事費	86,451,604	直接工事費	86,451,604	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0

非対象額計（－）	0	
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）
管理費区分２，７	0	（工場原価）
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）
管理費区分９	0	（間接費非対象額）
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額 ）
対象額　支　給　品（＋）	0	
無償貸付機械評価額（＋）	0	

共通仮設費対象額

単独（追加工事）	86,451,604	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	86,451,604		0		0

共通仮設費（率分）

率（補正前）	9.9 %		0 %		
施工地域等補正	1.2	ICT施工補正	1		
率（補正後）	12.12 % （11.88% × 週休1.02）				
計上額	10,477,000		0		0

比較結果	当該追加工事	A			
	0	0		調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	86,451,604	直接工事費	86,451,604		
非対象額計（－）	0				
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	0	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（Ｐｉ）					
単独（追加工事）	86,451,604	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	2.35 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地				
率（補正後）	2.35 %				
計上額	2,031,000		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	2,871,825				
運搬費	2,194,000	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	677,825
営繕費	0	現場環境改善費	0		

共通仮設費計　15,379,825

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	101,831,429	単独（追加工事）直接工事費	86,451,604	単独（追加工事）共通仮設費	15,379,825
非対象額計（－）	15,600				
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	15,600	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	101,815,829	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	101,815,829		0		0
現場管理費対象純工事費　（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	29.72 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.1				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	33.67 %	（32.69% × 週休1.03）	0 %		
計上額	34,281,000		0		0
			5,754,276	（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	大宮国道事務所　計画課			工事番号	2025011020　　第　0　回変更
発注年月	令和08年01月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種	道路改良工事

工事原価	136,112,429					
純工事費	101,831,429	現場管理費	34,281,000	工期延長等に伴う現場維持費		0
非対象額計（－）	15,600					
管理費区分９	15,600	（支給品を除く間接費非対象額）				
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）				
一般管理費等対象工事原価						
単独（追加工事）	136,096,829	現工事	0	合算工事		0
全処分費等を除く						
一般管理費等対象工事原価	136,096,829	現工事	0	合算工事		0
（調整工事入力で使用）						
前払金支出割合による補正係数	1	現工事				
財団法人等による補正係数	1					
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	136,096,829					
契約保証に係る補正値	0.04　％					
一般管理費率						
単独（追加工事）	16.43　％	現工事	0　％	合算工事		0　％
一般管理費	22,407,571					
業務委託料等	0					
調査基準価格	158,158,000					
調査基準価格の100/110	143,780,000	（ 90.7　％）				

工　事　数　量　総　括　表

工 事 名　　Ｒ７国道１７号上尾道路箕田地区外改良工事

国土交通省 関東地方整備局
大宮国道事務所　計画課

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道１７号上尾道路箕田地区外改良工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路改良		式		1		
道路土工		式		1		
掘削工(ICT)		式		1		
掘削(ICT)	土砂	m3		3,120		
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む) 現場～場内仮置き場	m3		320		
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む) 現場～箕田地区仮置き場	m3		2,800		
整地	残土受入れ地での処理	m3		3,120		
路体盛土工		式		1		
路体(築堤)盛土	4.0m以上	m3		290		
積込(ﾙｰｽﾞ)	土砂	m3		320		
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む) 場内仮置き場～現場	m3		320		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道１７号上尾道路箕田地区外改良工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
路床盛土工		式		1		
路床盛土	4.0m以上	m3		370		
土材料	RC-40	m3		370		
置換工		式		1		
置換	路床盛土	m3		1,950		
土材料	RC-40	m3		1,950		
法面整形工		式		1		
法面整形(盛土部)	法面締固め無 現場制約無	m2		180		
法面整形工(ICT)		式		1		
法面整形(切土部)(ICT)	ﾚｷ質土、砂及び砂質土、粘性土	m2		590		
残土処理工		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道１７号上尾道路箕田地区外改良工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
積込(ﾙｰｽﾞ)	土砂	m3		10,000		
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む) 箕田地区仮置き場～深谷BP	m3		10,000		
整地	残土受入れ地での処理	m3		10,000		
地盤改良工		式		1		
固結工		式		1		
中層混合処理	L16号擁壁 quck=250kN/m2	m3		169		
中層混合処理	R18号擁壁 quck=200kN/m2	m3		35		
擁壁工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り	土砂	式		1		
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む) 現場～場内仮置き場	式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道１７号上尾道路箕田地区外改良工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
整地	残土受入れ地での処理	式		1		
埋戻し	土砂	式		1		
積込(ﾙｰｽﾞ)	土砂 小規模(標準)	式		1		
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む) 場内仮置き場～現場	式		1		
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ擁壁工		式		1		
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ擁壁	L16号 1.0mを超え2.0m以下	m		37		
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ擁壁	R18号 0.5m以上1.0m以下	m		4		
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ擁壁	R18号 1.0mを超え2.0m以下	m		8		
排水構造物工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り	土砂	式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道１７号上尾道路箕田地区外改良工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む) 現場～場内仮置き場	式		1		
整地	残土受入れ地での処理	式		1		
埋戻し		式		1		
積込(ﾙｰｽﾞ)	土砂	式		1		
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む) 場内仮置き場～現場	式		1		
基面整正		式		1		
管渠工		式		1		
ﾋｭｰﾑ管(B形管)	外圧管1種 Φ350 90° 巻基礎	m		134		
ﾋｭｰﾑ管(B形管)	外圧管1種 Φ300 90° 巻基礎	m		61		
集水桝･ﾏﾝﾎｰﾙ工		式		1		
現場打ち集水桝	G1-500x500x1000	箇所		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道１７号上尾道路箕田地区外改良工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
現場打ち集水桝	G1-600x600x1200	箇所		2		
現場打ち集水桝	G2-500x500x1600	箇所		1		
現場打ち集水桝	G2-600x600x1200	箇所		2		
現場打ち集水桝	G2-600x600x1400	箇所		1		
防護柵工		式		1		
防護柵基礎工 右側		式		1		
基礎材	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ40～0 敷厚 0.5ｍ	m2		246		
均しｺﾝｸﾘｰﾄ	18-8-25(20)高炉 W/C指定無し 敷厚 10ｃｍ	m2		166		
ｺﾝｸﾘｰﾄ	24-12-25(20)高炉	m3		118		
型枠	一般型枠	式		1		
鉄筋	SD345 D13	t		4.86		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道１７号上尾道路箕田地区外改良工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
鉄筋	SD345 D16～25	t		2.35		
目地板	樹脂発泡体(30倍発泡)t=20	m2		12		
足場	安全ネット必要	式		1		
防護柵基礎工 左側		式		1		
基礎材	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ40～0 敷厚 0.5ｍ	m2		135		
均しｺﾝｸﾘｰﾄ	18-8-25(20)高炉 W/C指定無し 敷厚 10ｃｍ	m2		91		
ｺﾝｸﾘｰﾄ	24-12-25(20)高炉	m3		54		
型枠	一般型枠	式		1		
鉄筋	SD345 D13	t		3		
目地板	樹脂発泡体(30倍発泡)t=20	m2		5.6		
足場	安全ネット必要	式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道１７号上尾道路箕田地区外改良工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
工事用道路工		式		1		
工事用道路工 滝馬室～大間		式		1		
掘削	土砂	m3		360		
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む) 現場～箕田地区仮置き場	m3		360		
整地	残土受入れ地での処理	m3		360		
路体(築堤)盛土	4.0m以上	m3		790		
土材料	RC-40	m3		790		
表層(車道・路肩部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ	m2		235		
下層路盤(車道・路肩部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 100ｍｍ	m2		120		
工事用道路工 大間地区		式		1		
掘削	土砂 小規模(標準)	m3		20		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道１７号上尾道路箕田地区外改良工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)現場～箕田地区仮置き場	m3		20		
整地	残土受入れ地での処理	m3		20		
路体(築堤)盛土	4.0m以上	m3		190		
土材料	RC-40	m3		190		
表層(車道・路肩部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ	m2		333		
工事用道路工 登戸～箕田		式		1		
路体(築堤)盛土	4.0m以上	m3		670		
土材料	RC-40	m3		670		
表層(車道・路肩部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ	m2		349		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道１７号上尾道路箕田地区外改良工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
交通誘導警備員 A	昼間作業	人日		45		
交通誘導警備員 B	昼間作業	人日		115		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
重建設機械分解組立輸送費	中層混合処理機	回		1		
技術管理費		式		1		
土壌分析費	六価クロム溶出試験費	検体		2		
ｼｽﾃﾑ初期費(ICT)	掘削(ICT),法面整形(切土部)(ICT)	式		1		
道路施設基本ﾃﾞｰﾀ作成費用		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道１７号上尾道路箕田地区外改良工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

Ｒ７国道１７号上尾道路箕田地区外改良工事

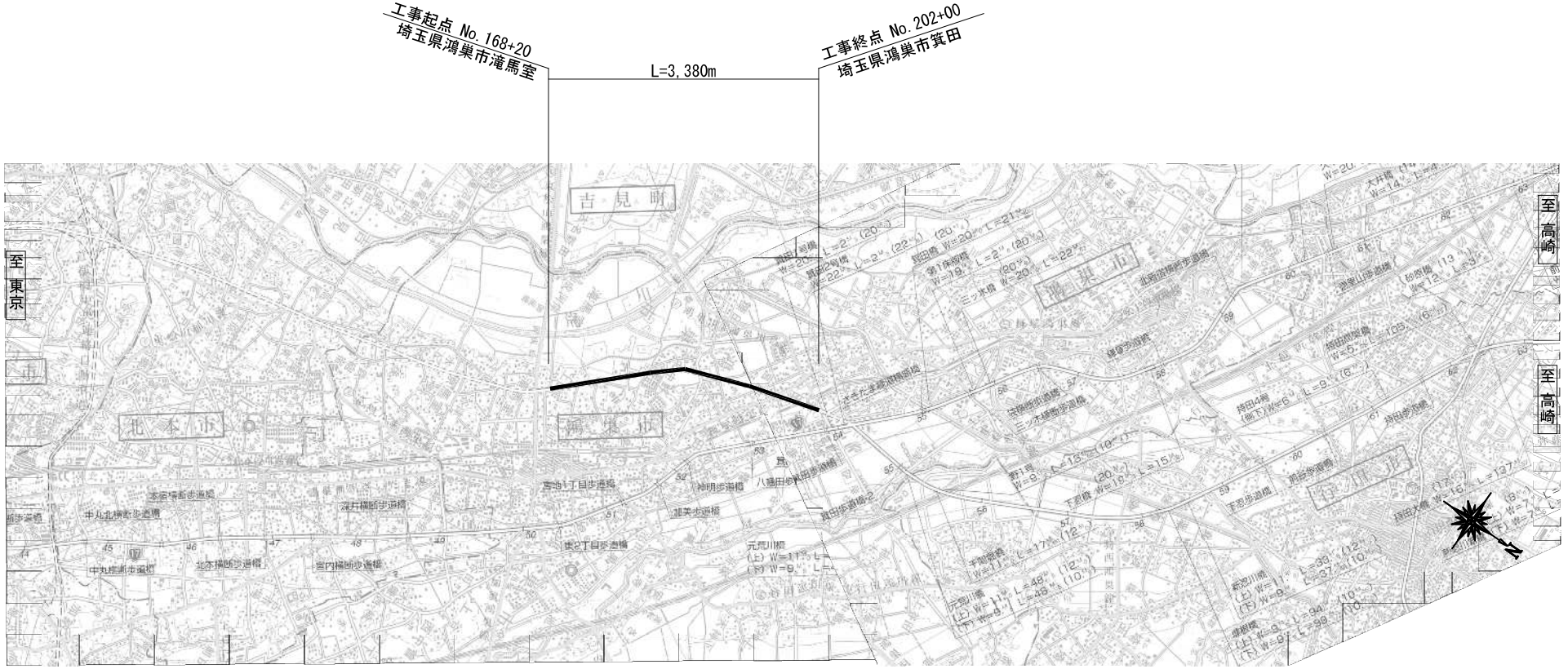
（　当　　初　）　請負工事費計算書

(1)直接工事費	86,451,604		
(2)共通仮設費	15,379,825		
(3)純工事費 (1)+(2)	101,831,429		
(4)現場管理費	34,281,000		
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用	0	(16)工場製作純工事費	0
		(17)工場管理費	0
(6)工事原価 (3)+(4)+(5)+(18)	136,112,429	(18)工場製作原価 (16)+(17)	0
(7')一般管理費等(計上額)	22,407,571	((7)一般管理費等(計算額)	22,415,147)
(8')その他費目計	0		
(9)業務委託料等	0		
(10)工事価格 (6)+(7')+(8')+(9)（万円未満切り捨て）	158,520,000		

(11)消費税相当額	15,852,000
(12)請負工事価格 (10)+(11)	174,372,000
(13)入札書比較価格 (請負工事費の100/110)	158,520,000
(14)調査基準価格	158,158,000
(15)調査基準価格の100/110 (万円未満切り捨て)	143,780,000

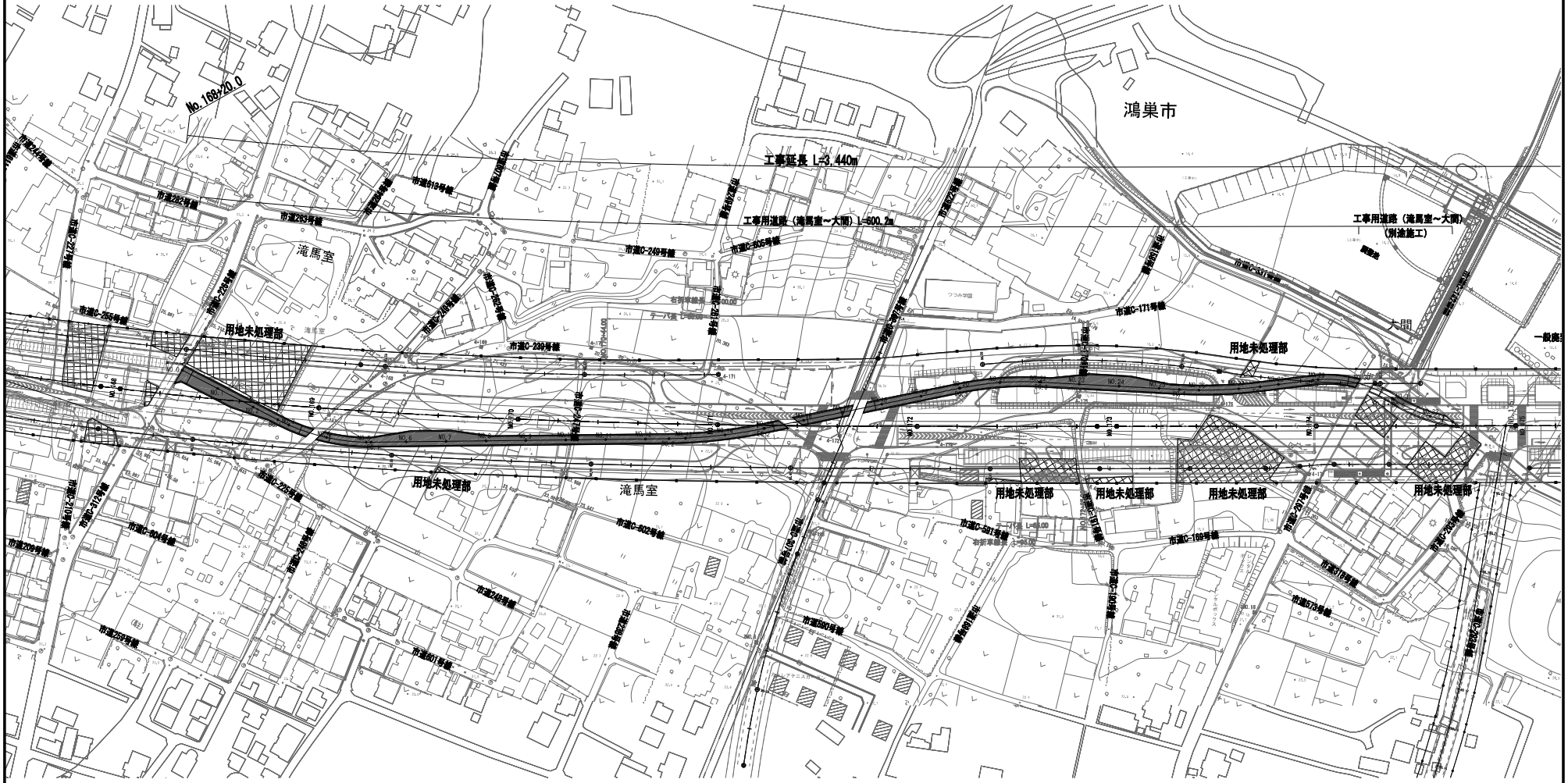
位　置　図

S=1：50,000

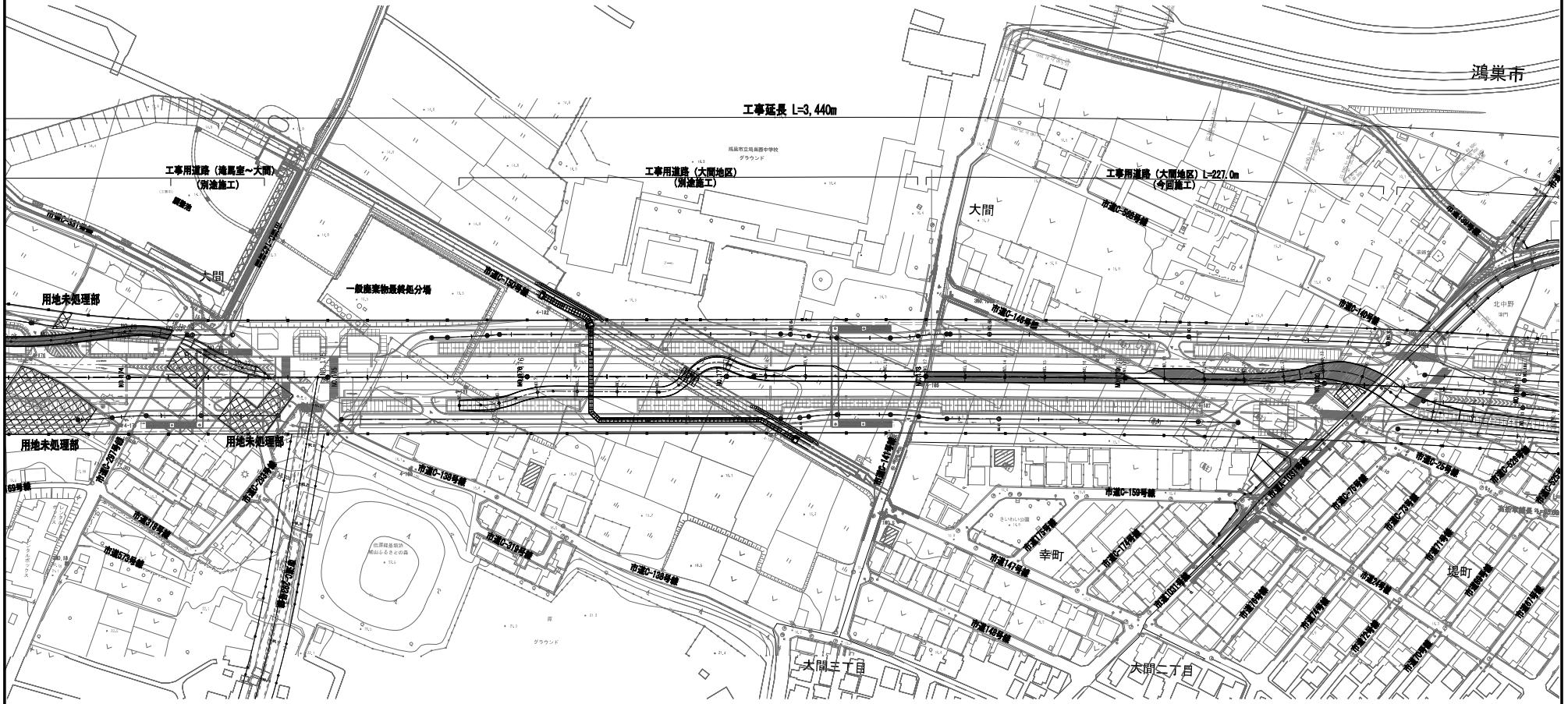


工事名	R７国道１７号上尾道路箕田地区外改良工事		
図面名	位　置　図		
作成年月日	令和　８年　１月　　日		
縮尺	1:50,000	図面番号	1 ／ 39
会社名	中央コンサルタンツ株式会社　株式会社綜合技術コンサルタント パシフィックコンサルタンツ株式会社		
所長 / 副所長 / 事業対策官 / 課長 / 保全対策官 / 専門副参官 / 担当			
事業者名	国土交通省大宮国道事務所		

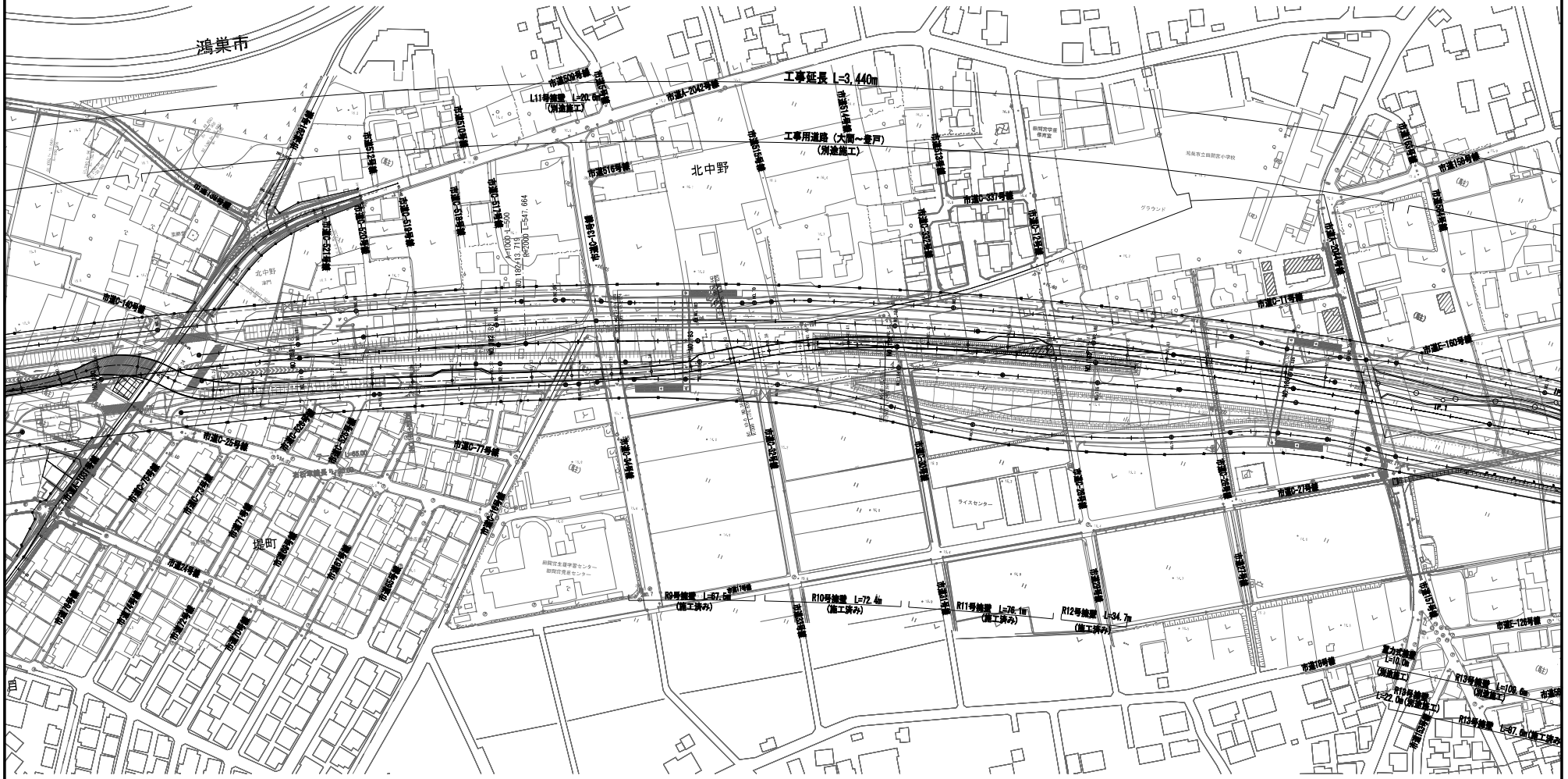
平面図（１）　S=1：1000


No.168+20.0
鴻巣市
工事延長 L=3,440m
工事用道路（滝馬室～大間）L=600.2m
工事用道路（滝馬室～大間）
（別途施工）
滝馬室
大間
用地未処理部
用地未処理部
用地未処理部
用地未処理部
用地未処理部
用地未処理部
用地未処理部
市道C-255号線
市道C-230号線
市道C-225号線
市道C-204号線
市道C-249号線
市道C-171号線
市道C-169号線
市道C-502号線
市道C-531号線
市道C-537号線
市道283号線
市道618号線
市道C-305号線
市道C-307号線
市道C-308号線
市道C-309号線
市道C-310号線
市道C-311号線
市道C-312号線
市道C-313号線
市道C-314号線
市道C-315号線
市道C-316号線
市道C-317号線
市道C-318号線
市道C-319号線
市道C-320号線
市道C-321号線
市道C-322号線
市道C-323号線
市道C-324号線
市道C-325号線
市道C-326号線
市道C-327号線
市道C-328号線
市道C-329号線
市道C-330号線
市道C-331号線
市道C-332号線
市道C-333号線
市道C-334号線
市道C-335号線
市道C-336号線
市道C-337号線
市道C-338号線
市道C-339号線
市道C-340号線
市道C-341号線
市道C-342号線
市道C-343号線
市道C-344号線
市道C-345号線
市道C-346号線

平面図（２）　S=1：1000


鴻巣市
工事延長 L=3,440m
工事用道路（埼玉県～大間）
（別途施工）
工事用道路（大間地区）
（別途施工）
工事用道路（大間地区）L=227.0m
（今回施工）
大間
用地未処理部
一般廃棄物最終処分場
幸町
堤町
大間三丁目
大間二丁目
市道C-138号線
市道C-139号線
市道C-140号線
市道C-141号線
市道C-147号線
市道C-148号線
市道C-149号線
市道C-150号線
市道C-151号線
市道C-152号線
市道C-153号線
市道C-154号線
市道C-155号線
市道C-156号線
市道C-157号線
市道C-158号線
市道C-159号線
市道C-160号線
市道C-161号線
市道C-162号線
市道C-163号線
市道C-164号線
市道C-165号線
市道C-166号線
市道C-167号線
市道C-168号線
市道C-169号線
市道C-170号線
市道C-171号線
市道C-172号線
市道C-173号線
市道C-174号線
市道C-175号線
市道C-176号線
市道C-177号線
市道C-178号線
市道C-179号線
市道C-180号線
市道C-181号線
市道C-182号線
市道C-183号線
市道C-184号線
市道C-185号線
市道C-186号線

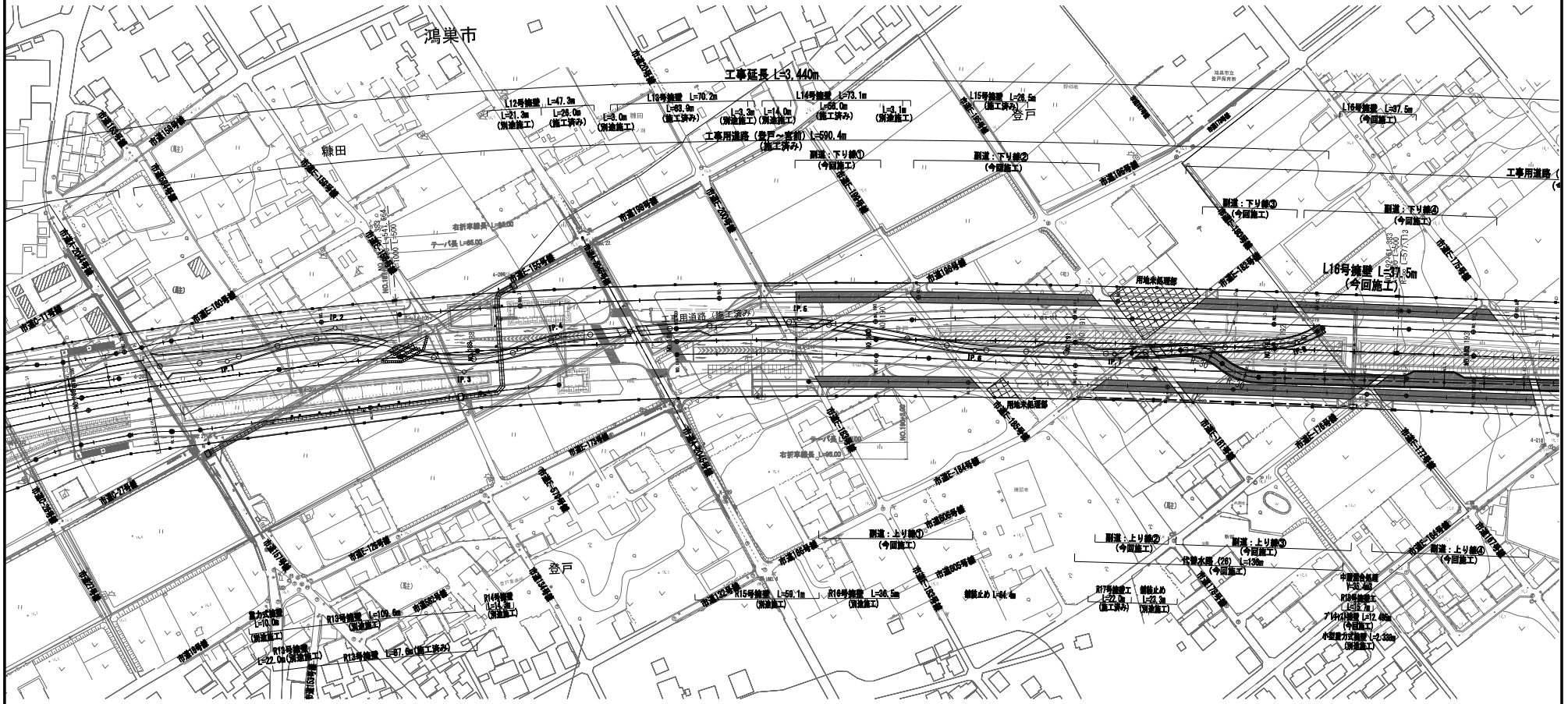
平面図（３）　S=1：1000



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R７国道１７号上尾道路笈田地区外改良工事
図面名	平面図（３）
作成年月日	令和　８年　１月　日
縮　尺	図　示　図面番号　４ ／ 39
会社名	中央コンサルタンツ株式会社
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所

平面図（４）　S=1：1000

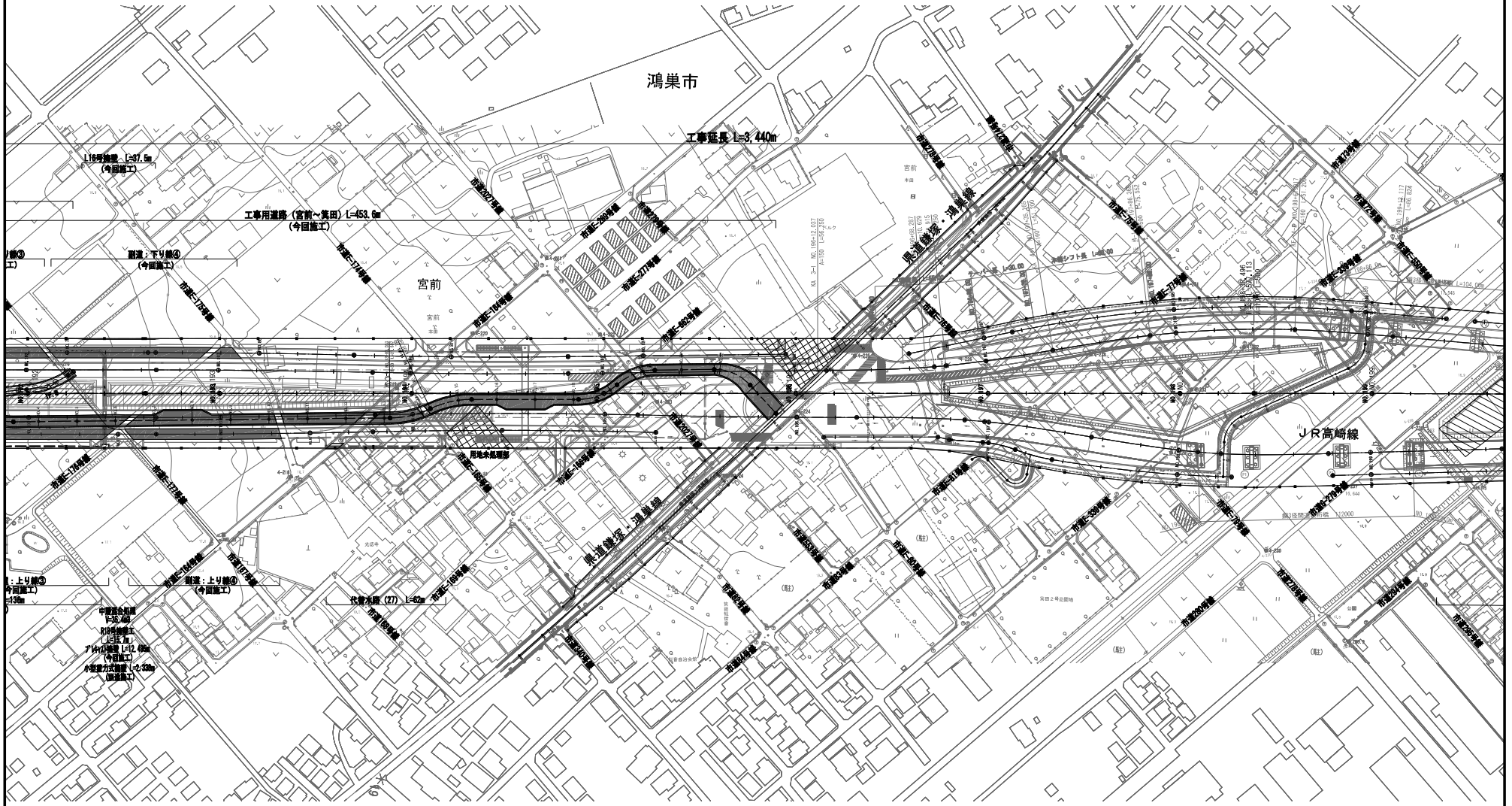


：用地未処理地

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R７国道１７号上尾道路笈田地区外改良工事		
図面名	平面図（４）		
作成年月日	令和　８年　１月　日		
縮　尺	図　示	図面番号	５　／　39
会社名	中央コンサルタンツ株式会社		
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所		

平面図（５）　S=1：500

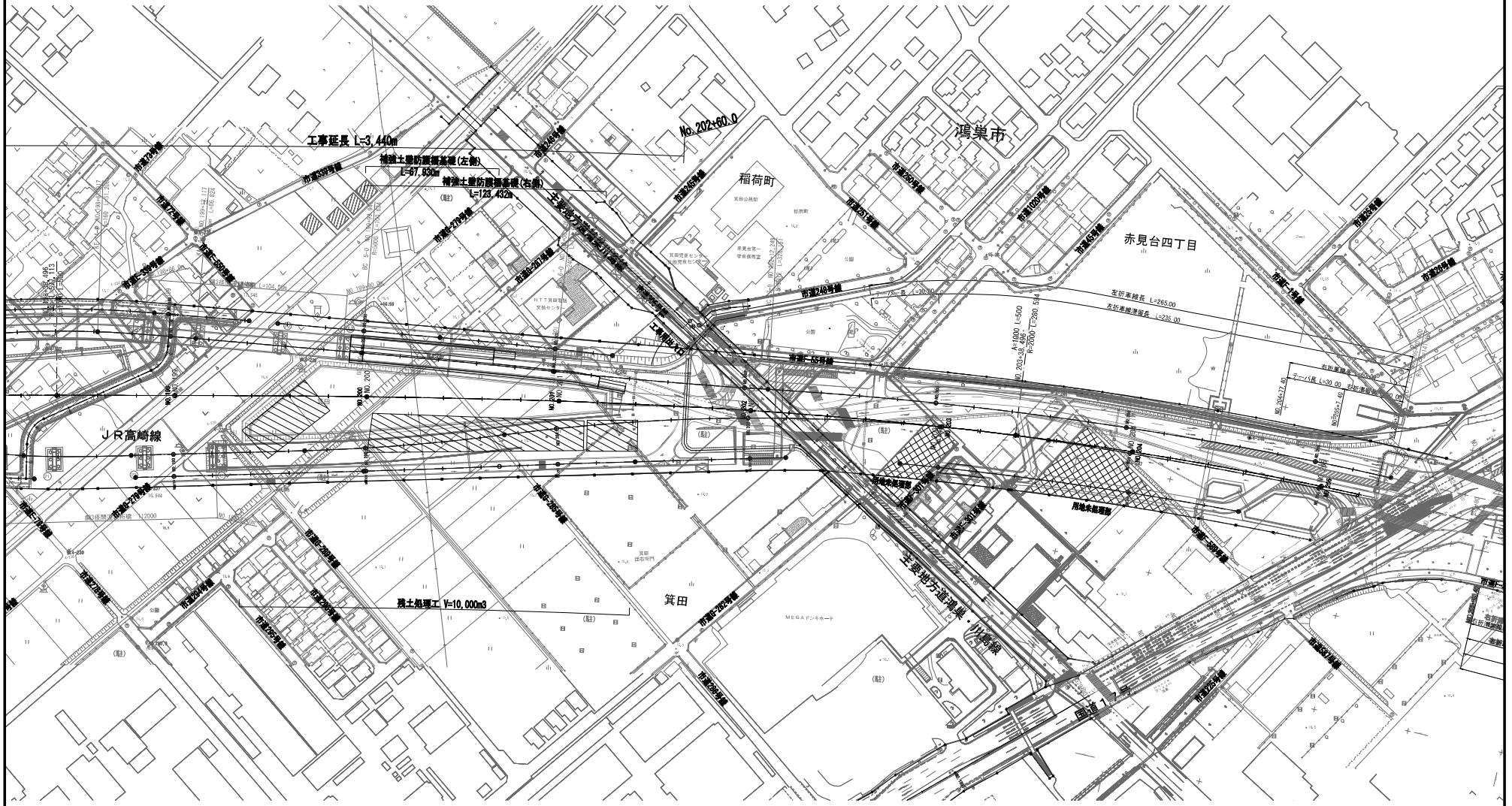


：用地未処理地

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R７国道１７号上尾道路箕田地区外改良工事
図面名	平面図（５）
作成年月日	令和　８年　１月　日
縮　尺	図　示　　図面番号　６／３９
会社名	中央コンサルタンツ株式会社
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所

平面図（６）　S=1：1000



：用地未処理地

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

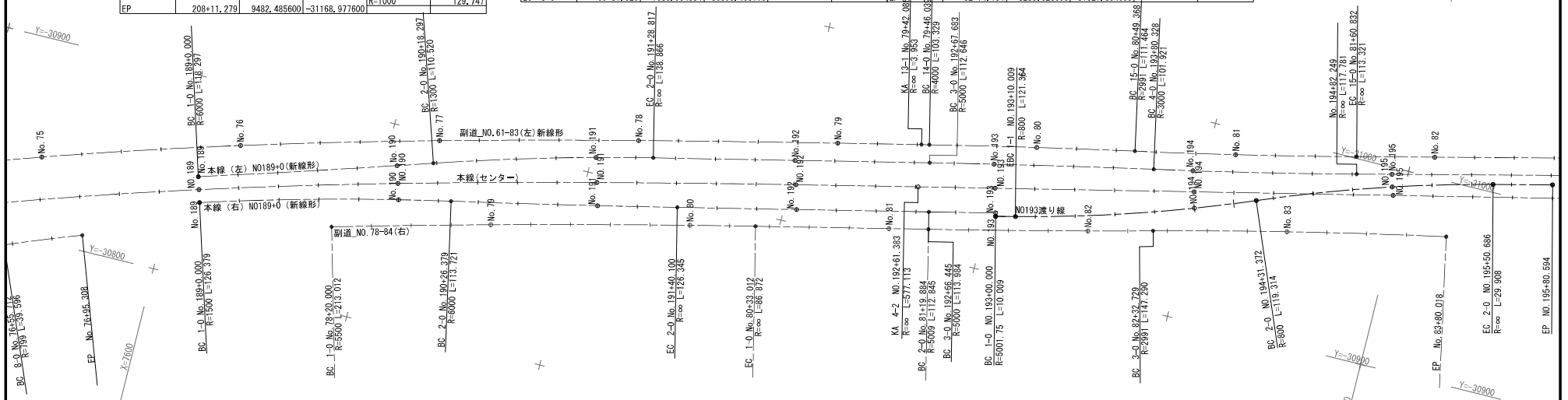
工事名	R７国道１７号上尾道路箕田地区外改良工事
図面名	平面図（６）
作成年月日	令和　８年　１月　日
縮　尺	図　示　　図面番号　７／39
会社名	中央コンサルタンツ株式会社
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所

線 形 図

主要点	測 点	X座標	Y座標	要 素	距 離
本線（左）NO189+0(新線形)					
BC 1-0	189+00.000	7610.677081	-30850.363440		
				R=6000	118.297
BC 2-0	190+18.297	7723.634449	-30885.497327		
				R=1300	110.520
EC 2-0	191+28.817	7830.150274	-30914.850545		
				R=∞	138.866
BC 3-0	192+67.683	7965.472805	-30946.021152		
				R=5000	112.646
BC 4-0	193+80.328	8075.519487	-30970.067567		
				R=3000	101.921
EC 4-0	194+82.249	8174.959917	-30992.393340		
				R=∞	134.396
KA 5-1	196+16.615	8305.572198	-31024.057301		
				A=150	56.250
KE 5-1	196+72.865	8359.901211	-31038.584195		
				R=400	6.051
KE 5-2	196+78.915	8365.652913	-31040.462932		
				A=150	56.250
KA 6-1	197+35.165	8418.081668	-31060.807415		
				A=160	51.200
KE 6-1	197+86.365	8465.689468	-31079.630980		
				R=500	75.552
KE 6-2	198+61.917	8538.498270	-31099.533828		
				A=160	51.200
KA 6-2	199+13.117	8589.061434	-31107.546053		
				R=∞	86.824
BC 7-0	199+99.941	8675.034894	-31119.669207		
				R=5000	100.634
BC 8-0	201+00.576	8774.818004	-31132.716955		
				R=2400	111.673
BC 9-0	202+12.249	8885.337931	-31148.655330		
				R=2012	328.151
EC 9-0	205+40.400	9211.943214	-31176.464793		
				R=∞	141.132
BC 10-0	206+81.532	9353.074852	-31176.943760		
				R=1000	129.747
EP	208+11.279	9482.485600	-31168.977600		

主要点	測 点	X座標	Y座標	要 素	距 離
副道_NO.61-83(左)新線形					
BP	62+20.000	6487.890800	-30123.471900		
				R=∞	7.860
EC 1-0	62+27.860	6493.536658	-30128.941053		
				R=∞	20.004
EC 2-0	62+47.864	6507.517900	-30143.247500		
				R=∞	6.194
EC 3-0	62+54.058	6511.655900	-30147.856100		
				R=∞	141.017
BC 4-0	63+95.075	6614.814961	-30244.002336		
				R=100	14.207
BC 5-0	64+09.282	6625.859910	-30252.919191		
				R=100	14.052
EC 5-0	64+23.334	6636.791185	-30261.730266		
				R=∞	26.891
BC 6-0	64+50.225	6656.491126	-30280.033911		
				R=100	13.963
BC 7-0	64+64.188	6666.024624	-30290.220178		
				R=100	14.280
EBC 7-1	64+78.468	6675.790871	-30300.622010		
				R=10175	1.843
KAE 7-1	64+80.311	6677.145393	-30301.872316		
				A=1008	402.805
KEE 7-1	68+83.116	6985.320599	-30560.872928		
				R=2021	20.962
EBC 7-2	69+04.078	7002.372388	-30573.064358		
				R=150	19.052
BC 8-0	69+23.130	7018.583513	-30583.048326		
				R=150	14.399
EC 8-0	69+37.529	7030.954534	-30590.405116		

主要点	測 点	X座標	Y座標	要 素	距 離
BC 9-0	69+93.865	7077.938872	-30621.490436		
				R=∞	56.337
EC 10-0	70+08.532	7089.756028	-30630.167882		
				R=150	14.667
EBC 10-1	70+27.716	7105.377188	-30641.280558		
				R=150	19.184
EC 10-2	72+40.354	7291.717243	-30743.509806		
				R=2021	212.638
BC 11-0	72+55.600	7305.900980	-30749.059382		
				R=100	15.246
EC 11-0	72+68.778	7318.213202	-30753.730529		
				R=100	13.178
BC 12-0	72+95.669	7342.672821	-30764.904004		
				R=∞	26.891
BC 13-0	73+08.846	7354.263797	-30771.152029		
				R=100	13.177
EBC 13-1	73+24.092	7367.745603	-30778.240277		
				R=100	15.246
KE 13-1	74+39.434	7474.875463	-30820.940081		
				R=2021	115.342
KA 13-1	79+42.086	7959.271078	-30953.879567		
				A=1008	502.652
BC 14-0	79+46.039	7963.123620	-30954.767027		
				R=∞	3.953
BC 15-0	80+49.368	8064.103941	-30976.659061		
				R=4000	103.329
EC 15-0	81+60.832	8172.894188	-31000.896082		
				R=2991	111.464
EP	82+74.154	8283.025600	-31027.594900	R=∞	113.321



主要点	測 点	X座標	Y座標	要 素	距 離
本線（右）NO189+0（新線形）					
BC 1-0	189+00.000	7614.415546	-30837.912582		
				R=1500	126.379
BC 2-0	190+26.379	7736.842697	-30869.116890		
				R=6000	113.721
EC 2-0	191+40.100	7847.897219	-30893.591634		
				R=∞	126.345
BC 3-0	192+66.445	7971.018083	-30921.951672		
				R=5000	113.984
BC 4-0	193+80.429	8081.792020	-30948.800876		
				R=3000	136.780
BC 5-0	195+17.209	8215.070410	-30979.500637		
				R=5000	113.980
KA 6-1	196+31.157	8326.424068	-31003.816997		
				A=150	56.250
KE 6-1	196+87.407	8381.507422	-31015.152626		
				R=400	10.411
KE 6-2	196+97.819	8391.811948	-31016.637006		
				A=150	56.250
KA 7-1	197+54.069	8447.855163	-31021.309300		
				A=140	56.000
KE 7-1	198+10.069	8503.630378	-31026.140633		
				R=350	11.964
KE 7-2	198+22.033	8515.447457	-31028.009284		
				A=140	56.000
KA 7-2	198+78.033	8569.992038	-31040.622972		
				R=∞	90.394
BC 8-0	199+68.427	8657.487384	-31063.330370		
				R=1000	104.390
BC 9-0	200+72.817	8756.979165	-31094.775202		
				R=1000	284.181
EBC 9-1	203+56.998	9033.609365	-31155.539411		
				R=3000	267.447
EBC 9-2	206+24.445	9300.850858	-31163.441347		
				R=1000	243.949
EP	208+68.394	9541.916036	-31130.209873		

主要点	測 点	X座標	Y座標	要 素	距 離
副道_NO.78-84(右)					
BC 1-0	78+20.000	7681.726671	-30842.103908		
				R=5500	213.012
EC 1-0	80+33.012	7888.325424	-30893.924863		
				R=∞	86.872
BC 2-0	81+19.884	7972.980403	-30913.424533		
				R=5009	112.845
BC 3-0	82+32.729	8082.651033	-30939.990781		
				R=2991	147.290
EP	83+80.018	8226.236400	-30972.748700		

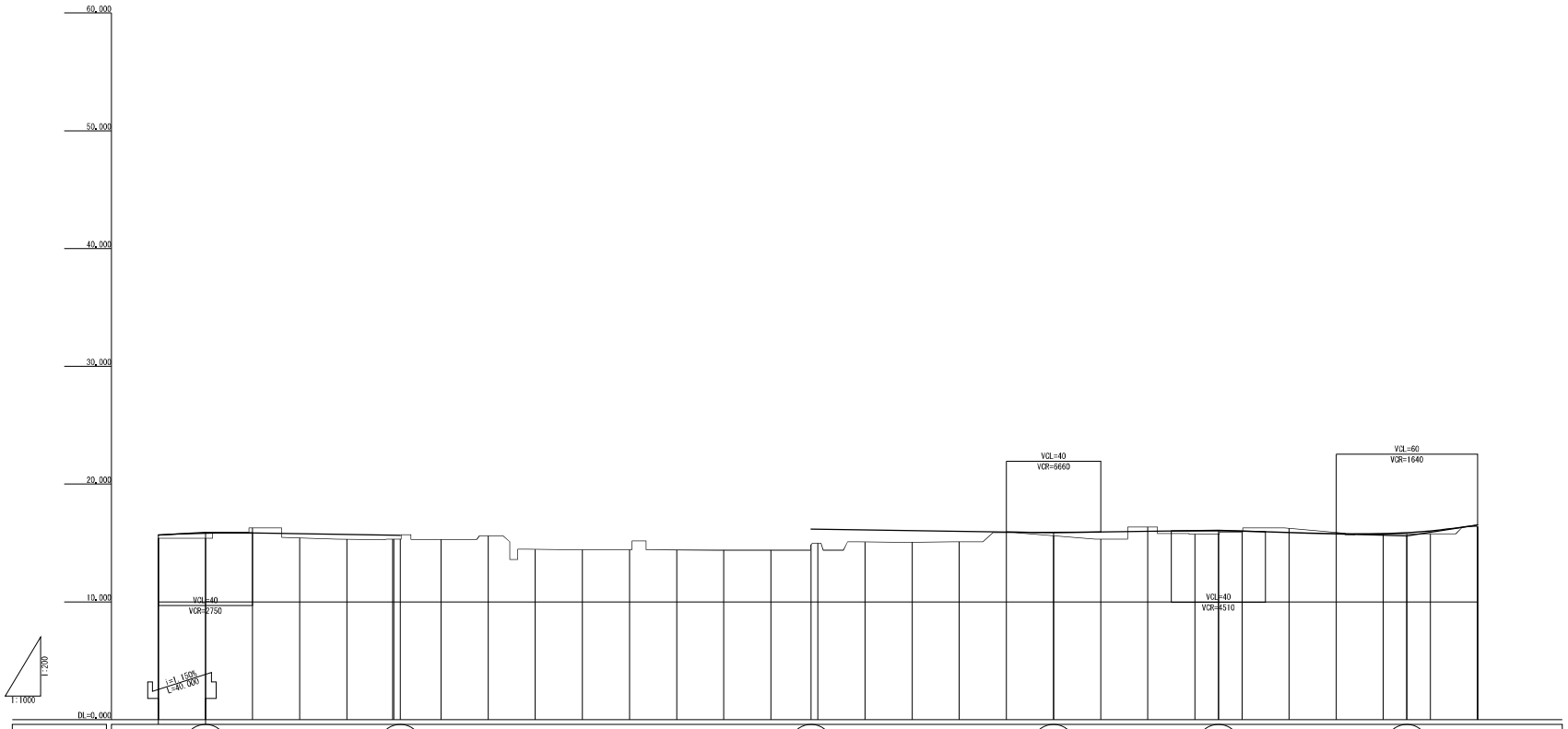
主要点	測 点	X座標	Y座標	要 素	距 離
NO193渡り線					
BC 1-0	193+00.000	8004.095800	-30927.890700		
				R=5001.750000	10.008509
EBC 1-1	193+10.009	8013.831299	-30930.212397		
				R=800.000000	121.363634
BC 2-0	194+31.372	8129.263689	-30967.310487		
				R=800.000000	119.313774
EC 2-0	195+50.686	8242.703226	-31003.928518		
				R=∞	29.908202
EP	195+80.594	8271.770700	-31010.970000		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R７国道１７号上尾道路笹目地区外改良工事
図面名	線 形 図
作成年月日	令和 8 年 1 月 日
縮 尺	図 示 図面番号 8 ／ 39
会社名	中央コンサルタンツ株式会社
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所

縦　断　図（１）
【副道　下り線】

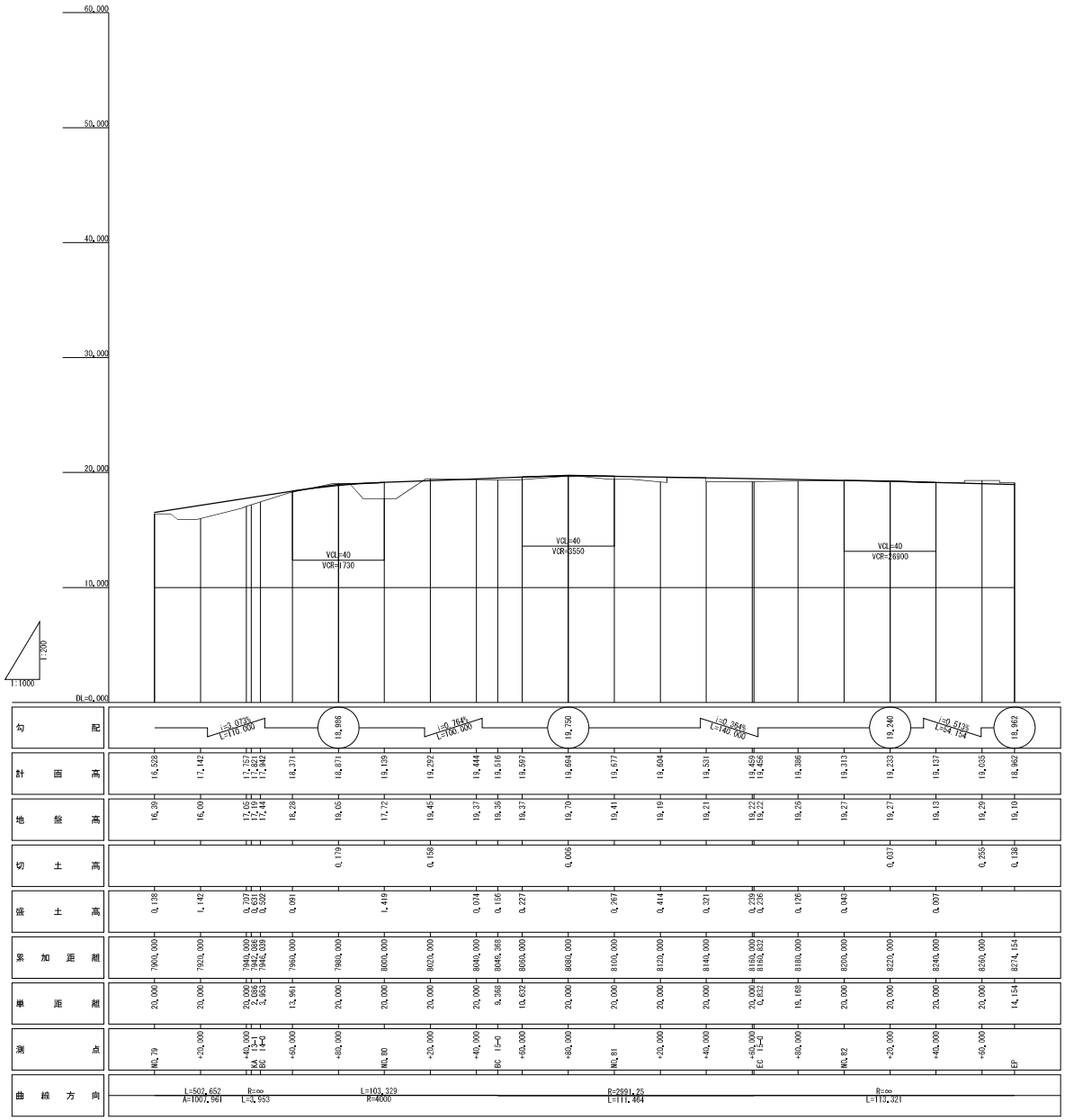
V=1: 200
H=1:1000



| | | |

縦　断　図（２）
【副道 下り線】

V=1: 200
H=1:1000



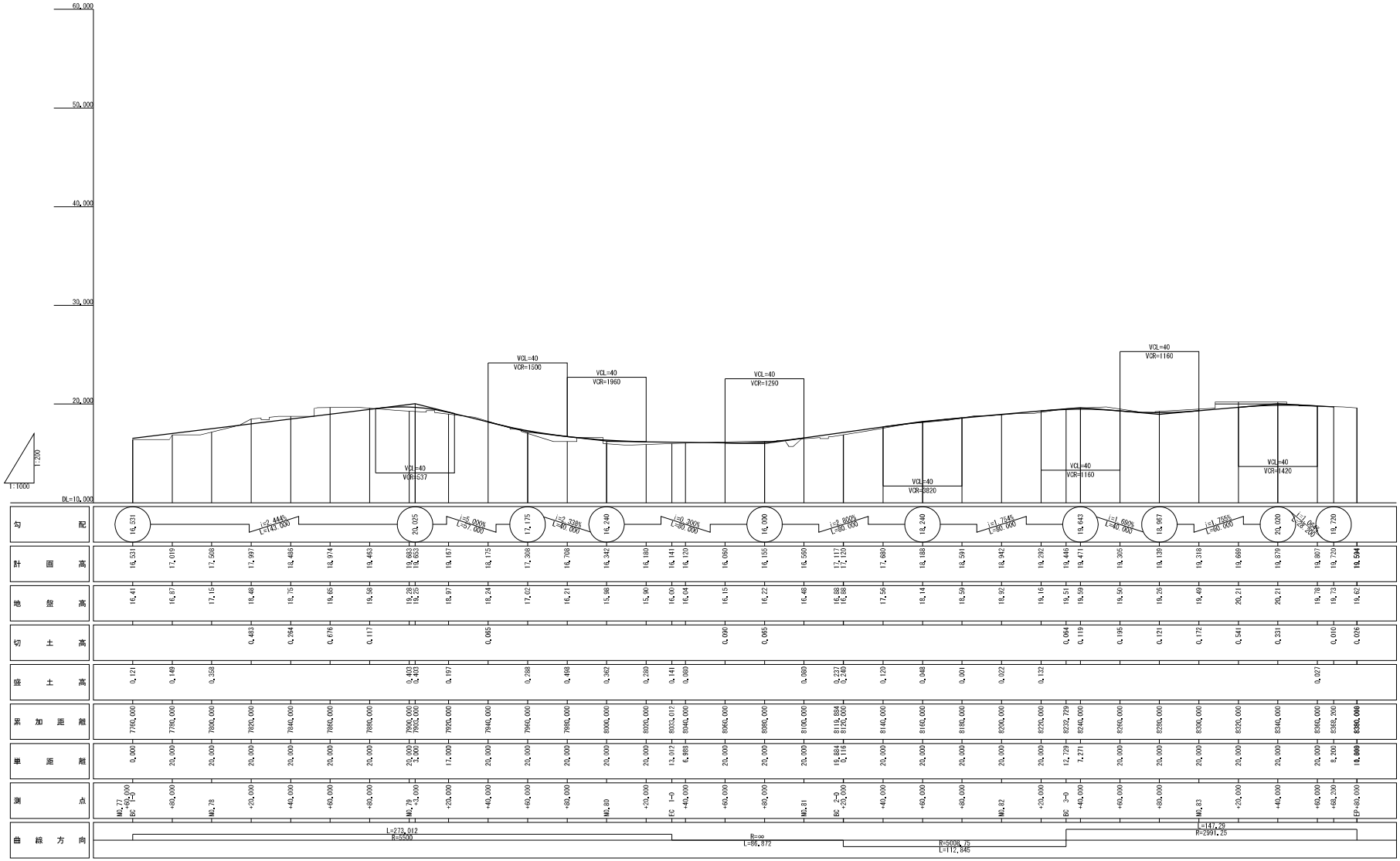
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R７国道１７号上尾道路笹田地区外改良工事
図面名	縦断図（２）
作成年月日	令和　８年　１月　日
縮　尺	V=1：200 H=1：1000
図面番号	10 ／ 39
会社名	中央コンサルタンツ株式会社
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所

縦　断　図（３）

V=1: 200
H=1:1000

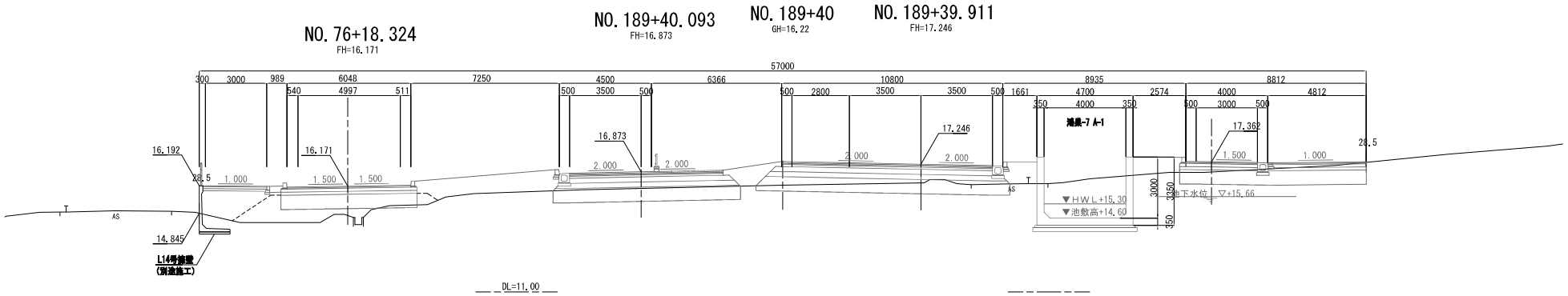
【副道 上り線】

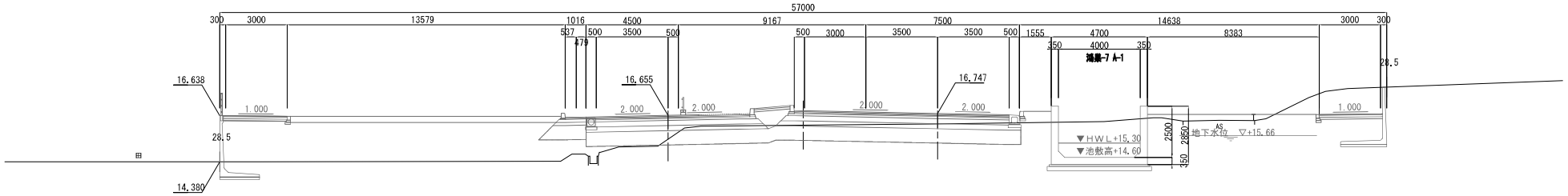


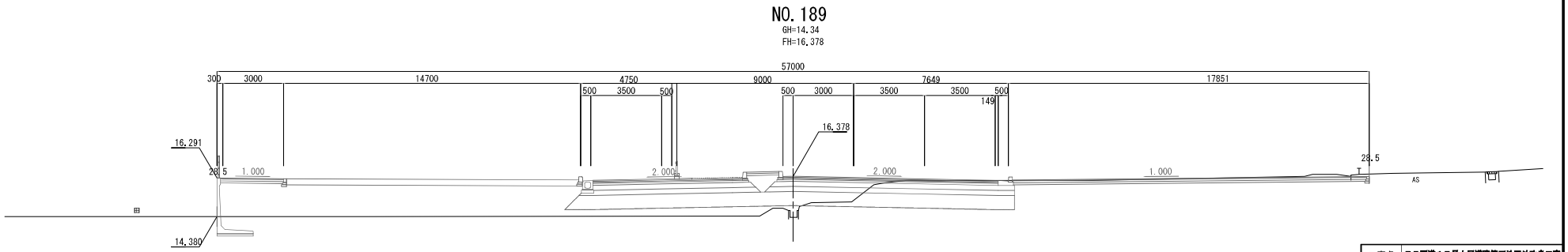
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R７国道１７号上尾道路篠田地区外改良工事
図面名	縦断図（３）
作成年月日	令和　８　年　１　月　日
縮　尺	V=1：200 H=1：1000 / 図面番号 11 ／ 39
会社名	中央コンサルタンツ株式会社
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所

横断図（１）　S=1：1000







本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R７国道１７号上尾道路笹田地区外改良工事
図面名	横断図（１）
作成年月日	令和　８年　１月　日
縮　尺	図　示　　図面番号　12 ／ 39
会社名	中央コンサルタンツ株式会社
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所

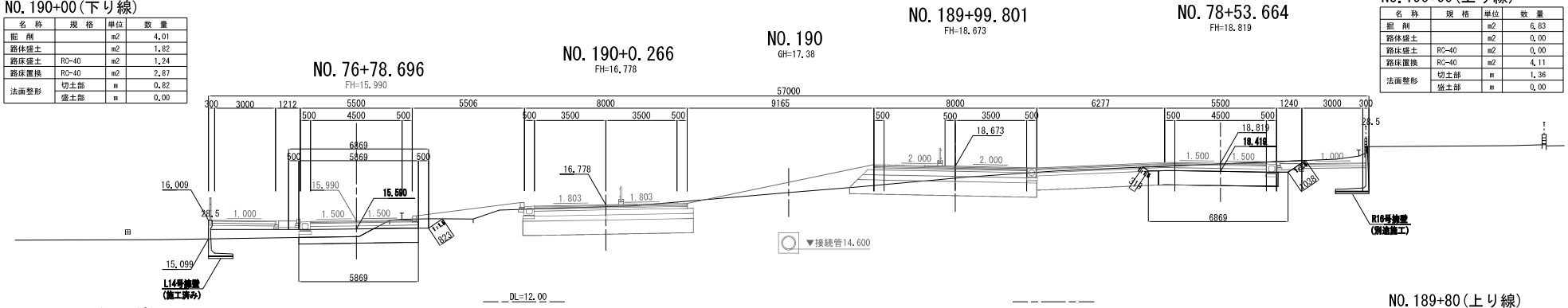
横断図（２） S=1：1000

NO.190+00（下り線）

名　称	規　格	単位	数　量
掘　削		m2	4.01
路体盛土		m2	1.82
路床盛土	RC-40	m2	1.24
路床置換	RC-40	m2	2.87
法面整形	切土部	m	0.82
	盛土部	m	0.00

NO.190+00（上り線）

名　称	規　格	単位	数　量
掘　削		m2	6.83
路体盛土		m2	0.00
路床盛土	RC-40	m2	0.00
路床置換	RC-40	m2	4.11
法面整形	切土部	m	1.36
	盛土部	m	0.00

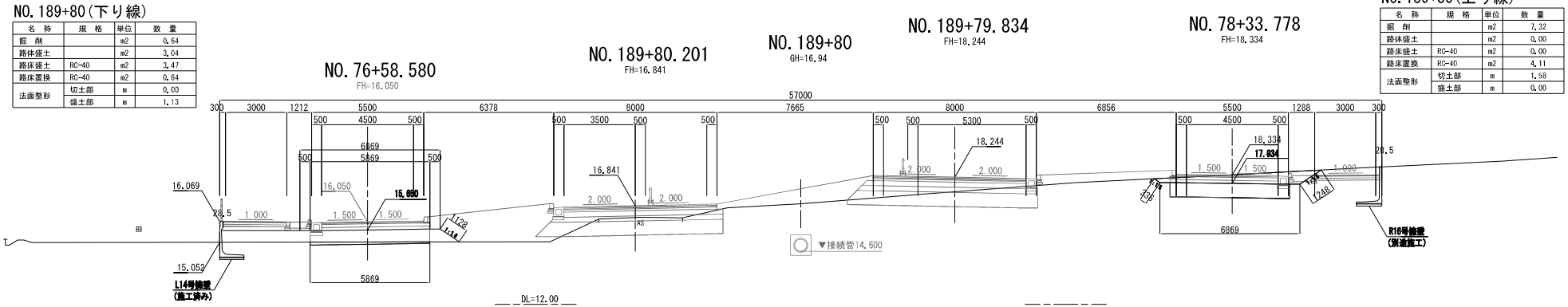


NO.189+80（下り線）

名　称	規　格	単位	数　量
掘　削		m2	0.64
路体盛土		m2	3.04
路床盛土	RC-40	m2	3.47
路床置換	RC-40	m2	0.64
法面整形	切土部	m	0.00
	盛土部	m	1.13

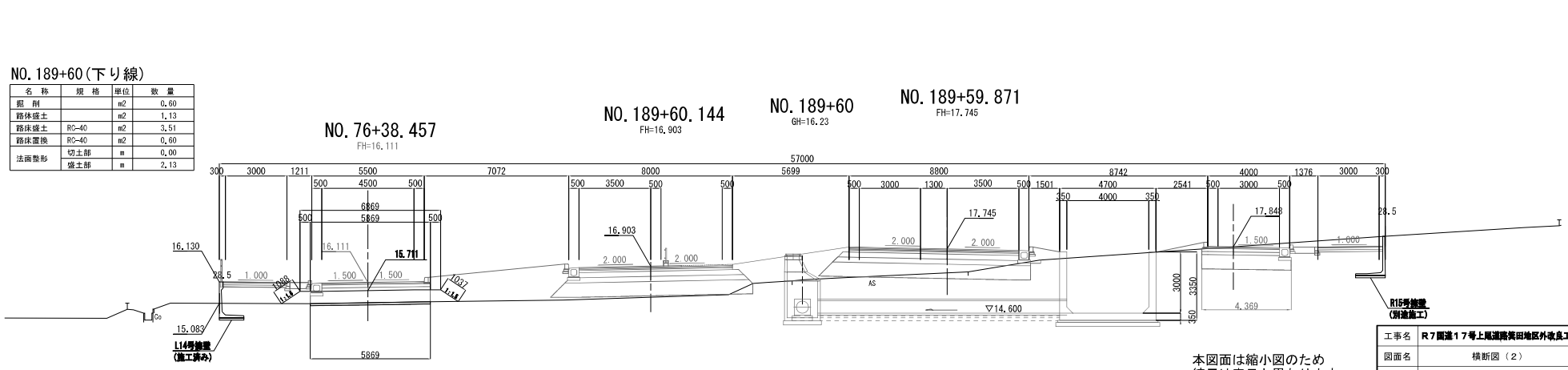
NO.189+80（上り線）

名　称	規　格	単位	数　量
掘　削		m2	7.32
路体盛土		m2	0.00
路床盛土	RC-40	m2	0.00
路床置換	RC-40	m2	4.11
法面整形	切土部	m	1.58
	盛土部	m	0.00



NO.189+60（下り線）

名　称	規　格	単位	数　量
掘　削		m2	0.60
路体盛土		m2	1.13
路床盛土	RC-40	m2	3.51
路床置換	RC-40	m2	0.60
法面整形	切土部	m	0.00
	盛土部	m	2.13



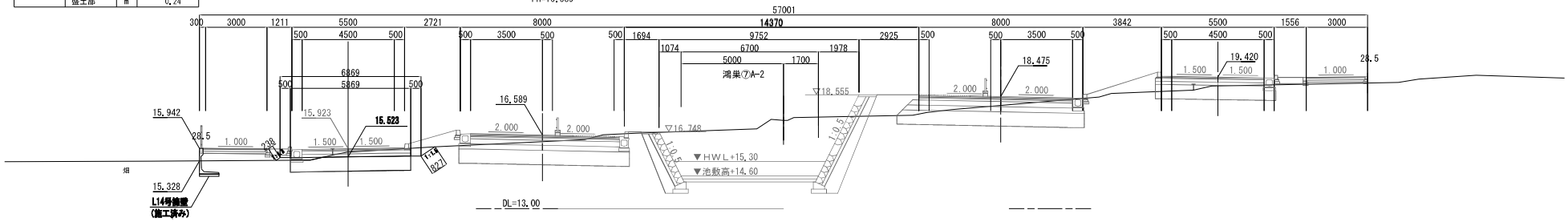
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R７国道１７号上尾道路笈田地区外改良工事
図面名	横断図（２）
作成年月日	令和　８　年　１　月　日
縮　尺	図　示
図面番号	13 ／ 39
会社名	中央コンサルタンツ株式会社
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所

横断図（３）　S=1：1000

NO.190+60（下り線）

名　称	規　格	単位	数　量
掘　削		m2	5.40
路体盛土		m2	0.00
路床盛土	RC-40	m2	0.23
路床置換	RC-40	m2	3.95
法面整形	切土部	m	0.83
	盛土部	m	0.24

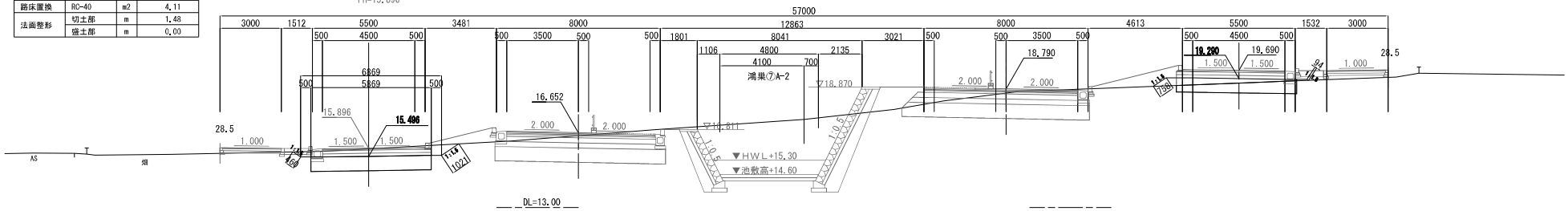


NO.190+40（上り線）

名　称	規　格	単位	数　量
掘　削		m2	2.80
路体盛土		m2	0.00
路床盛土	RC-40	m2	1.67
路床置換	RC-40	m2	2.80
法面整形	切土部	m	0.00
	盛土部	m	0.85

NO.190+40（下り線）

名　称	規　格	単位	数　量
掘　削		m2	6.98
路体盛土		m2	0.00
路床盛土	RC-40	m2	0.00
路床置換	RC-40	m2	4.11
法面整形	切土部	m	1.48
	盛土部	m	0.00

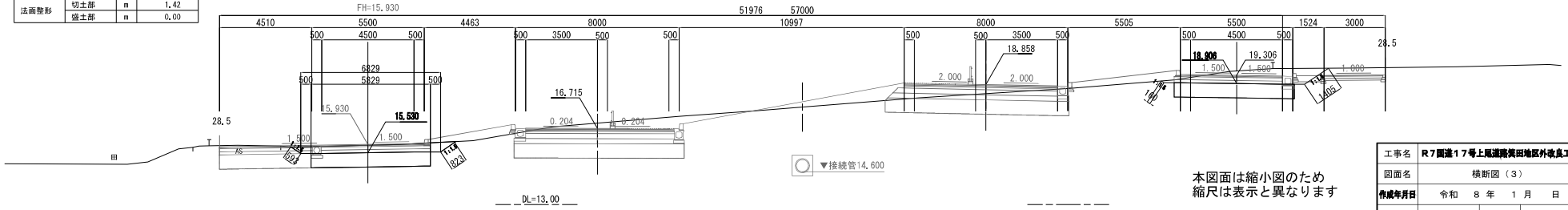


NO.190+20（上り線）

名　称	規　格	単位	数　量
掘　削		m2	8.20
路体盛土		m2	0.00
路床盛土	RC-40	m2	0.00
路床置換	RC-40	m2	4.11
法面整形	切土部	m	1.57
	盛土部	m	0.00

NO.190+20（下り線）

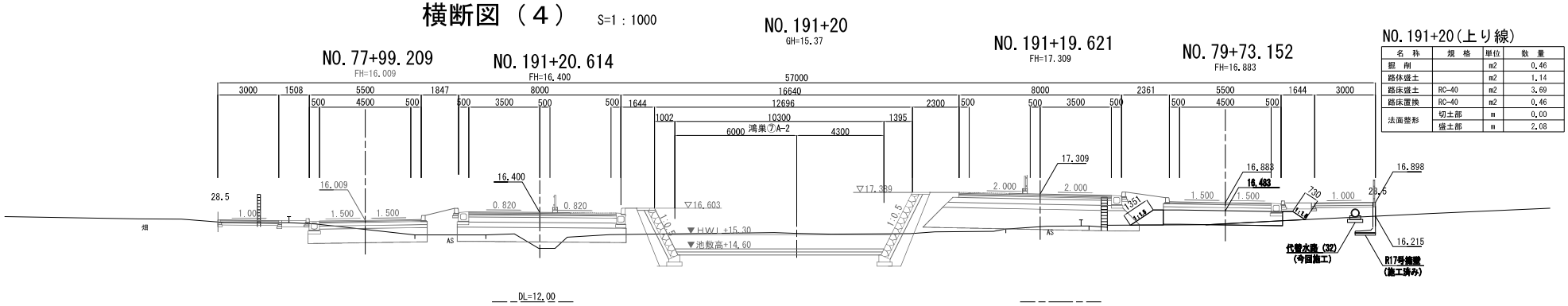
名　称	規　格	単位	数　量
掘　削		m2	6.90
路体盛土		m2	0.00
路床盛土	RC-40	m2	0.00
路床置換	RC-40	m2	4.08
法面整形	切土部	m	1.42
	盛土部	m	0.00



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R７国道１７号上尾道路笈瀬地区外改良工事
図面名	横断図（３）
作成年月日	令和　８　年　１　月　日
縮　尺	図　示
図面番号	14 ／ 39
会社名	中央コンサルタンツ株式会社
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所

横断図（４）　S=1：1000

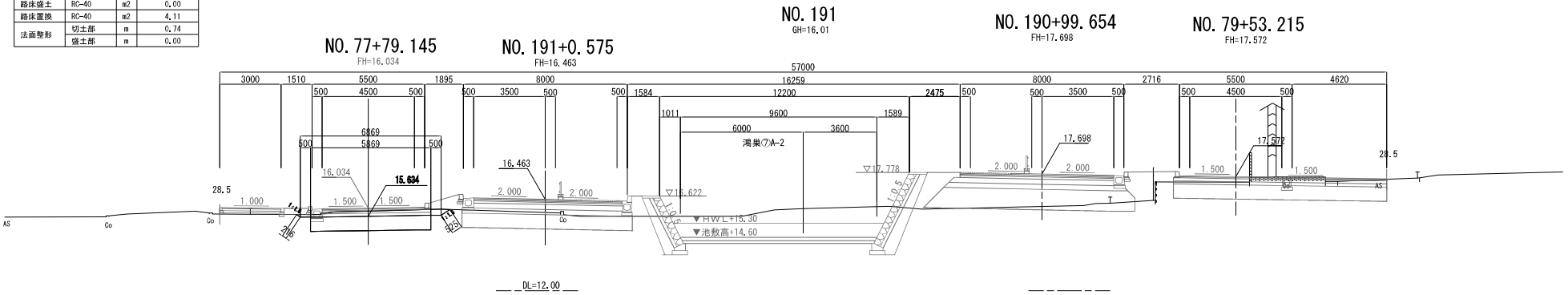


NO.191+20（上り線）

名　称	規　格	単位	数　量
掘　削		m2	0.46
路体盛土		m2	1.14
路床盛土	RC-40	m2	3.69
路床置換	RC-40	m2	0.46
法面整形	切土部	m	0.00
	盛土部	m	2.08

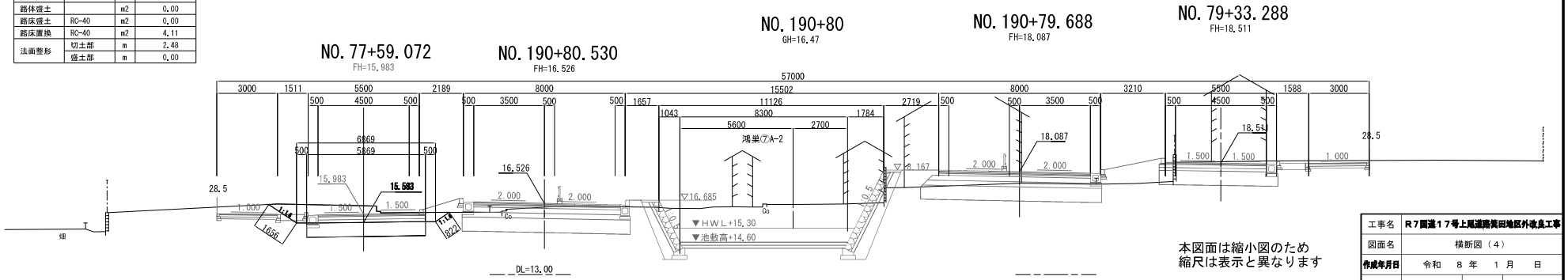
NO.191+00（下り線）

名　称	規　格	単位	数　量
掘　削		m2	5.81
路体盛土		m2	0.00
路床盛土	RC-40	m2	0.00
路床置換	RC-40	m2	4.11
法面整形	切土部	m	0.74
	盛土部	m	0.00



NO.190+80（下り線）

名　称	規　格	単位	数　量
掘　削		m2	9.70
路体盛土		m2	0.00
路床盛土	RC-40	m2	0.00
路床置換	RC-40	m2	4.11
法面整形	切土部	m	2.48
	盛土部	m	0.00



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R７国道１７号上尾道路笈田地区外改良工事
図面名	横断図（４）
作成年月日	令和　８　年　１　月　日
縮　尺	図　示　図面番号　15 ／ 39
会社名	中央コンサルタンツ株式会社
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所

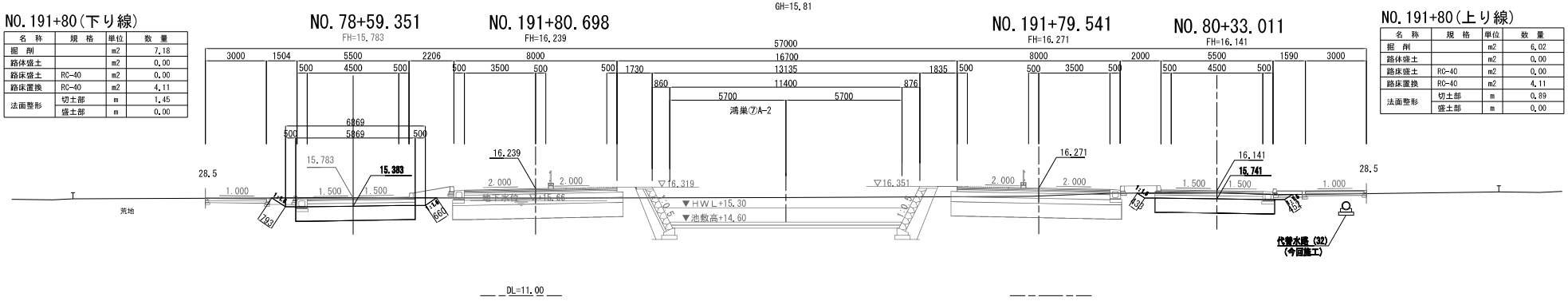
横断図（５）　S=1：1000

NO.191+80

GH=15.81

NO.191+80（下り線）

名　称	規　格	単位	数　量
掘　削		m2	7.18
路体盛土		m2	0.00
路床盛土	RC-40	m2	0.00
路床置換	RC-40	m2	4.11
法面整形	切土部	m	1.45
	盛土部	m	0.00



NO.191+80（上り線）

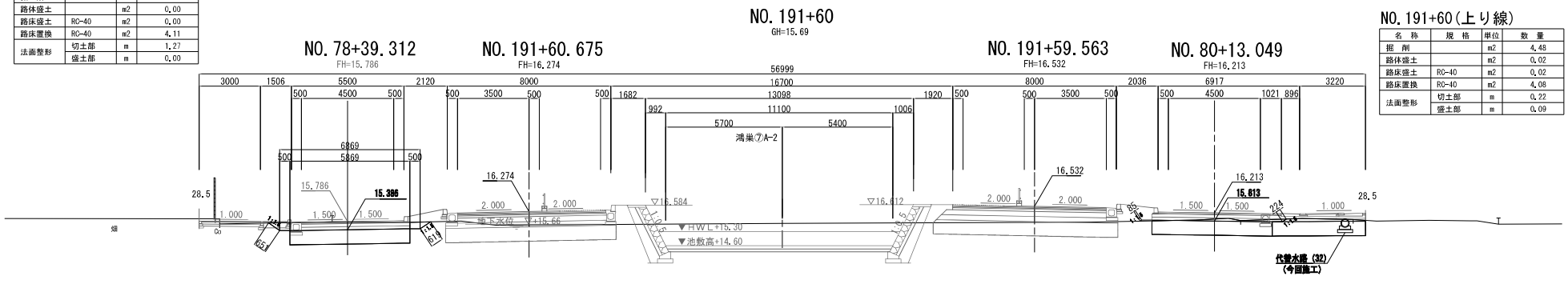
名　称	規　格	単位	数　量
掘　削		m2	6.02
路体盛土		m2	0.00
路床盛土	RC-40	m2	0.00
路床置換	RC-40	m2	4.11
法面整形	切土部	m	0.89
	盛土部	m	0.00

NO.191+60

GH=15.69

NO.191+60（下り線）

名　称	規　格	単位	数　量
掘　削		m2	6.77
路体盛土		m2	0.00
路床盛土	RC-40	m2	0.00
路床置換	RC-40	m2	4.11
法面整形	切土部	m	1.27
	盛土部	m	0.00



NO.191+60（上り線）

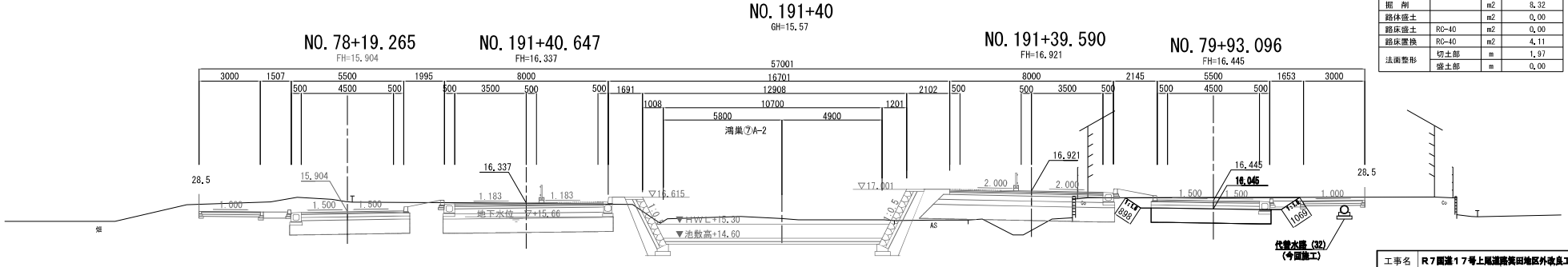
名　称	規　格	単位	数　量
掘　削		m2	4.48
路体盛土		m2	0.02
路床盛土	RC-40	m2	0.02
路床置換	RC-40	m2	4.08
法面整形	切土部	m	0.22
	盛土部	m	0.09

NO.191+40

GH=15.57

NO.191+40（上り線）

名　称	規　格	単位	数　量
掘　削		m2	8.32
路体盛土		m2	0.00
路床盛土	RC-40	m2	0.00
路床置換	RC-40	m2	4.11
法面整形	切土部	m	1.97
	盛土部	m	0.00



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R７国道１７号上尾道路笈田地区外改良工事
図面名	横断図（５）
作成年月日	令和　８　年　１　月　日
縮　尺	図　示　図面番号　16 ／ 39
会社名	中央コンサルタンツ株式会社
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所

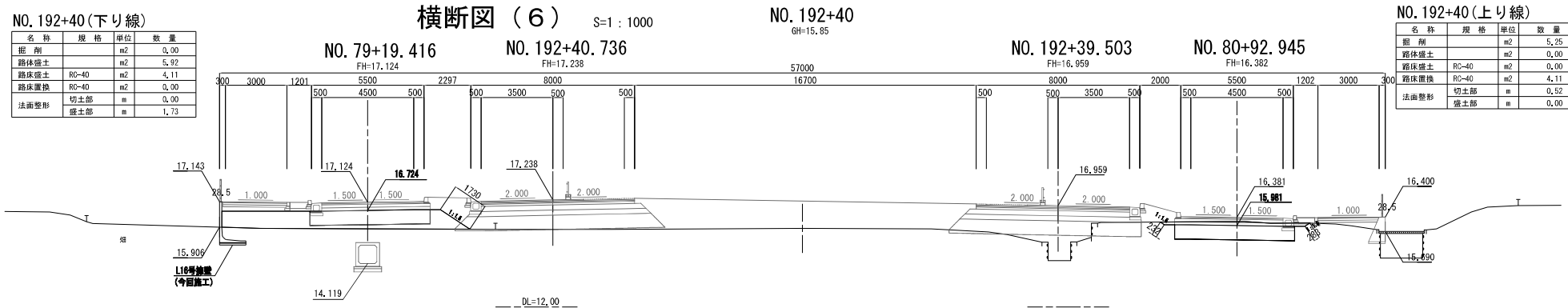
横断図（６）　S=1：1000

NO.192+40(下り線)

名　称	規　格	単位	数　量
掘　削		m2	0.00
路体盛土		m2	5.92
路床盛土	RC-40	m2	4.11
路床置換	RC-40	m2	0.00
法面整形	切土部	m	0.00
	盛土部	m	1.73

NO.192+40(上り線)

名　称	規　格	単位	数　量
掘　削		m2	5.25
路体盛土		m2	0.00
路床盛土	RC-40	m2	0.00
路床置換	RC-40	m2	4.11
法面整形	切土部	m	0.52
	盛土部	m	0.00

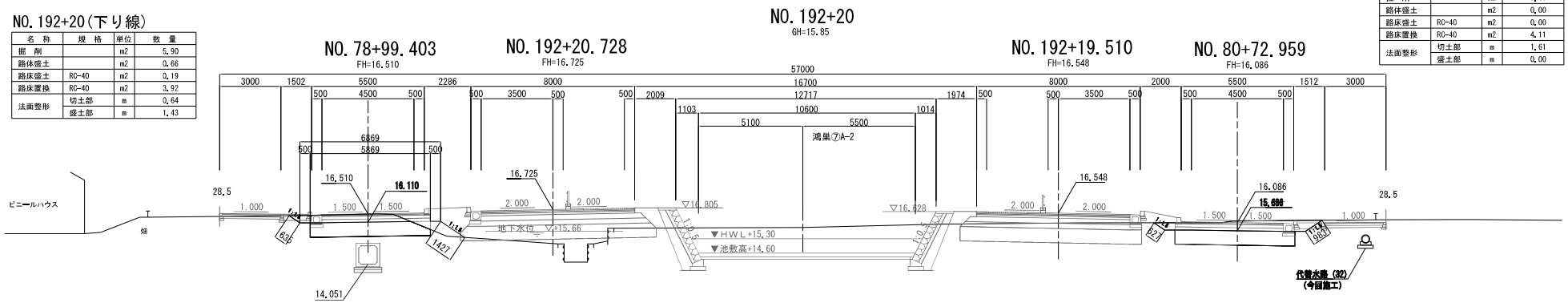


NO.192+20(下り線)

名　称	規　格	単位	数　量
掘　削		m2	5.90
路体盛土		m2	0.66
路床盛土	RC-40	m2	0.19
路床置換	RC-40	m2	3.92
法面整形	切土部	m	0.64
	盛土部	m	1.43

NO.192+20(上り線)

名　称	規　格	単位	数　量
掘　削		m2	7.47
路体盛土		m2	0.00
路床盛土	RC-40	m2	0.00
路床置換	RC-40	m2	4.11
法面整形	切土部	m	1.61
	盛土部	m	0.00

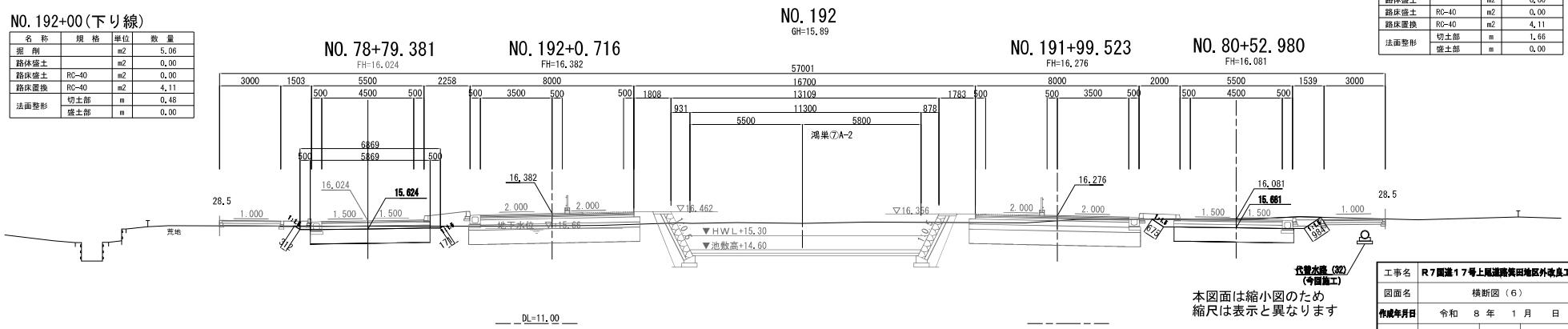


NO.192+00(下り線)

名　称	規　格	単位	数　量
掘　削		m2	5.06
路体盛土		m2	0.00
路床盛土	RC-40	m2	0.00
路床置換	RC-40	m2	4.11
法面整形	切土部	m	0.48
	盛土部	m	0.00

NO.192+00(上り線)

名　称	規　格	単位	数　量
掘　削		m2	7.53
路体盛土		m2	0.00
路床盛土	RC-40	m2	0.00
路床置換	RC-40	m2	4.11
法面整形	切土部	m	1.66
	盛土部	m	0.00



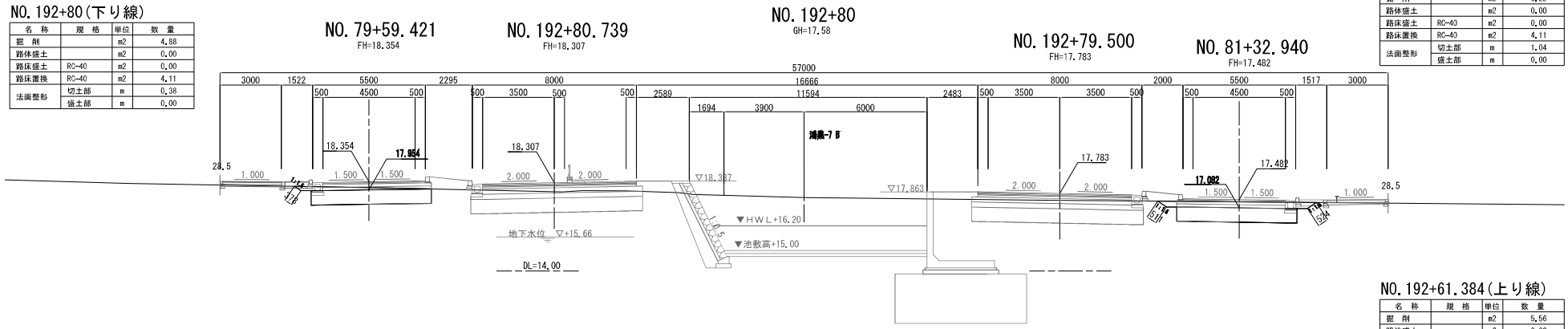
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R７国道１７号上尾道路笈田地区外改良工事
図面名	横断図（６）
作成年月日	令和　８　年　１　月　日
縮　尺	図　示　図面番号　17 ／ 39
会社名	中央コンサルタンツ株式会社
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所

横断図（７） S=1：1000

NO.192+80(下り線)

名　称	規　格	単位	数　量
掘　削		m2	4.88
路体盛土		m2	0.00
路床盛土	RC-40	m2	0.00
路床置換	RC-40	m2	4.11
法面整形	切土部	m	0.38
	盛土部	m	0.00

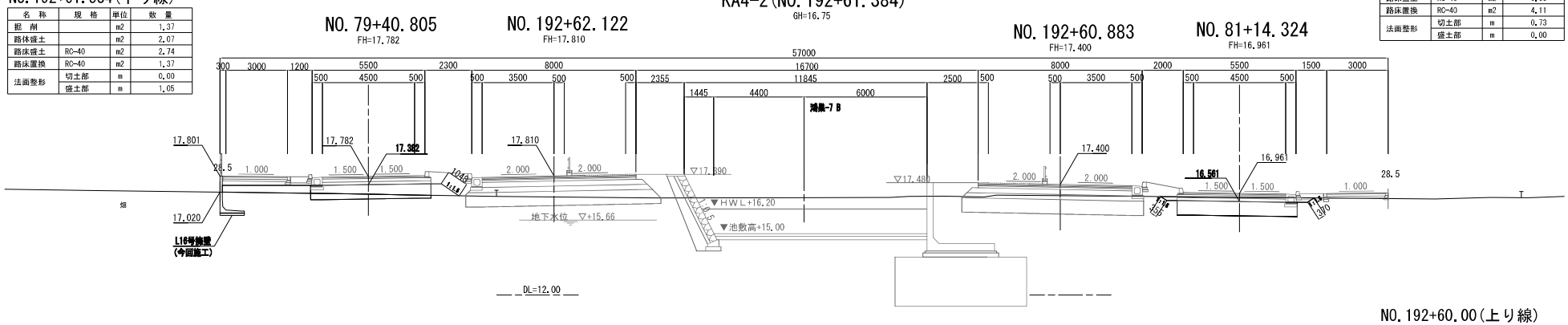


NO.192+80(上り線)

名　称	規　格	単位	数　量
掘　削		m2	6.22
路体盛土		m2	0.00
路床盛土	RC-40	m2	0.00
路床置換	RC-40	m2	4.11
法面整形	切土部	m	1.04
	盛土部	m	0.00

NO.192+61.384(下り線)

名　称	規　格	単位	数　量
掘　削		m2	1.37
路体盛土		m2	2.07
路床盛土	RC-40	m2	2.74
路床置換	RC-40	m2	1.37
法面整形	切土部	m	0.00
	盛土部	m	1.05

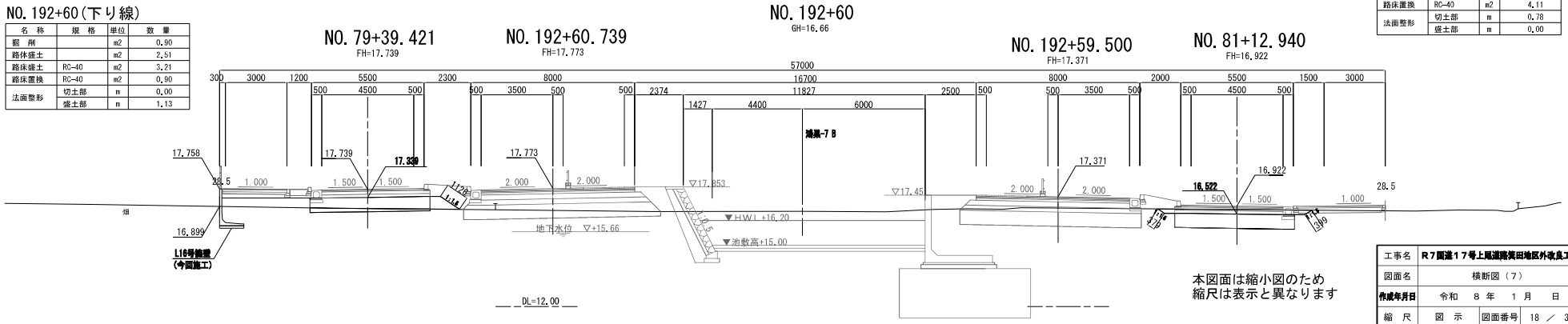


NO.192+61.384(上り線)

名　称	規　格	単位	数　量
掘　削		m2	5.56
路体盛土		m2	0.00
路床盛土	RC-40	m2	0.00
路床置換	RC-40	m2	4.11
法面整形	切土部	m	0.73
	盛土部	m	0.00

NO.192+60(下り線)

名　称	規　格	単位	数　量
掘　削		m2	0.90
路体盛土		m2	2.51
路床盛土	RC-40	m2	3.21
路床置換	RC-40	m2	0.90
法面整形	切土部	m	0.00
	盛土部	m	1.13



NO.192+60.00(上り線)

名　称	規　格	単位	数　量
掘　削		m2	5.67
路体盛土		m2	0.00
路床盛土	RC-40	m2	0.00
路床置換	RC-40	m2	4.11
法面整形	切土部	m	0.78
	盛土部	m	0.00

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R７国道１７号上尾道路笹目地区外改良工事
図面名	横断図（７）
作成年月日	令和　８　年　１　月　日
縮　尺	図　示　図面番号　18 ／ 39
会社名	中央コンサルタンツ株式会社
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所

横断図（８） S=1：1000

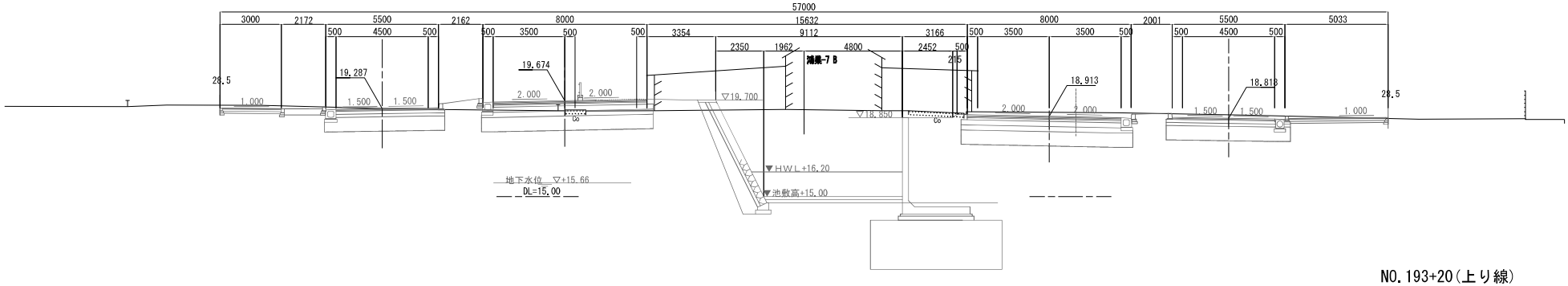
NO.80+19.425 FH=19.287

NO.193+40.741 FH=19.674

NO.193+40 GH=19.23

NO.193+39.502 FH=18.913

NO.81+92.943 FH=18.818



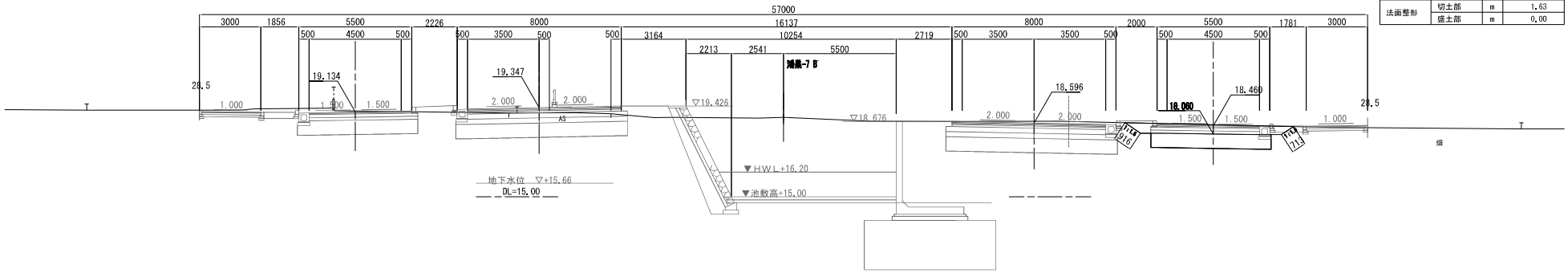
NO.79+99.423 FH=19.134

NO.193+20.740 FH=19.347

NO.193+20 GH=18.88

NO.193+19.501 FH=18.596

NO.81+72.941 FH=18.460



NO.193+20（上り線）

名　称	規　格	単位	数　量
掘　削		m2	7.52
路体盛土		m2	0.00
路床盛土	RC-40	m2	0.00
路床置換	RC-40	m2	4.11
法面整形	切土部	m	1.63
	盛土部	m	0.00

NO.193+00（下り線）

名　称	規　格	単位	数　量
掘　削		m2	6.91
路体盛土		m2	0.00
路床盛土	RC-40	m2	0.00
路床置換	RC-40	m2	4.11
法面整形	切土部	m	1.47
	盛土部	m	0.00

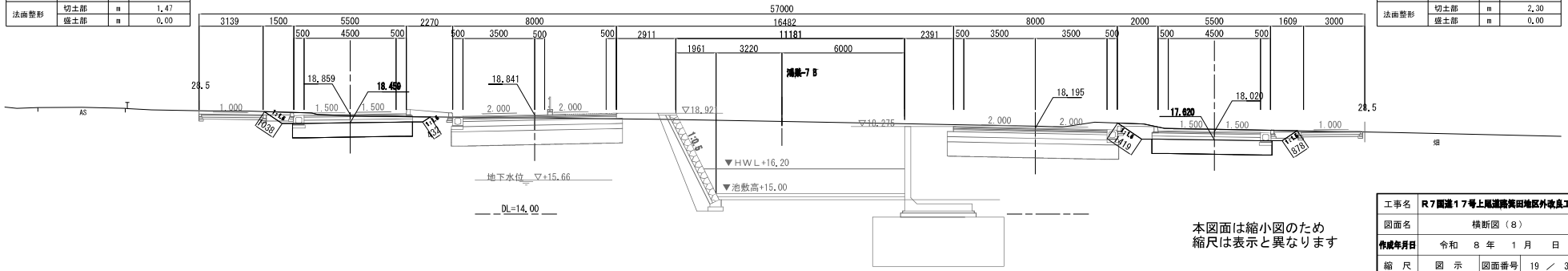
NO.79+79.422 FH=18.859

NO.193+0.739 FH=18.841

NO.193 GH=18.53

NO.192+99.500 FH=18.195

NO.81+52.941 FH=18.020



NO.193+00（上り線）

名　称	規　格	単位	数　量
掘　削		m2	8.46
路体盛土		m2	0.00
路床盛土	RC-40	m2	0.00
路床置換	RC-40	m2	4.11
法面整形	切土部	m	2.30
	盛土部	m	0.00

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R７国道１７号上尾道路篠田地区外改良工事
図面名	横断図（８）
作成年月日	令和　８　年　１　月　日
縮　尺	図　示　図面番号　19 ／ 39
会社名	中央コンサルタンツ株式会社
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所

L16号擁壁一般図

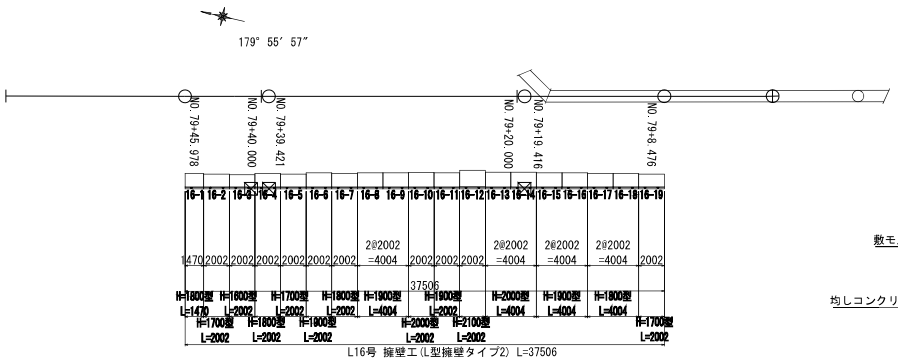
NO.192+29.1～NO.192+66.6(下り線)

設計条件（L型擁壁タイプ2）			試行くさび法
項　　目		単　位	設計値
上 載 荷 重		kN/m2	3.5
フェンス荷重	種別P	kN	0.39
	作用高	m	1.1
単位体積重量	鉄筋コンクリート	kN/m3	24.5
	土	kN/m3	19.0
土の内部摩擦角		度	30
滑動摩擦係数		──	0.6
外　水　位			なし

平　面　図

S=1:200



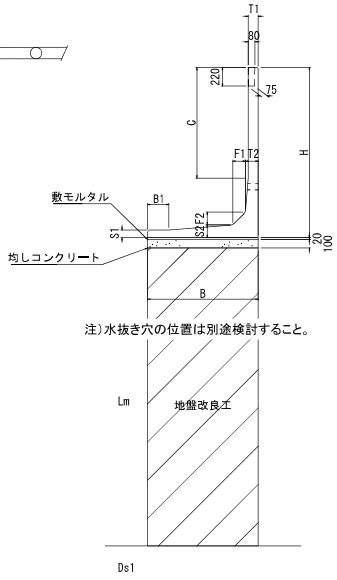


L16号 擁壁工(L型擁壁タイプ2) L=37506

標準断面図

S=1:30

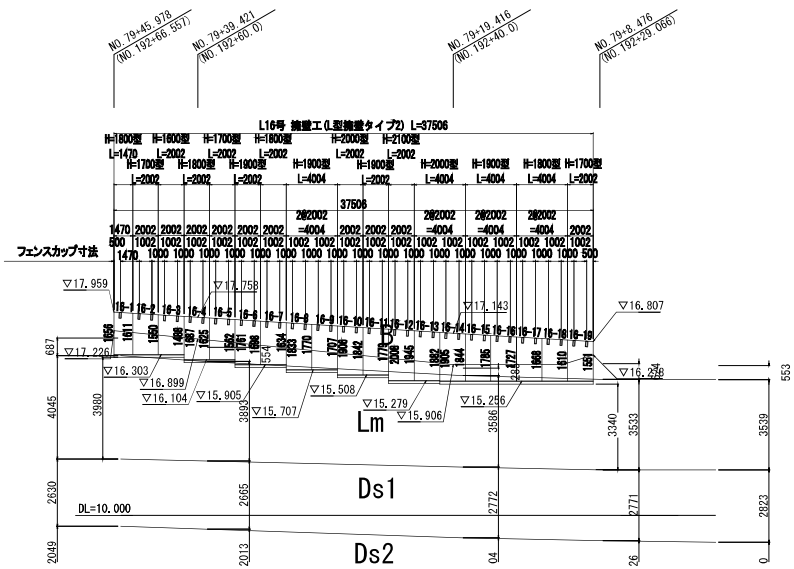
(L型擁壁タイプ2)



注)水抜き穴の位置は別途検討すること。

正面展開図

S=1:200



L16号 製品数量表

一式当り

製品番号	サイズ H × L	規　格	数　量	参考質量	使用型枠	摘　要
(L型擁壁タイプ2)						
16-1	1656 1611 × 1468	天端斜角調整用	1 本	1200 kg	H=1800	
16-2	1611 1550 × 2000	天端斜角	1 本	1580 kg	H=1700	
16-3	1550 1488 × 2000	天端斜角	1 本	1530 kg	H=1600	
16-4	1687 1625 × 2000	天端斜角	1 本	1650 kg	H=1800	
16-5	1625 1562 × 2000	天端斜角	1 本	1590 kg	H=1700	
16-6	1761 1698 × 2000	天端斜角	1 本	1710 kg	H=1900	
16-7	1698 1634 × 2000	天端斜角	1 本	1650 kg	H=1800	
16-8	1833 1770 × 2000	天端斜角	1 本	1750 kg	H=1900	
16-9	1770 1707 × 2000	天端斜角	1 本	1720 kg	H=1900	
16-10	1906 1842 × 2000	天端斜角	1 本	1820 kg	H=2000	
16-11	1842 1779 × 2000	天端斜角	1 本	1760 kg	H=1900	
16-12	2008 1945 × 2000	天端斜角	1 本	2280 kg	H=2100	
16-13	1945 1882 × 2000	天端斜角	1 本	1840 kg	H=2000	
16-14	1905 1844 × 2000	天端斜角	1 本	1820 kg	H=2000	
16-15	1844 1785 × 2000	天端斜角	1 本	1760 kg	H=1900	
16-16	1785 1727 × 2000	天端斜角	1 本	1730 kg	H=1900	
16-17	1727 1668 × 2000	天端斜角	1 本	1670 kg	H=1800	
16-18	1668 1610 × 2000	天端斜角	1 本	1640 kg	H=1800	
16-19	1610 1551 × 2000	天端斜角	1 本	1580 kg	H=1700	
		合計	19 本			

設計参考値

種別	細別・規格	単位	単位
中層混合処理	quck=250kN/m2	m3	169.1
高有機質土用固化材	添加量 0.130t/m3	t	22.0

L16号 寸 法 表(L型擁壁タイプ2)

サイズ H × 公称長さ	寸法仕様(mm) B	B1	T1	T2	S1	S2	F1	F2	C	必要地耐力 (kN/m2)
1600 × 2000	1100	50	120	150	90	150	150	150	900	64
1700 × 2000	1150	100	120	150	90	150	150	150	1000	73
1800 × 2000	1200	150	120	150	90	150	150	150	1100	72
1900 × 2000	1250	200	120	150	90	150	150	150	1200	77
2000 × 2000	1300	250	120	150	90	150	150	150	1300	81
2100 × 2000	1450	150	120	180	100	180	200	200	900	81

＜地盤改良＞
- 施工法は所定の諸元が築造可能な工法とする。
- 地盤改良基礎は工法の出来形管理規定によりDs1層に着底させる。
- 確認ボーリングやサウンディング等により地層状況を確認することが望ましい。
- 工法規定に基づく配合試験等により所定の強度発現を確認する。

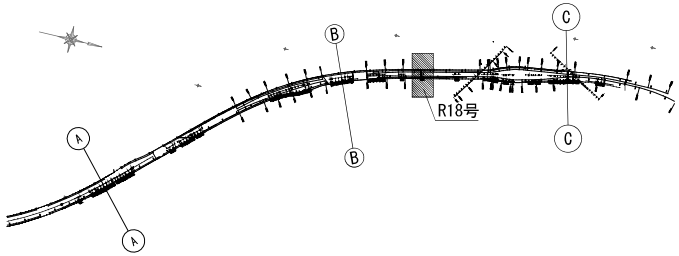
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

※根入れは底版上から500㎜以上確保する。

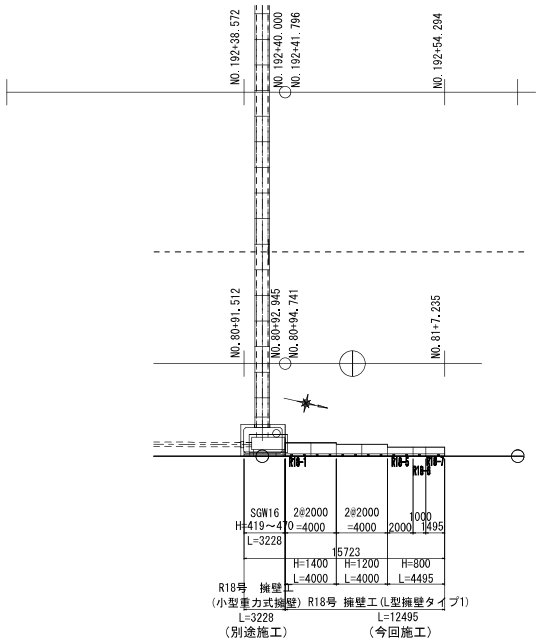
工事名	R７国道１７号上尾道路笈田地区外改良工事
図面名	Ｌ１６号擁壁一般図
作成年月日	令和　８　年　１　月　日
縮　尺	図　示　図面番号　20 ／ 39
会社名	中央コンサルタンツ株式会社
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所

R18号擁壁一般図

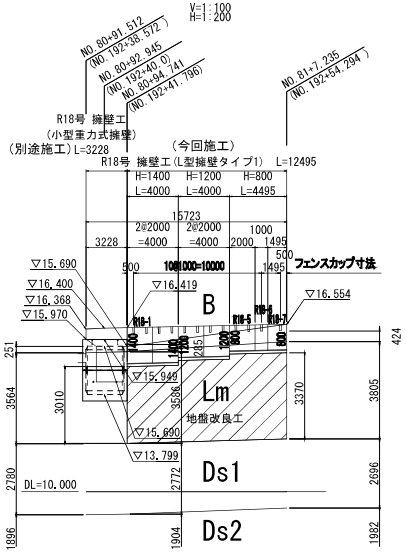
NO.192+38.6～NO.192+54.3(上り線)



平　面　図
S=1:200



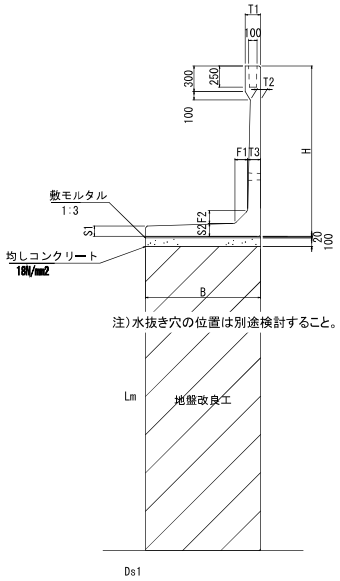
正面展開図
V=1:100
H=1:200



※根入れは底版上から500mm以上確保する。

標準断面図
S=1:30

(L型擁壁タイプ1)



基礎数量表

種別	規格	単位	単位
敷モルタル	1:3	式	1
均しコンクリート	18N/m2	式	1
均しコンクリート型枠		式	1

設計条件（L型擁壁タイプ1）　試行くさび法

項目		単位	設計値
上載荷重		kN/m2	3.5
フェンス荷重	種別P	kN	0.39
	作用高	m	1.1
単位体積重量	鉄筋コンクリート	kN/m3	24.5
	土	kN/m3	19.0
土の内部摩擦角		度	30
滑動摩擦係数		—	0.6
外水位			なし

設計参考値

種別	細別・規格	単位	単位
中層混合処理	quck=200kN/m2	m3	35.4
高有機質土用固化材	添加量 0.110t/m3	t	3.9

R18号　寸　法　表(L型擁壁タイプ1)

サイズ H × 公称長さ	寸法仕様(mm) B	T1	T2	T3	S1	S2	F1	F2		必要地耐力 (kN/m2)
800 x 2000	700	180	80	90	70	90	100	100		29
1200 x 2000	950	180	80	110	70	110	120	120		44
1400 x 2000	1050	180	80	120	70	120	120	120		52

R18号　製品数量表

一式当り

製品番号	サイズ H × L	規格	数量	参考質量	摘要
(L型擁壁タイプ1)					
	800 × 2000	標準	1本	740 kg	
R18-6	× 1000	調整用	1本	370 kg	
R18-7	× 1495	調整用	1本	550 kg	
	1200 × 2000	標準	2本	1090 kg	
	1400 × 2000	標準	2本	1270 kg	
		合計	7本		

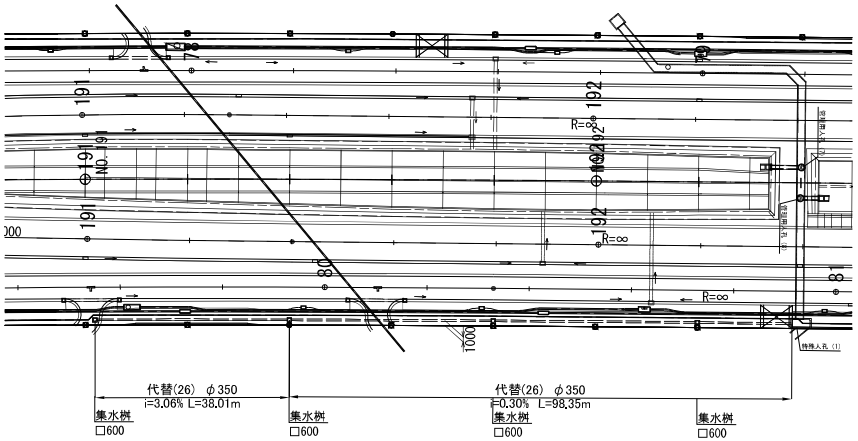
＜地盤改良＞
・施工法は所定の諸元が築造可能な工法とする。
・地盤改良基礎は工法の出来形管理規定によりDs1層に着底させる。
・確認ボーリングやサウンディング等により地層状況を確認することが望ましい。
・工法規定に基づく配合試験等により所定の強度発現を確認する。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

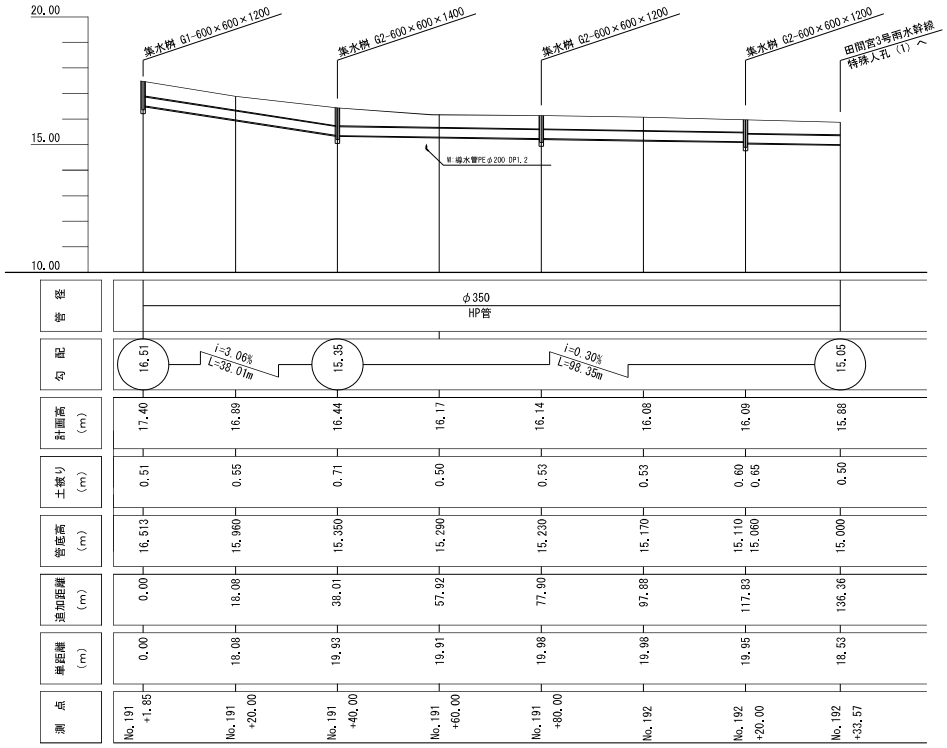
工事名	R７国道１７号上尾道路笹田地区外改良工事
図面名	Ｒ１８号擁壁一般図
作成年月日	令和　８　年　１　月　日
縮尺	図示　図面番号　21 ／ 39
会社名	中央コンサルタンツ株式会社
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所

管渠工一般図（１）
（代替26）

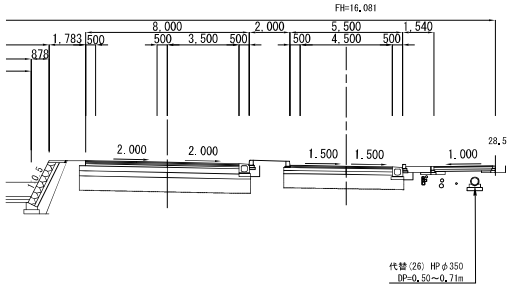
平　面　図　　s=1:500



縦断図　　s；V=1:100　H=1:500



標準断面図（代替26）s=1:250

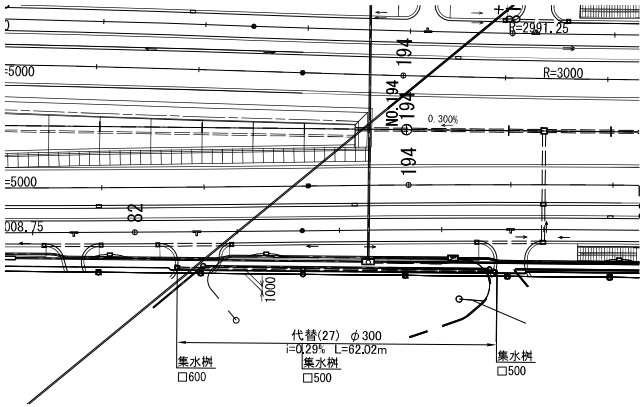


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

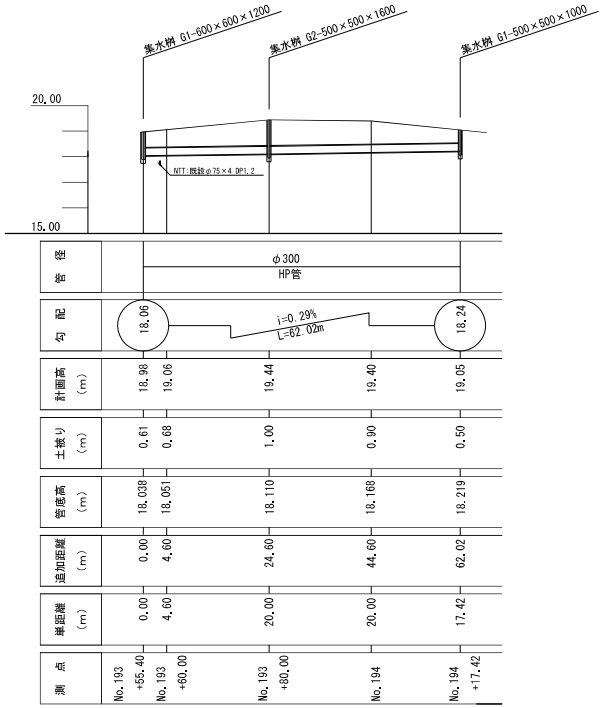
工事名	R７国道１７号上尾道路箕田地区外改良工事
図面名	管渠工一般図（１）
作成年月日	令和　８年　１月　日
縮　尺	図　示　　図面番号　22 ／ 39
会社名	中央コンサルタンツ株式会社
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所

管渠工一般図（２）
（代替27）

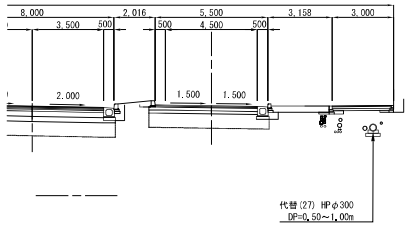
平 面 図　s=1:500



縦断図　s；V=1:100　H=1:500



標準断面図（代替27）s=1:250



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

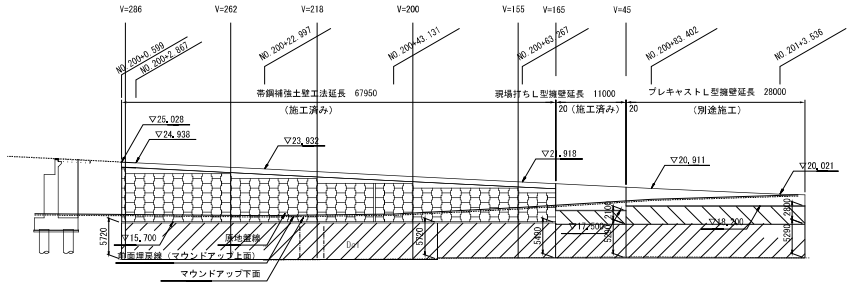
工事名	R７国道１７号上尾道路箕田地区外改良工事
図面名	管渠工一般図（２）
作成年月日	令和　８　年　１　月　日
縮　尺	図　示　図面番号　23 ／ 39
会社名	中央コンサルタンツ株式会社
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所

補強土壁一般図

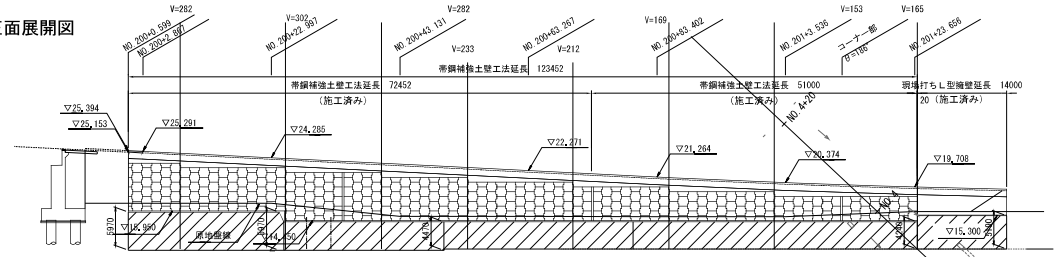
S=1/400

下り線　A2橋台側

左側（歩道側）　背面展開図



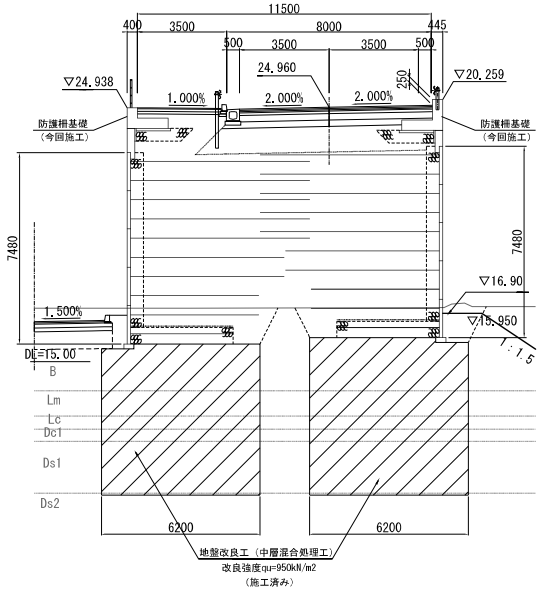
右側（車道側）　正面展開図



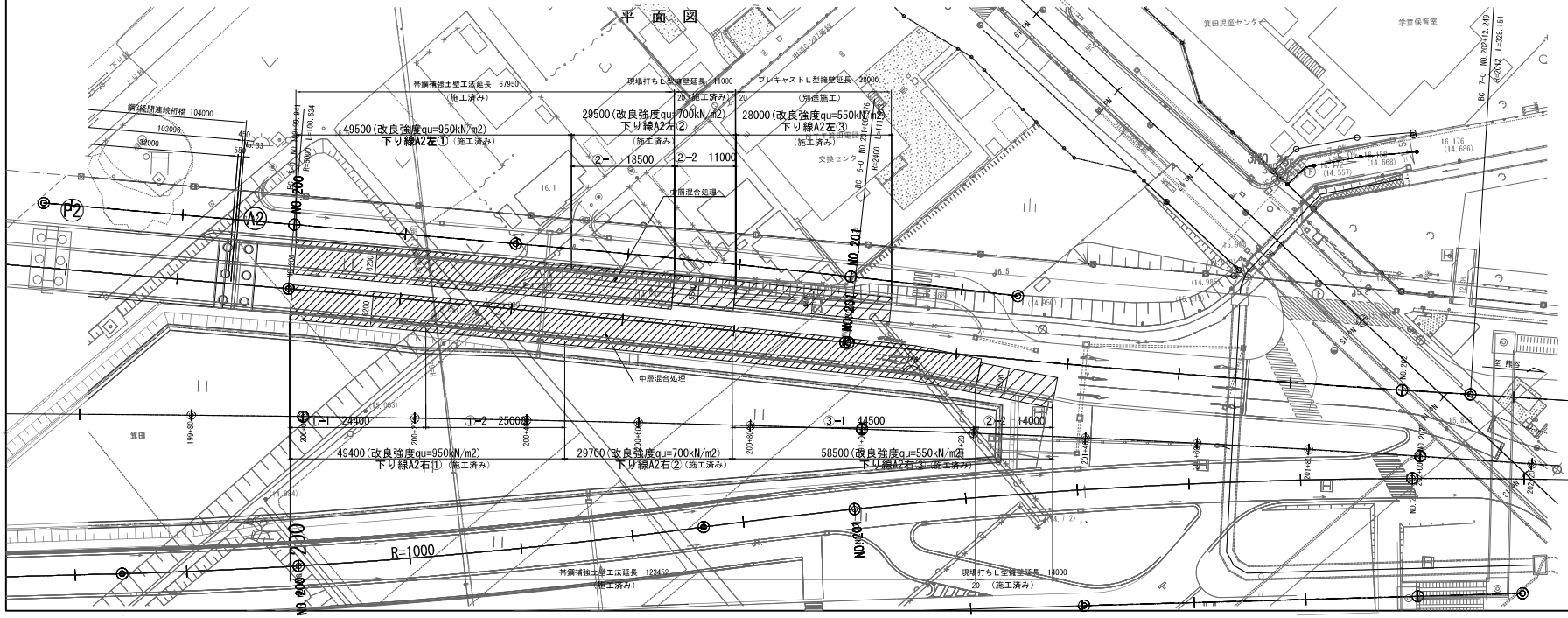
標準断面図　S=1/100

NO.200+2.867

FH=24.960



平　面　図



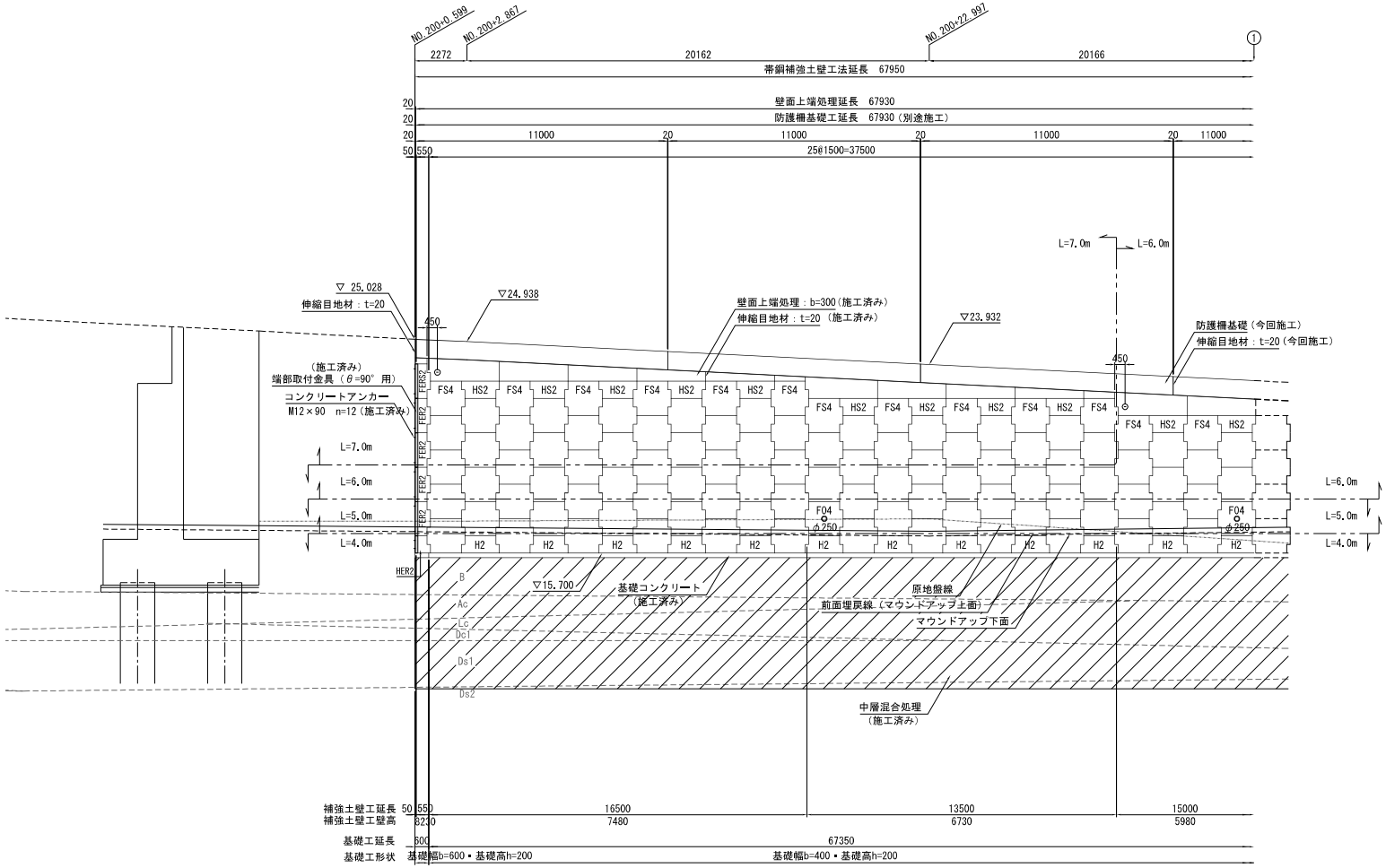
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R７国道１７号上尾道路筑田地区外改良工事
図面名	補強土壁一般図
作成年月日	令和　8　年　1　月　日
縮　尺	図　示　図面番号　24 ／ 39
会社名	中央コンサルタンツ株式会社
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所

補強土壁構造図（１）　S=1/100

下り線　A2橋台側

左側（歩道側）　背面展開図



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

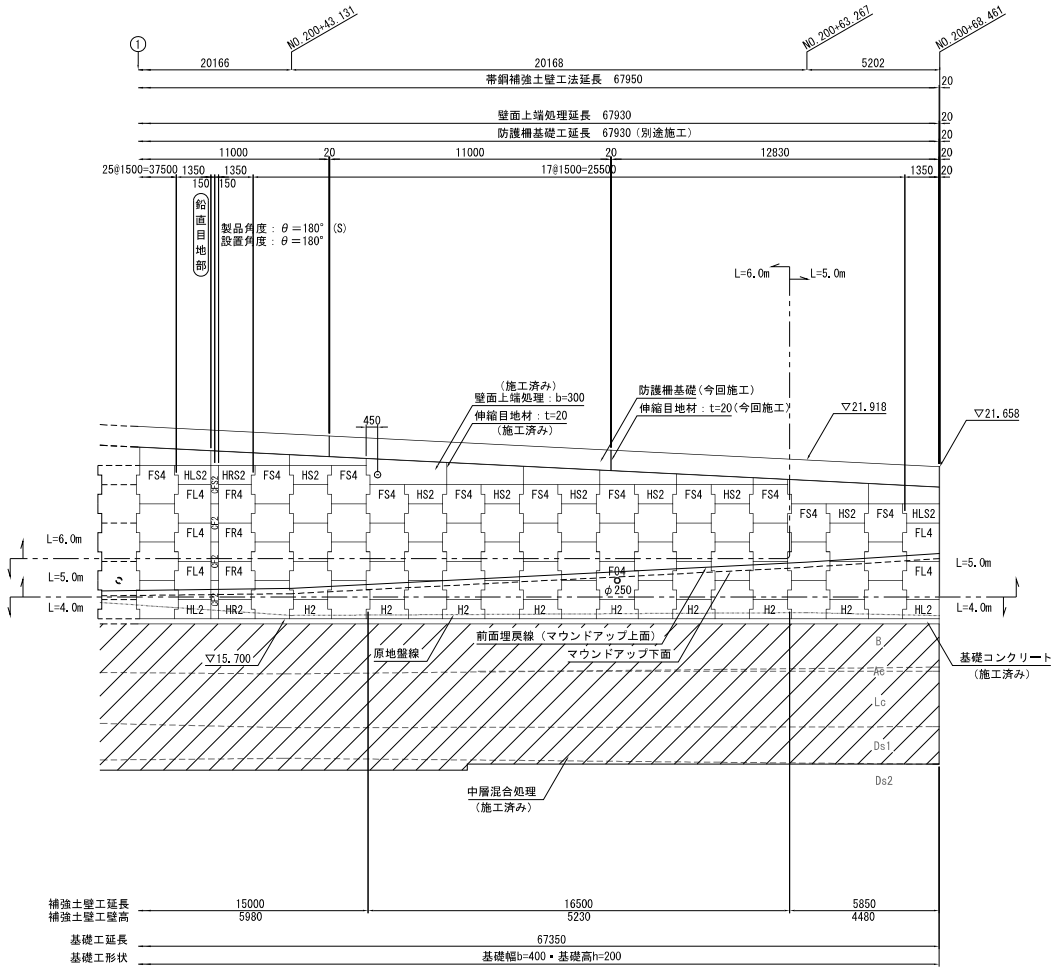
注）・Lは，ストリップの敷設長さを表す。
・無記名スキンパネルは"F4"タイプを表す。
・補強土壁工法の延長は，壁前面を表す。
・ストリップは、全段SS400ストリップ（80×4.0）を取り付ける。
・⊖ 部はかさコンクリートにコネクティブストリップを埋込み、ストリップを取付ける。

工事名	R７国道１７号上尾道路笹田地区外改良工事
図面名	補強土壁構造図（１）
作成年月日	令和　８年　１月　日
縮　尺	図　示　図面番号　25 ／ 39
会社名	中央コンサルタンツ株式会社
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所

補強土壁構造図（２）　S=1/100

下り線　A2橋台側

左側（歩道側）　背面展開図



DL=10.000

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

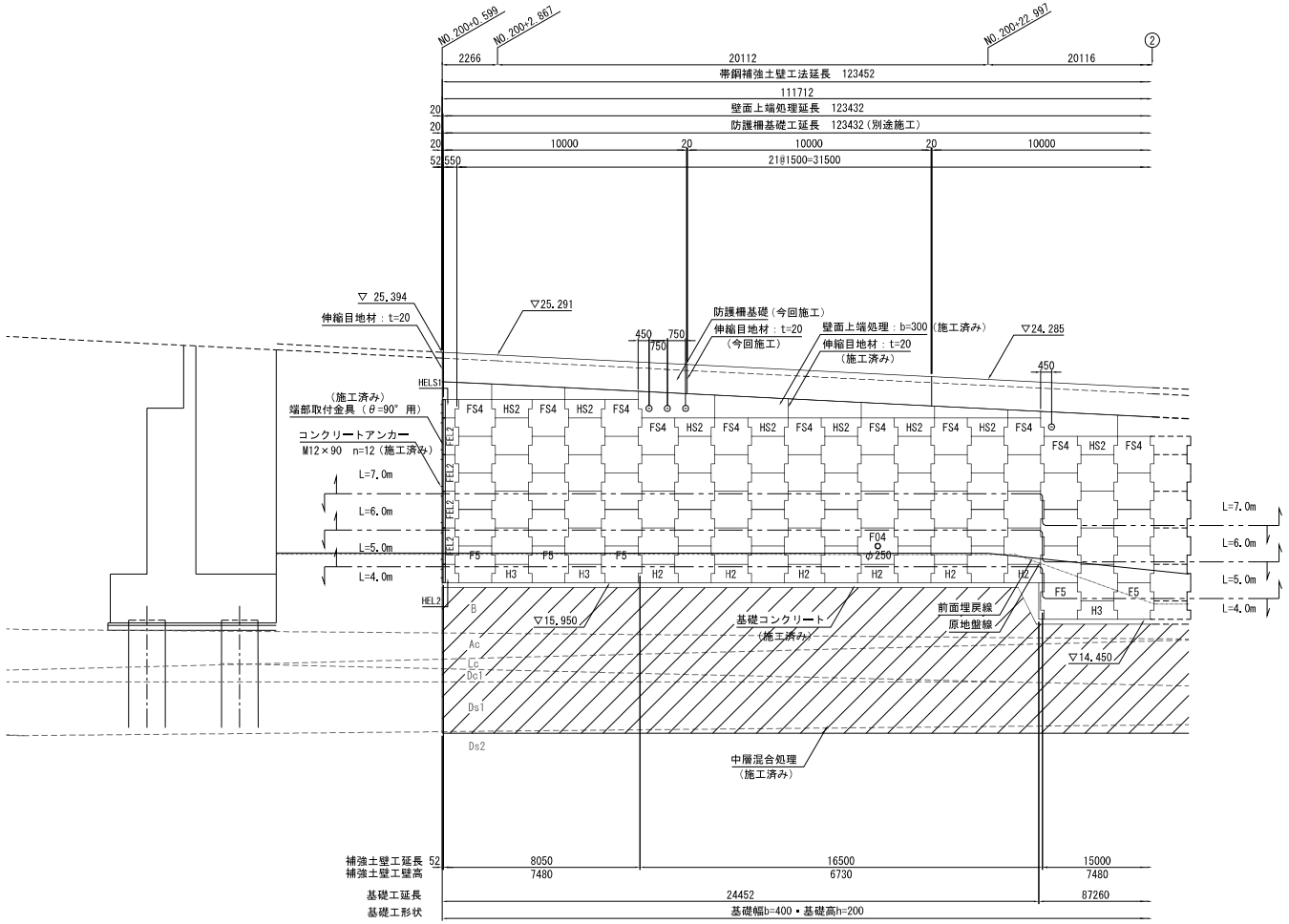
注）・Lは，ストリップの敷設長さを表す。
・無記名スキンパネルは"F4"タイプを表す。
・補強土壁工法の延長は，壁前面を表す。
・ストリップは、全段SS400ストリップ（80×4.0）を取り付ける。
・⊖ 部はかさコンクリートにコネクティブストリップを埋込み、ストリップを取付ける。

工事名	R７国道１７号上尾道路笈田地区外改良工事
図面名	補強土壁構造図（２）
作成年月日	令和　８年　１月　日
縮　尺	図　示　　図面番号　26 ／ 39
会社名	中央コンサルタンツ株式会社
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所

補強土壁構造図（３）　S=1/100

下り線　A2橋台側

右側（車道側）　正面展開図



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

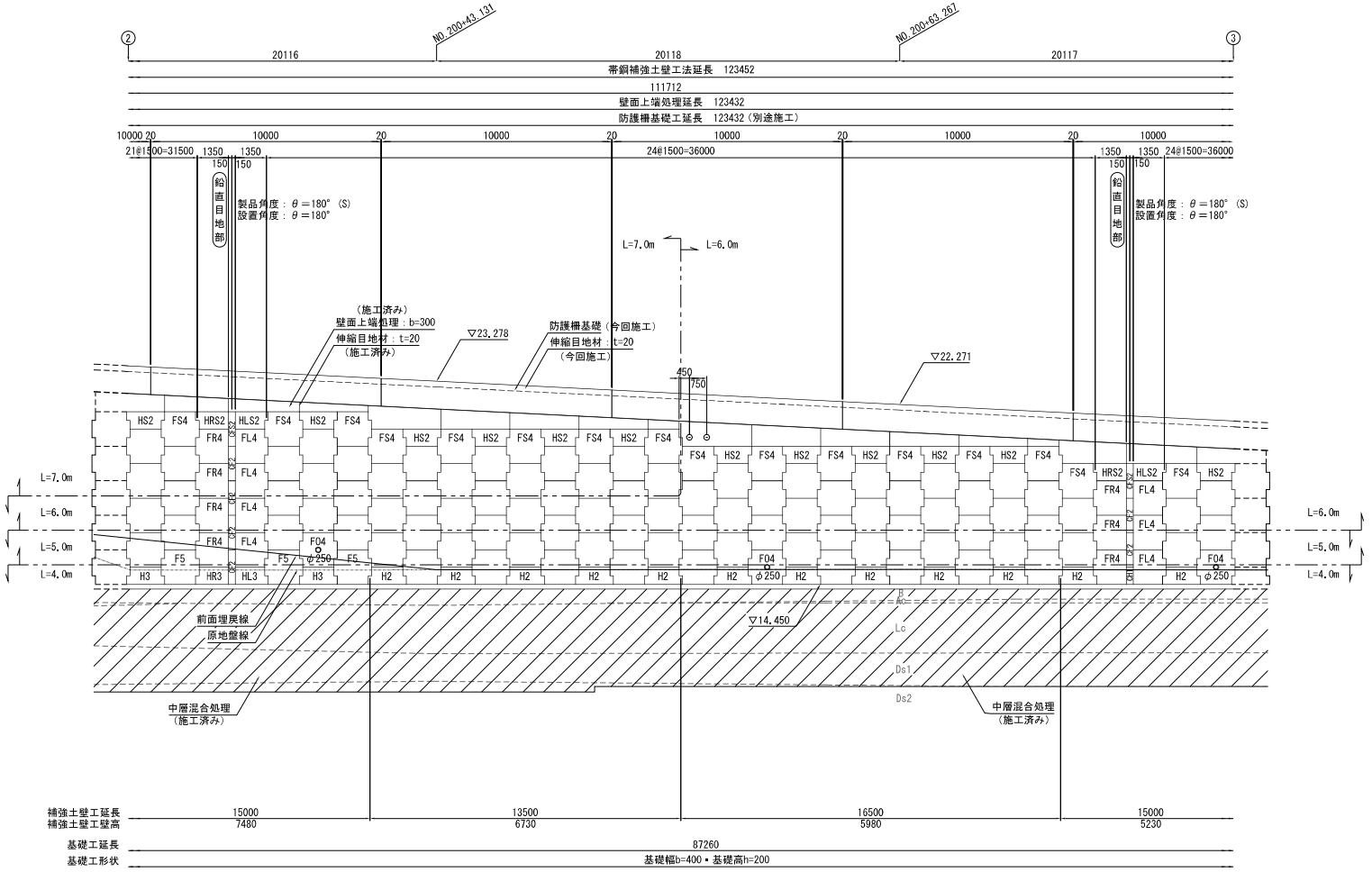
注）・Lは，ストリップの敷設長さを表す。
・無記名スキンパネルは"F4"タイプを表す。
・補強土壁工法の延長は，壁前面を表す。
・ストリップは、全段SS400ストリップ（80×4.0）を取り付ける。
・⊖ 部はかさコンクリートにコネクティブストリップを埋込み、ストリップを取付ける。

工事名	R７国道１７号上尾道路笈田地区外改良工事
図面名	補強土壁構造図（３）
作成年月日	令和　８ 年　１ 月　 日
縮　尺	図　示　図面番号　27 ／ 39
会社名	中央コンサルタンツ株式会社
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所

補強土壁構造図（４）　S=1/100

下り線　A2橋台側

右側（車道側）　正面展開図



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

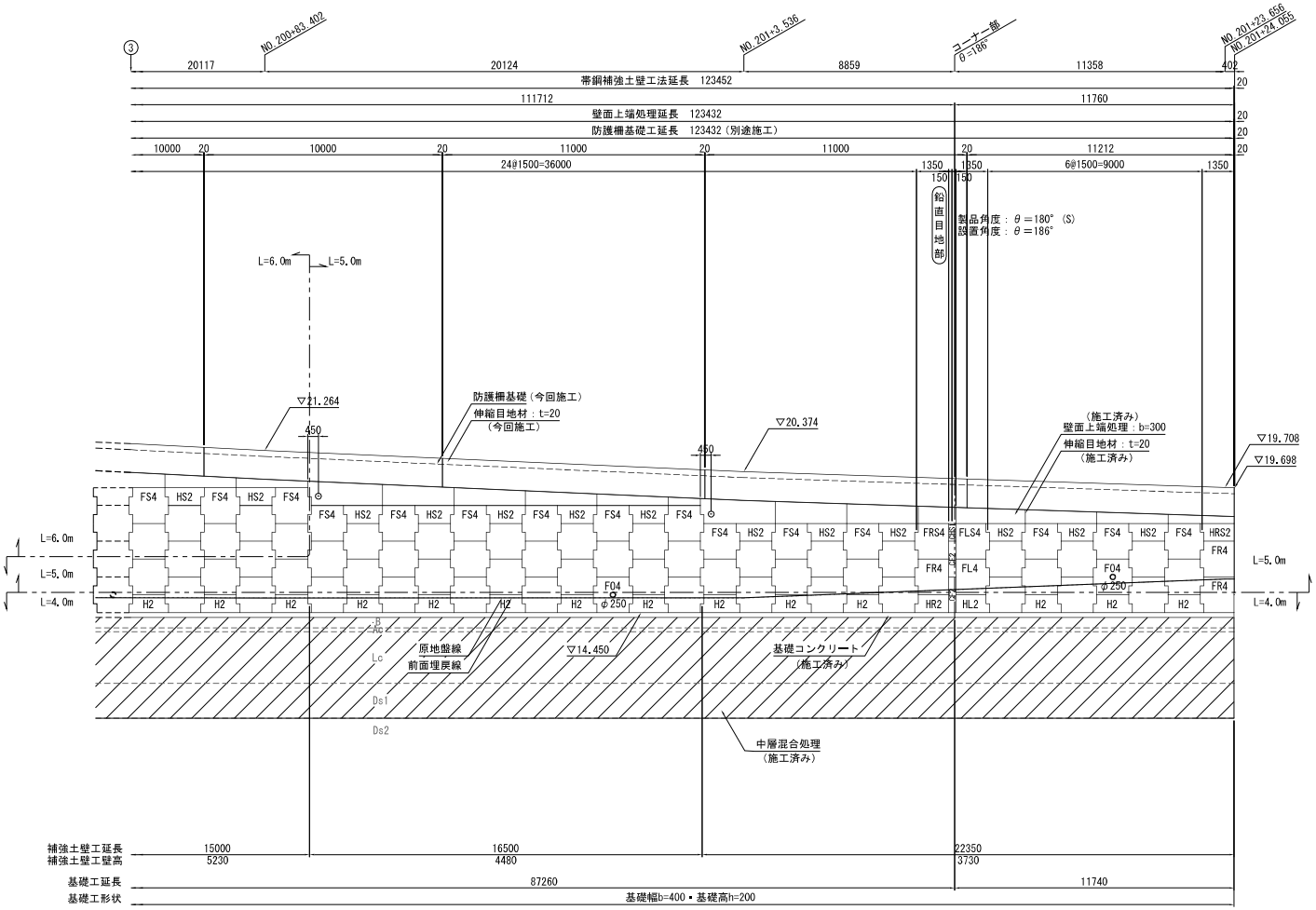
注）・L は，ストリップの敷設長さを表す。
・無記名スキンパネルは"F4"タイプを表す。
・補強土壁工法の延長は，壁前面を表す。
・ストリップは、全段SS400ストリップ（80×4.0）を取り付ける。
・⊖ 部はかさコンクリートにコネクティブストリップを埋込み、ストリップを取付ける。

工事名	R７国道１７号上尾道路笈田地区外改良工事
図面名	補強土壁構造図（４）
作成年月日	令和　８ 年　１ 月　日
縮　尺	図　示　図面番号　28 ／ 39
会社名	中央コンサルタンツ株式会社
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所

補強土壁構造図（５）　S=1/100

下り線　A2橋台側

右側（車道側）　正面展開図



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

注）・Lは，ストリップの敷設長さを表す。
・無記名スキンパネルは"F4"タイプを表す。
・補強土壁工法の延長は，壁前面を表す。
・ストリップは、全段SS400ストリップ（80×4.0）を取り付ける。
・⊖ 部はかさコンクリートにコネクティブストリップを埋込み、ストリップを取付ける。

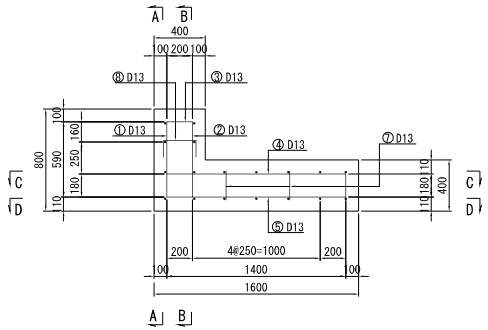
工事名	R７国道１７号上尾道路笈田地区外改良工事
図面名	補強土壁構造図（５）
作成年月日	令和　８年　１月　日
縮　尺	図　示
図面番号	29 ／ 39
会社名	中央コンサルタンツ株式会社
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所

補強土壁防護柵基礎詳細図（１） S=1/20

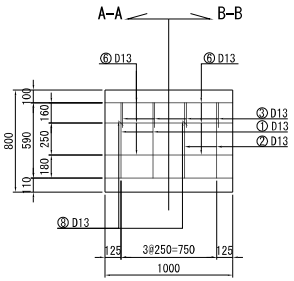
下り線　A2橋台側

防護柵基礎配筋図

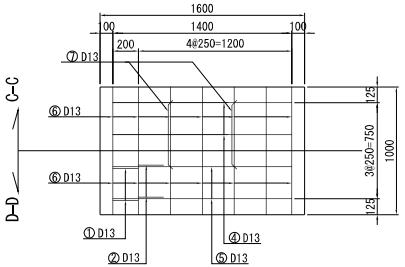
断面図



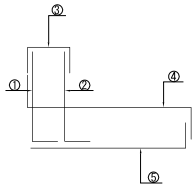
たて壁



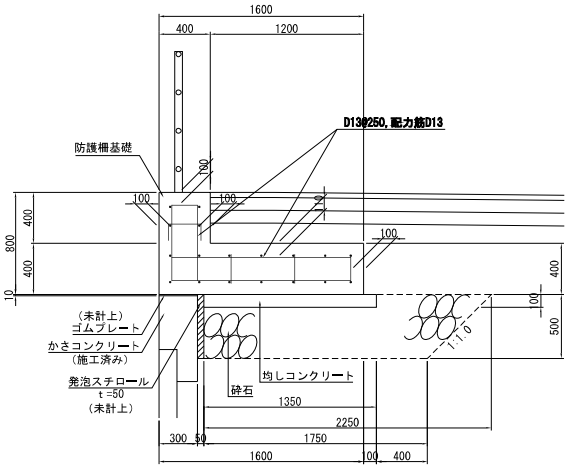
底版



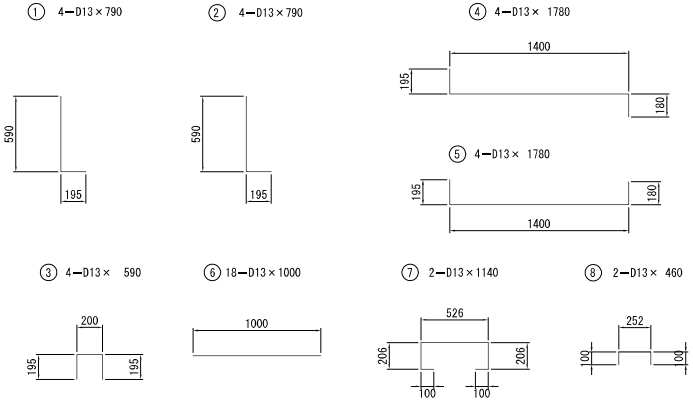
鉄筋組立図



防護柵基礎断面図



鉄筋加工図



鉄筋重量表（延長1.0m当り）

記号	径	長さ L	本数	単位重量	1本当り重量	重量	摘要
①	D13	790	4	0.995	0.79	3.2	L
②	〃	790	4	〃	0.79	3.2	L
③	〃	590	4	〃	0.59	2.4	コ
④	〃	1780	4	〃	1.77	7.1	コ
⑤	〃	1780	4	〃	1.77	7.1	コ
⑥	〃	1000	18	〃	1.00	18.0	—
⑦	〃	1140	2	〃	1.13	2.3	コ
⑧	〃	460	2	〃	0.46	0.9	コ
				合計	D13	44.2	kg/m

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

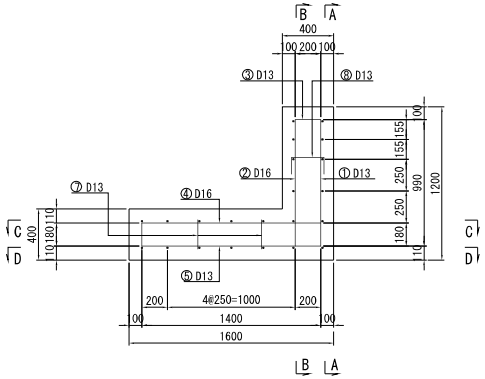
工事名	R７国道１７号上尾道路箕田地区外改良工事
図面名	補強土壁防護柵基礎詳細図（１）
作成年月日	令和　８年　１月　日
縮尺	図示　図面番号　30 ／ 39
会社名	中央コンサルタンツ株式会社
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所

補強土壁防護柵基礎詳細図（２） S=1/20

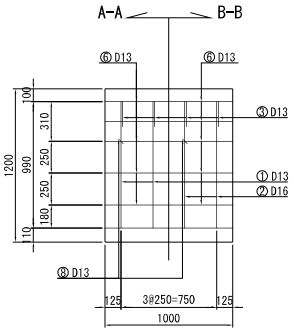
下り線　A2橋台側

防護柵基礎配筋図

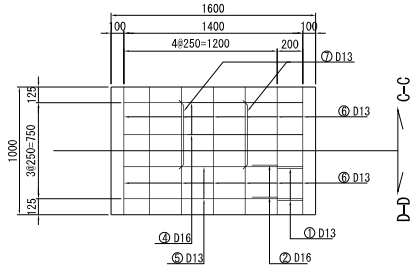
断面図



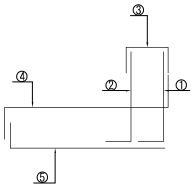
たて壁



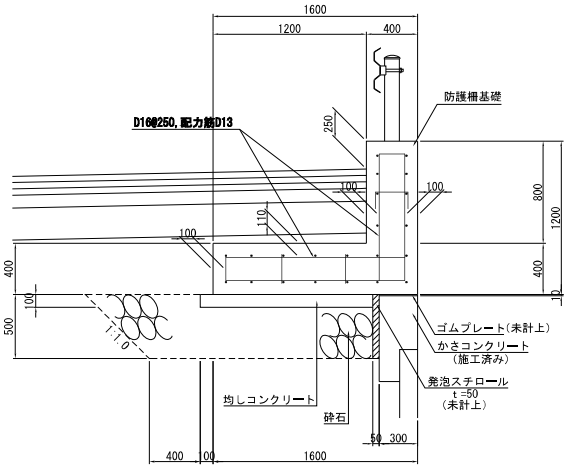
底版



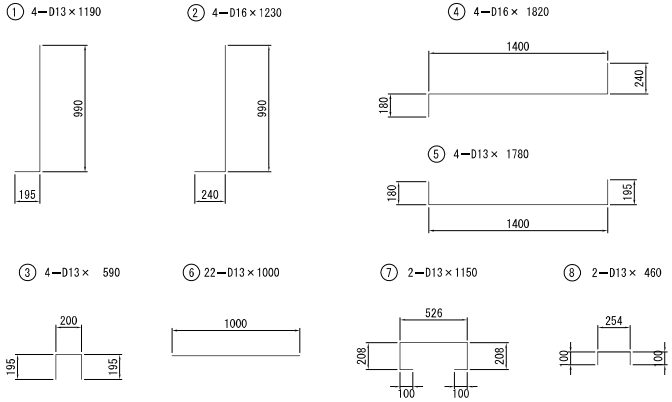
鉄筋組立図



防護柵基礎断面図



鉄筋加工図



鉄筋重量表（延長1.0m当り）

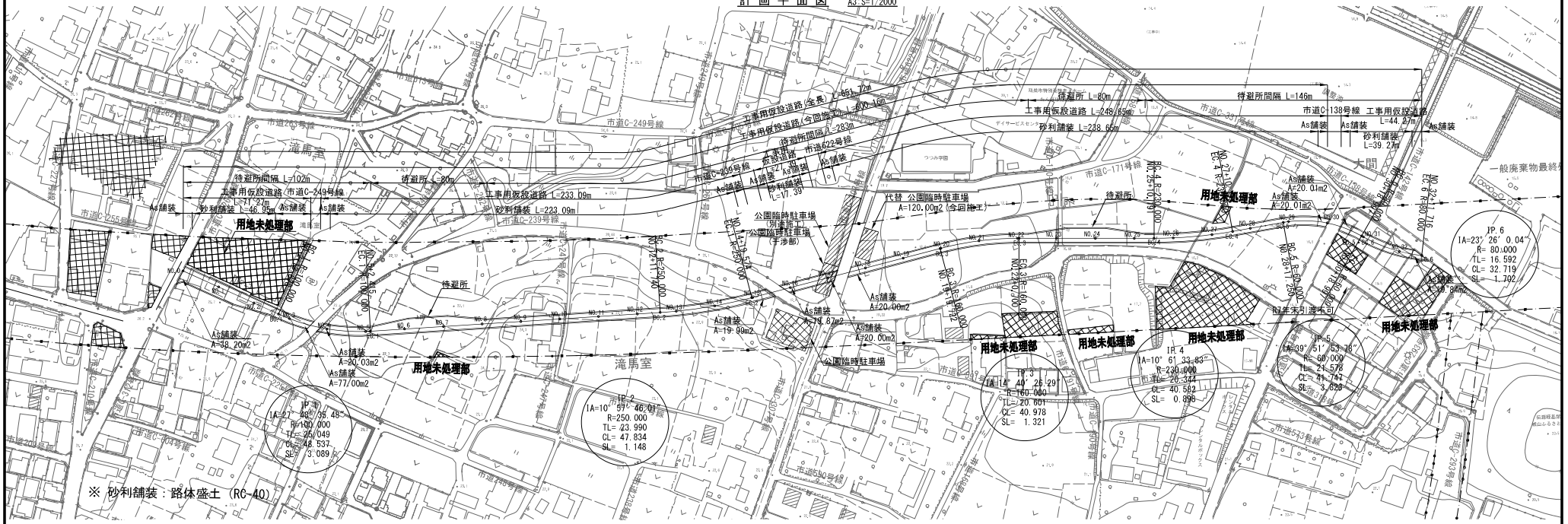
記号	径	長さ L	本数	単位重量	1本当り重量	重量	摘要
①	D13	1190	4	0.995	1.18	4.7	
②	D16	1230	4	1.56	1.92	7.7	
③	D13	590	4	0.995	0.59	2.4	
④	D16	1820	4	1.56	2.84	11.4	
⑤	D13	1780	4	0.995	1.77	7.1	
⑥	〃	1000	22	〃	1.00	22.0	
⑦	〃	1150	2	〃	1.14	2.3	
⑧	〃	460	2	〃	0.46	0.9	
					D16	19.1 kg/m	
					D13	39.4 kg/m	
					合計	58.5 kg/m	

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R７国道１７号上尾道路箕田地区外改良工事
図面名	補強土壁防護柵基礎詳細図（２）
作成年月日	令和　８年　１月　日
縮尺	図示　図面番号 31 ／ 39
会社名	中央コンサルタンツ株式会社
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所

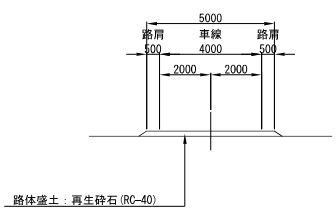
工事用道路(滝馬室～大間)計画図

計画平面図　A1:S=1/1000 A3:S=1/2000

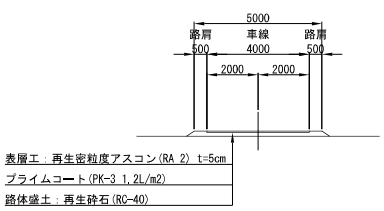


※ 砂利舗装：路体盛土 (RC-40)

標準横断面図　A1:S=1/100 A3:S=1/200



標準横断面図 (市道接続部 L=5.00m)　A1:S=1/100 A3:S=1/200

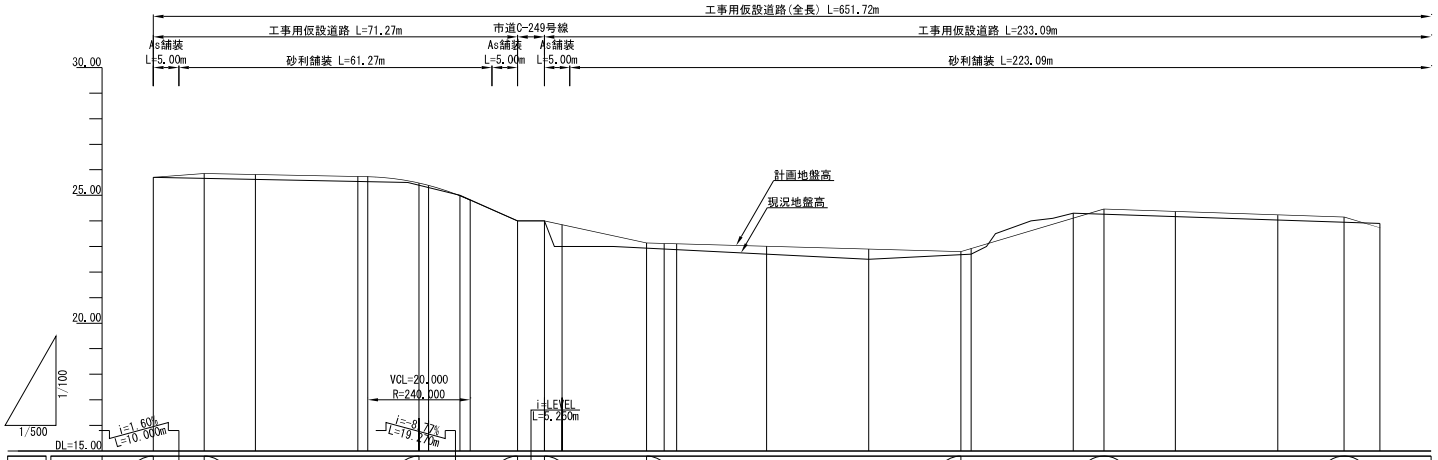


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道17号上尾道路笈田地区外改良工事
図面名	工事用道路(滝馬室～大間)計画図
作成年月日	令和 8 年 1 月 日
縮尺	図示 / 図面番号 32 / 39
会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所

工事用道路縦断図（滝馬室～大間）（１）

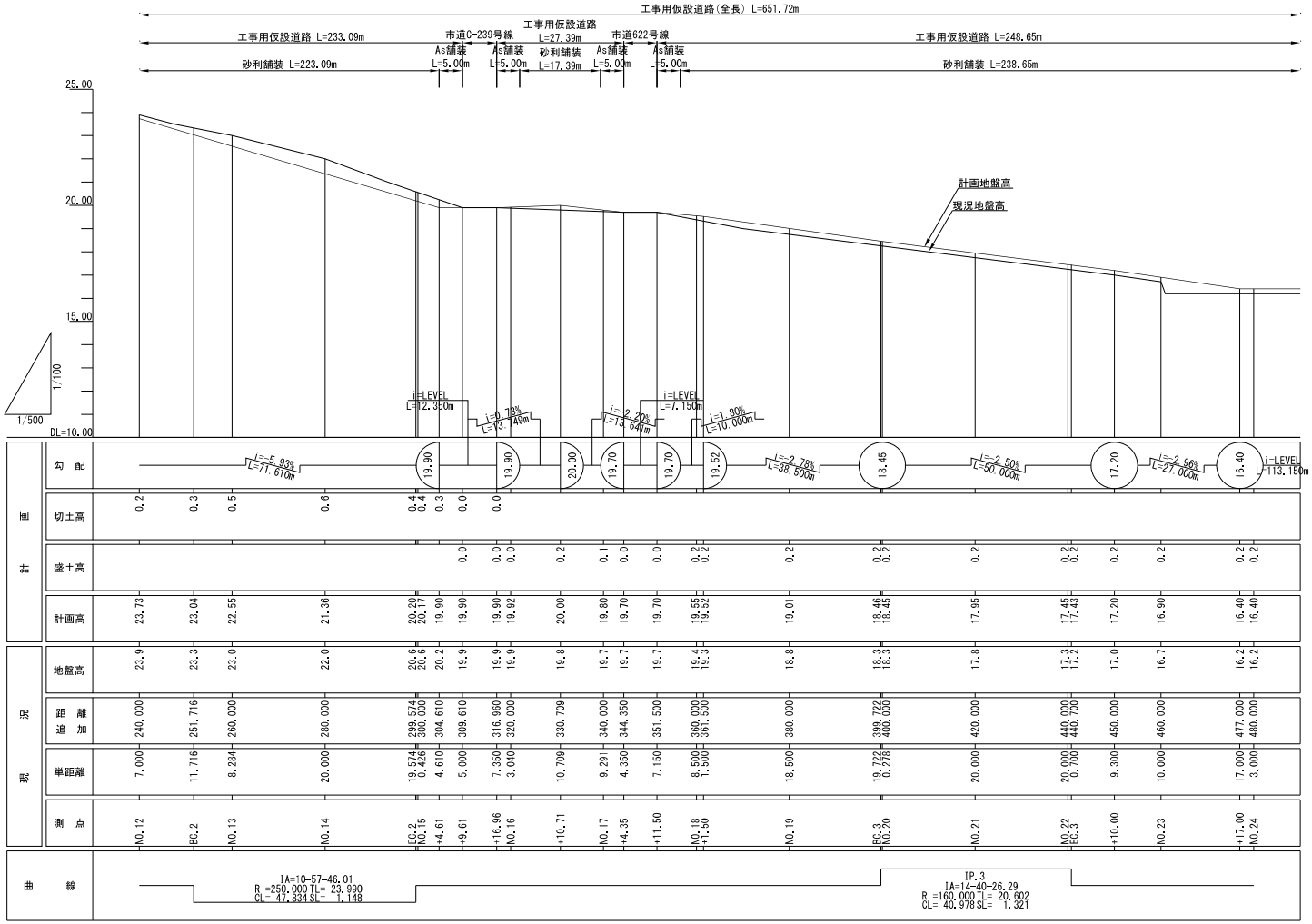
V= 1/100
H= 1/500



| | | |

工事用道路縦断図（滝馬室～大間）（２）

V= 1/100
H= 1/500

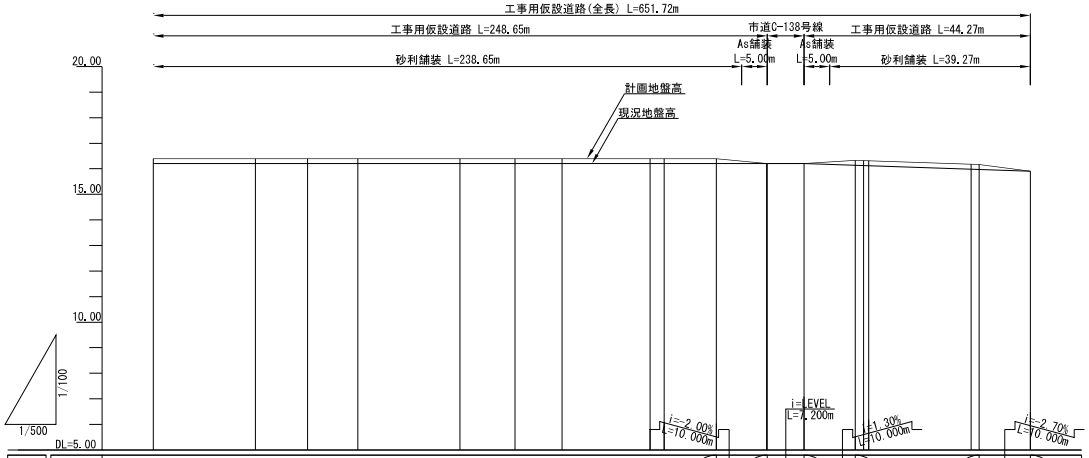


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R７国道１７号上尾道路笈田地区外改良工事
図面名	工事用道路縦断図（滝馬室～大間）（２）
作成年月日	令和 ８ 年 １ 月 日
縮 尺	図 示
図面番号	34 ／ 39
会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所

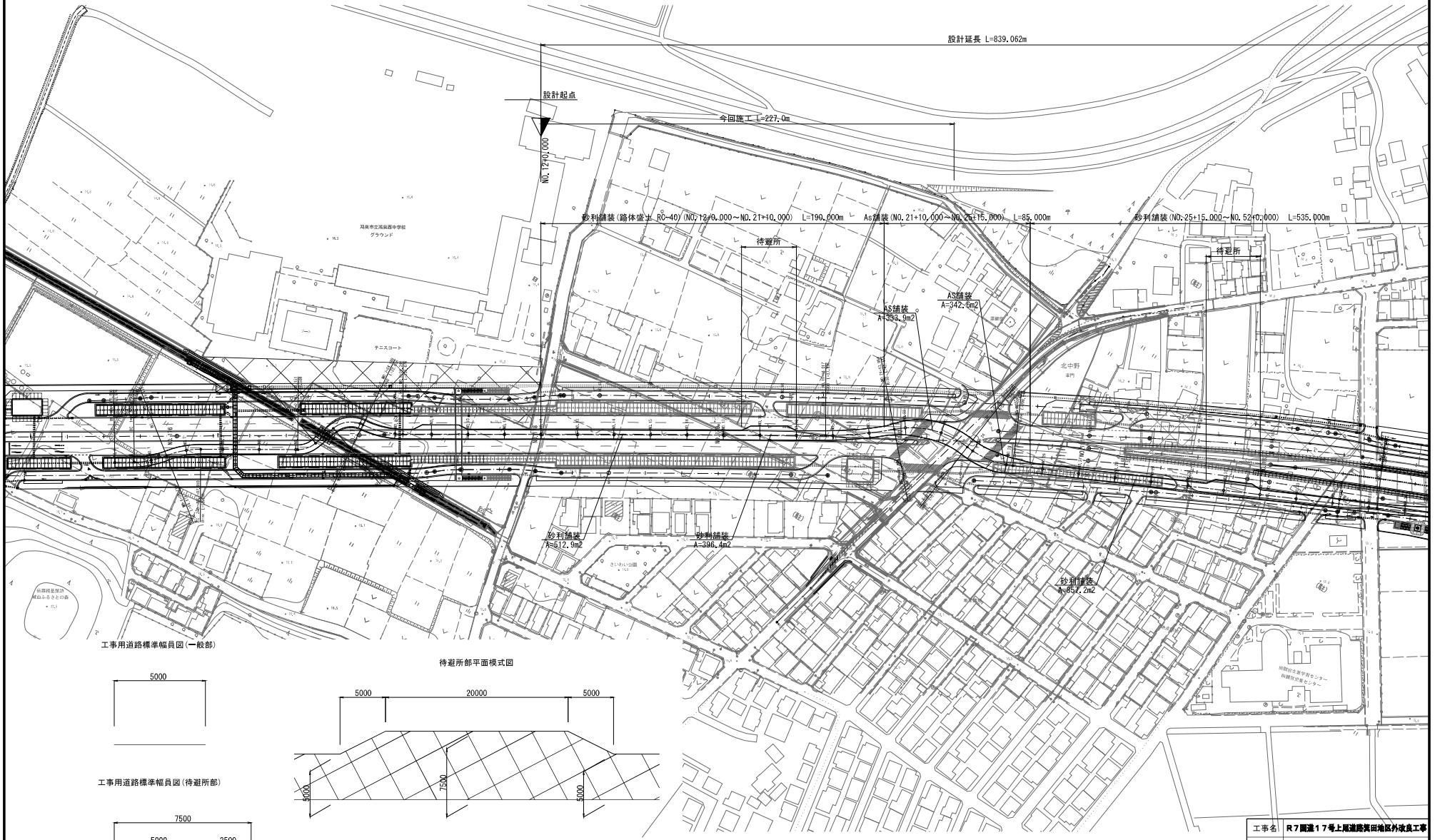
工事用道路縦断図（滝馬室～大間）（３）

V= 1/100
H= 1/500



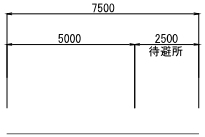
| | | |

工事用道路計画図（大間地区）



工事用道路標準幅員図（一般部）

工事用道路標準幅員図（待避所部）



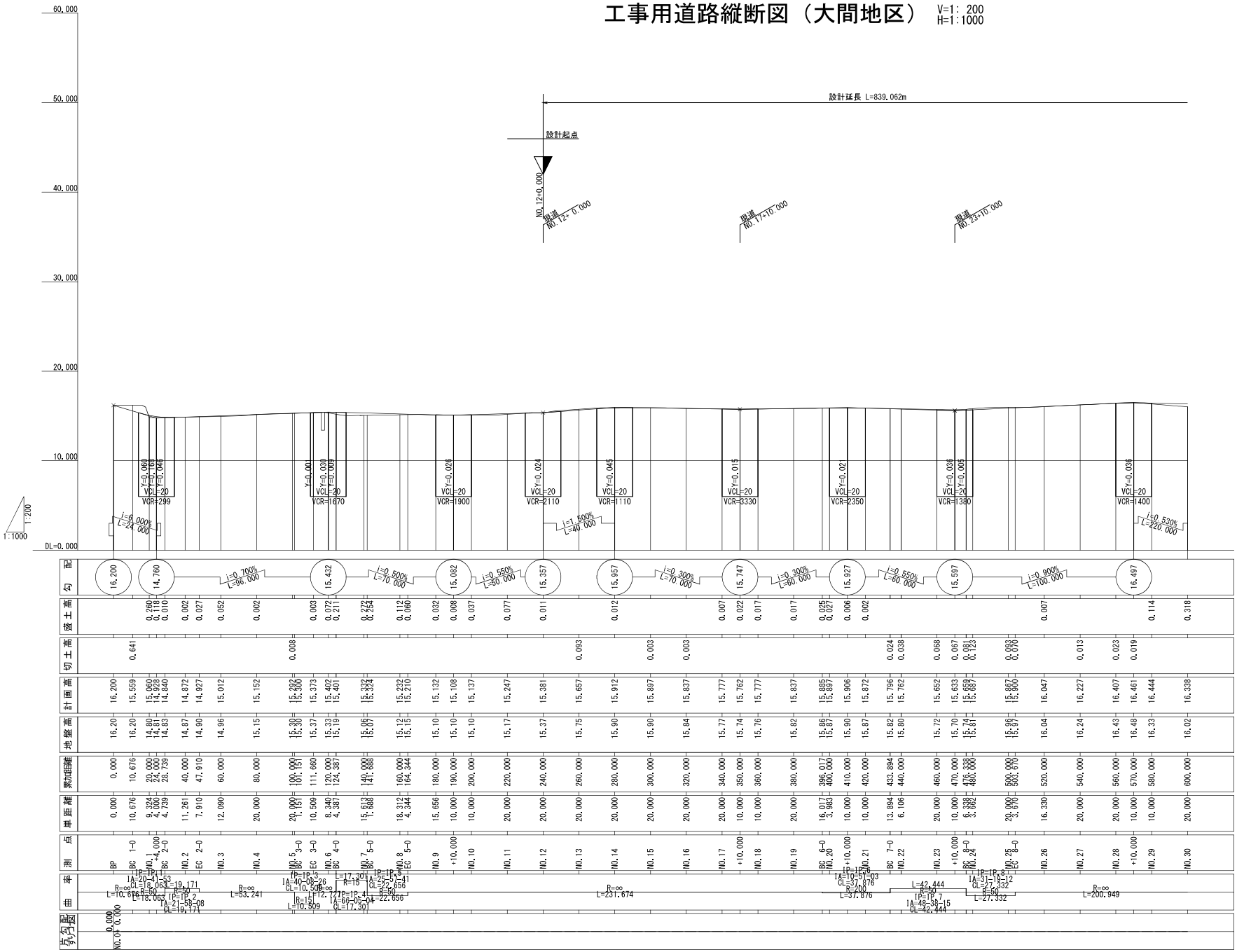
待避所部平面模式図

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R７国道１７号上尾道路箕田地区外改良工事
図面名	工事用道路計画図（大間地区）
作成年月日	令和　８　年　１　月　日
縮　尺	図　示　　図面番号　36 ／ 39
会社名	株式会社綜合技術コンサルタント
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所

工事用道路縦断図（大間地区）

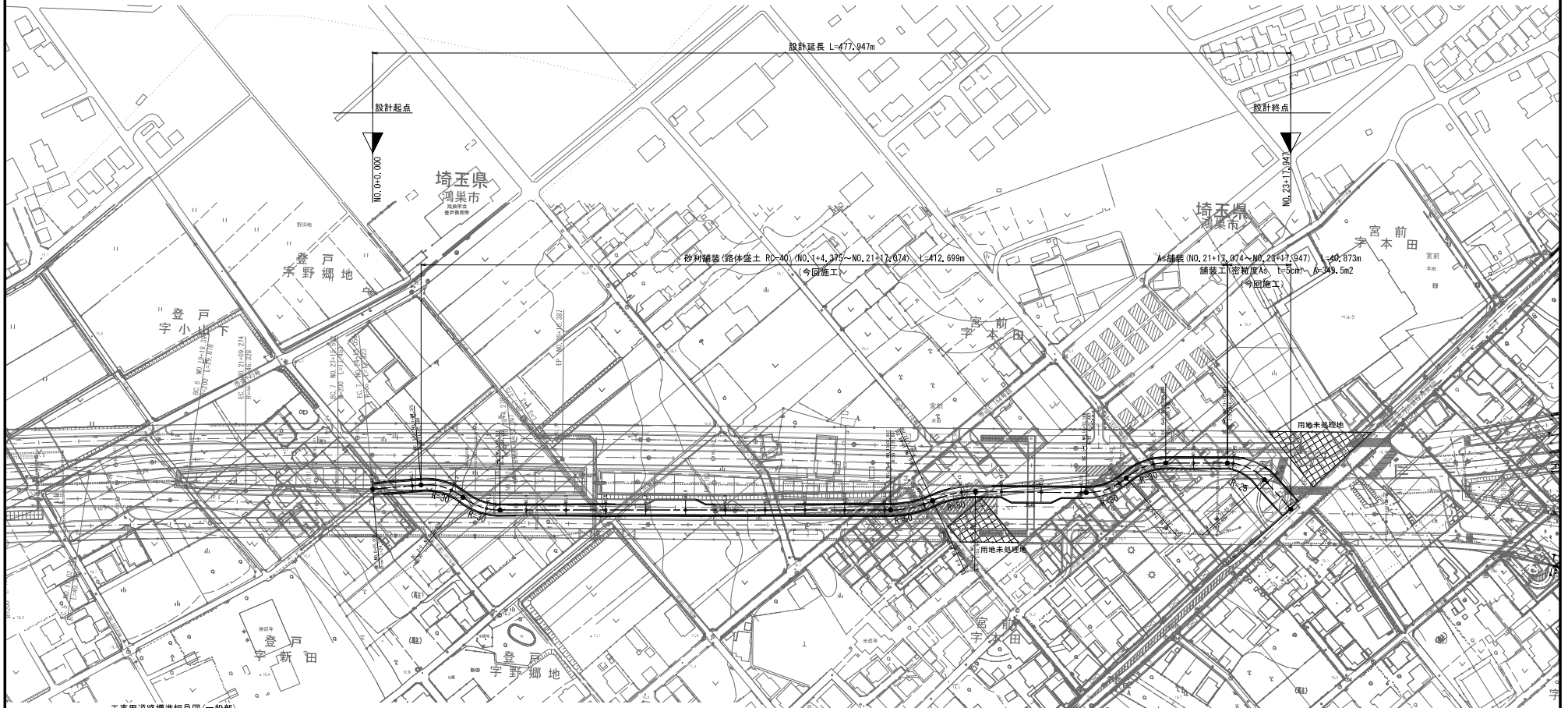
V=1: 200
H=1:1000



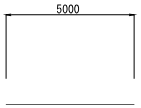
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R７国道１７号上尾道路笈田地区外改良工事
図面名	工事用道路縦断図（大間地区）
作成年月日	令和 8 年 1 月 日
縮 尺	図 示 図面番号 37 ／ 39
会社名	株式会社綜合技術コンサルタント
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所

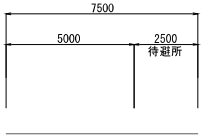
工事用道路計画図（登戸～箕田）



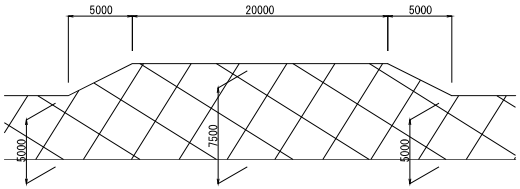
工事用道路標準幅員図（一般部）



工事用道路標準幅員図（待避所部）



待避所部平面模式図

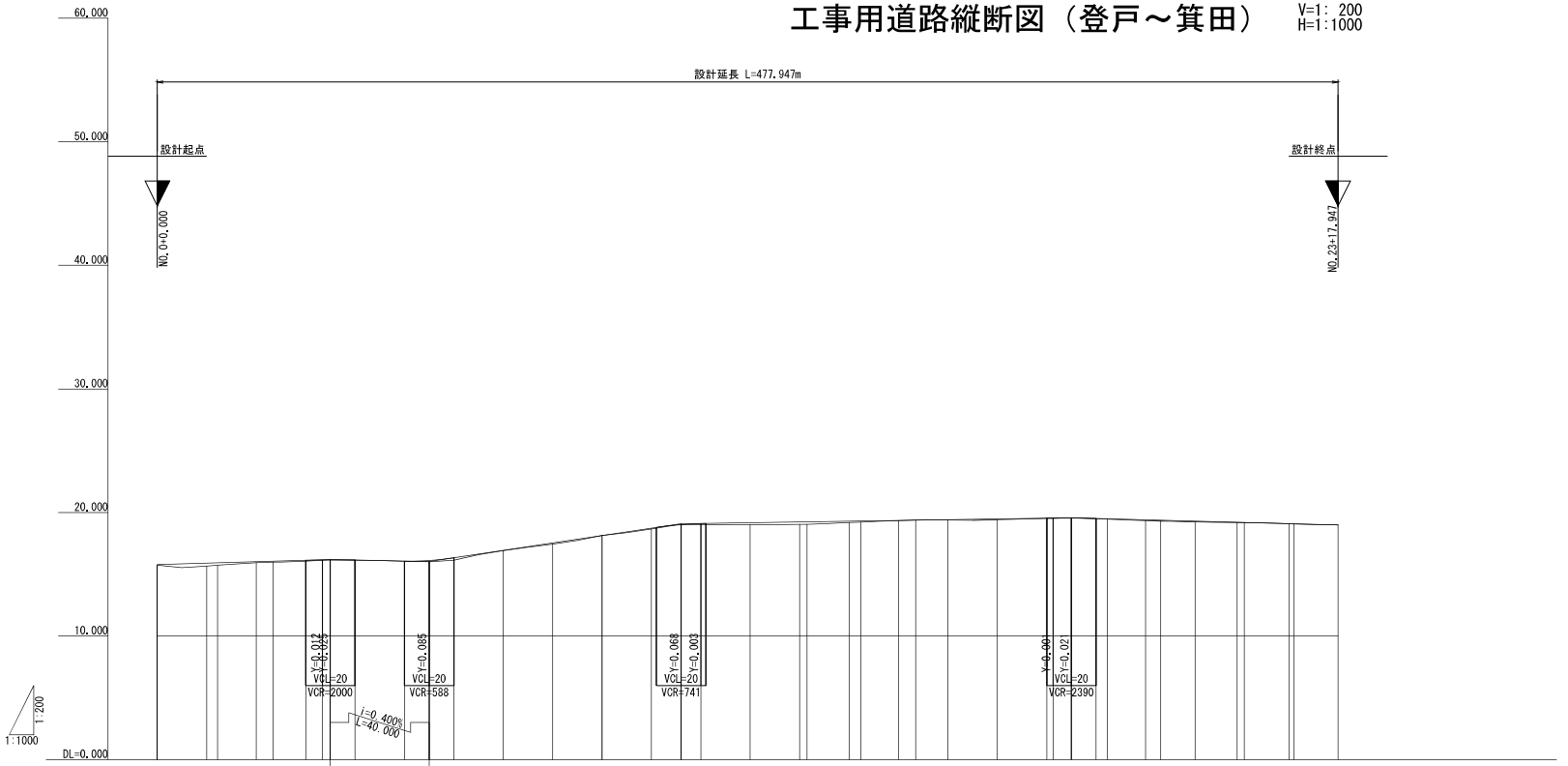


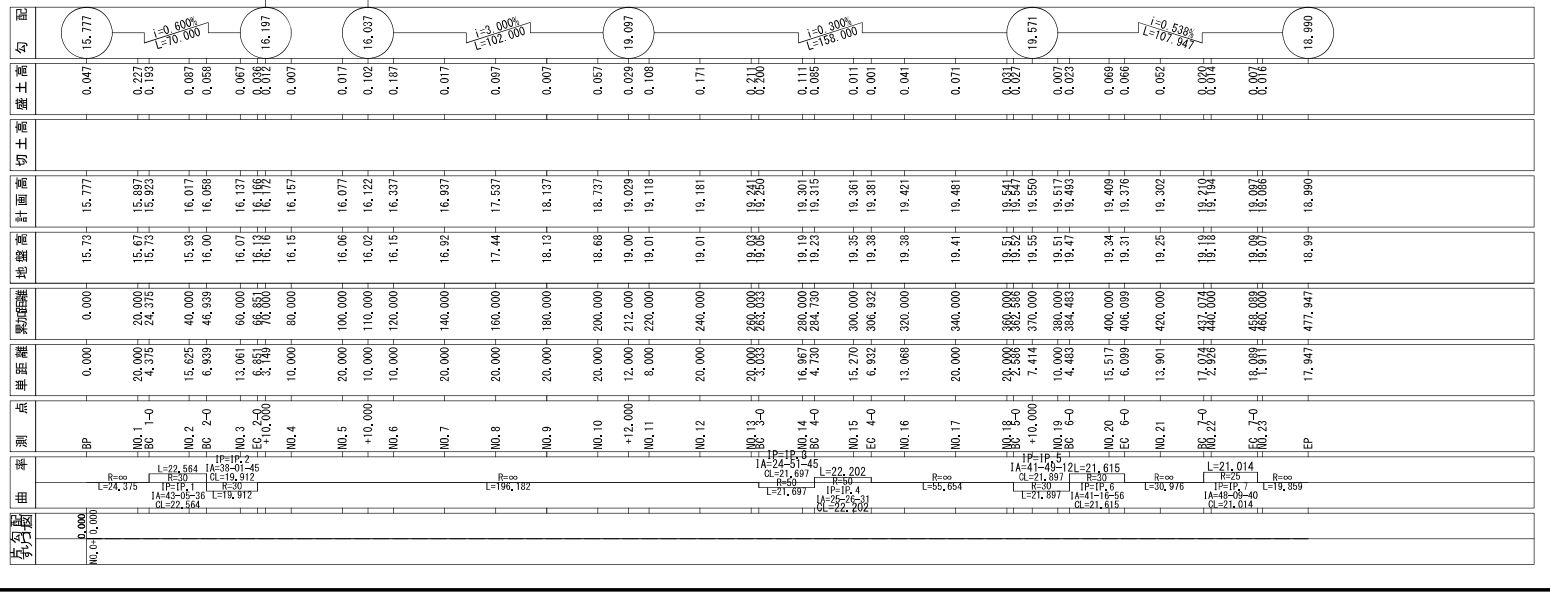
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道17号上尾道路箕田地区外改良工事
図面名	工事用道路計画図（登戸～箕田）
作成年月日	令和 8 年 1 月 日
縮尺	図示 図面番号 38 / 39
会社名	株式会社綜合技術コンサルタント
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所

工事用道路縦断図（登戸～箕田）

V=1: 200
H=1:1000





本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R７国道１７号上尾道路箕田地区外改良工事
図面名	工事用道路縦断図（登戸～箕田）
作成年月日	令和　8　年　1　月　日
縮　尺	図　示
図面番号	39 ／ 39
会社名	株式会社綜合技術コンサルタント
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所

令和７年度

Ｒ７国道１７号上尾道路箕田地区外改良工事

特記仕様書

令和　８　年　１　月

国土交通省　関東地方整備局
大宮国道事務所

第１章　総　則

第１条　適用

１．この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和７年度版)（以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。

２．この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。

３．この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。

URL　https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/inDex00000015.html

４．本工事における「条件明示」については、**別紙－１「明示項目および明示事項」**に記載のとおりとする。

第２条　主任技術者等（契約書第 10 条）

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第３条　主任技術者等の専任期間

１．契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

２．契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

３．工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

４．主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第４条　専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第 26 条第３項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第５条　専任特例２号の場合の監理技術者の配置

１．本工事において、建設業法第２６条第３項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例２号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。

（１）建設業法第２６条第３項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（２）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第２７条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例２号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（３）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（４）同一の専任特例２号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に２件までとする。なお、専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事

と兼務することは出来ない。
（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
（５）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務できる工事は**埼玉県内**の工事でなければならない。
（６）専任特例２号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
（７）専任特例２号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
（８）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

２．現場の安全管理体制について、平成７年４月２１日付基発第２６７号の２「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。

３．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
（１）監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）
（２）監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））
（３）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（ＣＯＲＩＮＳの写し）

４．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第１項（５）～（８）について施工計画書へ記載し、提出すること。

５．本工事において、専任特例２号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録・修正を適切に行うこと。

第６条　工事場所

工事場所については、下記のとおりとする。
自）埼玉県鴻巣市滝馬室
至）埼玉県鴻巣市箕田

第７条　コリンズ（CORINS）への登録

１．工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。

２．受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。

３．技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第８条　コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点　埼玉県鴻巣市滝馬室　緯度３６°０３’１２”経度１３９°３０’１５”
終点　埼玉県鴻巣市箕田　　緯度３６°０４’４６”経度１３９°２９’１５”

第９条　コリンズ（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要については必須登録とする。但し、入札公告１．工事の概要（３）工事内容、（４）工事概算数量に記載する文章と同じでよい。

第１０条　コリンズ（CORINS）への設計業務名及びテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

コリンズへ登録する業務名およびテクリス番号

業務名	テクリス番号
Ｒ２上尾道路２期鴻巣地区道路詳細修正設計業務	４０４６５２２０４７
Ｒ７国道１７号上尾道路２期鴻巣地区施工計画検討業務	４０５９７７８０５７
Ｒ７国道１７号上尾道路２期鴻巣地区詳細修正設計他業務	４０５９４２３４８８

第１１条　施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。



注意１）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意２）所属会社の写真とする。

第１２条　調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

１．契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。

２．予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制の強化」の追加として下記の調査に協力しなければならない。

（１）受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。

（２）受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
（３）工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は、大宮国道事務所のホームページにより公表する。
（４）低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。
なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了した後に、工事成績評点を通知する。
公表資料は以下（**別紙様式－０**）のとおり。

資料名	内　　訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請けにおける当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－３	元請の手持ち資料の当初と実績の比較表
比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査（工事費）	元請、下請の工事費内訳

第１３条　低入札契約におけるモニターカメラの設置
本工事は、予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。
なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第１４条　不可視部分の出来形管理について
予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

第１５条　不具合等発生時の措置
受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第１６条　工事書類の作成
１．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和７年３月）」に基づき実施するものとする。
２．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和７年３月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減

等に留意すること。

３．「工事関係書類一覧表」**（別紙様式－１５）**により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。

また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

４．電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第１７条　設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によるものとする。

第１８条　情報共有システムの活用

１．本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」（令和７年３月版）に基づき実施すること。

２．受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件　(Rev5.7) 令和７年３月版
国土交通省（国土技術政策総合研究所）

３．監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーＩＤ数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。

４．受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

①　情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨

②　サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨

③　②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨

５．受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第１９条　「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置

公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の設置対象工事であり、工事着手前に１回以上開催するものとする。なお、「三者会議」の開催にあたっては、監督職員と協議するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）運用方針」（http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第２０条　設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針 」（http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第２１条　工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第２２条　ワンデーレスポンス

１．このの工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

２．受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

３．受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

４．ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和５年１２月）に基づき、取り組むものとする。

５．効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第２３条　契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

①　本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

②　受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第２４条　設計図書の変更

設計変更等については、契約書第１８条から第２５条及び共通仕様書共通編１－１－１－１６から１－１－１－１８に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によることとする。

第２５条　スライド条項

工事請負契約書第２６条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第２６条　再生資材の活用

受注者は、下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資材名	規格	備考
再生クラッシャーラン	ＲＣ－４０	路体盛土、路床盛土、 路床置換、基礎材、下層路盤

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

第２７条　公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）

１．本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成１２年法律第１０４号 最終改正令和４年６月１７日法律６８号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「８解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難い場合は監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごと作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

２．受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成１４年５月）」に定めた様式１〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼ねるものとする。

・再生資源化等が完了した年月日
・再生資源化等をした施設の名称及び所在地
・再生資源化等に要した費用

３．工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２８条　建設リサイクル法第１１条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律」（平成１２年５月３１日法律第１０４号）第１１条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第１０条第１項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第２９条　コンクリート副産物から再生された資源について

１．コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再

生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。

２．受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。

３．受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

４．受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5022（再生骨材Ｍを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Ｌを用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材Ｍを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレストキャストコンクリート製品ー検査方法通則）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。

５．再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第１編３－３－３　配合」に従うものとする。

第３０条　施工管理

１．本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和７年度版)によるものとする。なお、この管理基準により難い場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

２．本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和７年度版)によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

３．本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ＩＣＴ活用工事実施要領(令和７年３月改定)の関連要領等一覧（ＵＲＬ「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」）によるものとする。

第３１条　デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事では、以下の１．から４．の全てを実施することとする。

１．対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準　（令和７年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア，（一社）施工管理ソフトウェア産業協会，<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

２．デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、同条１．の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

３．小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（令和５年３月）（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準（令和５年３月）「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

４．小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではないなお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第３２条　ＩＣＴ活用工事（土工）について【発注者指定型】

１．ＩＣＴ活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ＩＣＴ施工技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事である。

２．定義

（１）i-Construction とは、ＩＣＴ施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けてＩＣＴ施工技術を活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。

（２）ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ＩＣＴを全面的に活用する工事である。また、本工事では、施工プロセスの以下①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事とする。

① ３次元起工測量
② ３次元設計データ作成
③ ＩＣＴ建設機械による施工
④ ３次元出来形管理等の施工管理
⑤ ３次元データの納品

３．受注者は、特記仕様書に指定された土工以外の工種にＩＣＴ施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下４～８によりＩＣＴ施工技術の活用を行うことができる。

４．原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することとし、土工について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、土工以外の工種に関するＩＣＴ施工技術の活用を提案・協議した場合は、土工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

５．ＩＣＴ施工技術を用い、以下の施工を実施する。

①　３次元起工測量

受注者は、３次元測量データを取得するため、以下１）～７）から選択（複数選択可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事または設計段階での３次元データが活用できる場合においては、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ＩＣＴ活用工事とする。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
２）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
５）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量
６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量

ただし、土工数量1,000㎥未満における起工測量にあたっては、作業量・現場状況等を考慮して上記１）～７）以外の従来手法による起工測量を実施してもＩＣＴ活用工事とする。

② ３次元設計データ作成

受注者は、５．①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ＩＣＴ建設機械による施工、及び３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。

③ ＩＣＴ建設機械による施工

５．②で作成した３次元設計データを用い、以下に示すＩＣＴ建設機械により、施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和７年３月３１日 国土交通省告示第２４０号）付録１測量機器検定基準２－６の性能における検定基準を満たすこと。

１）３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械※

※ＭＣとは「マシンコントロール」、ＭＧとは「マシンガイダンス」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する３次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。

但し、現場条件により、③ＩＣＴ建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合もＩＣＴ活用工事とするが、丁張設置等には積極的に３次元設計データ等を活用するものとする。

④ ３次元出来形管理等の施工管理

５．③による工事の施工管理において、以下のとおり、出来形管理及び品質管理を行うものとする。

（１）出来形管理

【土工数量1,000㎥以上の場合】

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、１m間隔以下（１点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）とし、以下１）～４）から選択（複数選択可）して実施するものとする。

また、土工における出来形管理にあたっては、以下１）～４）を原則とするが、現場条件等により以下５）～８）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

（【メモ】ただし、以下５）～８）の出来形管理を選択して面管理を実施した場合は「３次元出来形管理・３次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること）

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
５）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理
６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理
８）施工履歴データを用いた出来形管理

また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもＩＣＴ活用工事とする。

【土工数量1,000㎥未満の場合】

出来形管理にあたっては、上記の５）～８）による出来形管理を実施するものとする。なお、監督職員と協議のうえ上記１）～４）の他、以下９）１０）による出来形管理を実施してもよい。

９）モバイル端末を用いた出来形管理
１０）地上写真測量を用いた出来形管理

【メモ：条件明示として実施した出来形管理及び３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用計上の有無について変更特記仕様書に記載する】

（２）品質管理

品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）について、「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はＲＩ計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。

土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と協議の上、ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものとする。

⑤ ３次元データの納品

５．①②④により作成した３次元データを工事完成図書として電子納品する。

なお、河川土工（掘削工、盛土工、法面整形工）において、３次元計測技術を用いて出来形管理（面管理）を実施した場合は、計測点群データの納品ファイル形式はＬＡＳのポイントファイルとする。

６．上記５．①～④の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、３次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

７．土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

８．本特記仕様書に疑義が生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第３３条　ＩＣＴ活用工事（地盤改良工）について【施工者希望Ⅱ型】

１．ＩＣＴ活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴ施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用する

ＩＣＴ活用工事の対象工事である。

２．定義

（１）i-Construction とは、ＩＣＴの全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてＩＣＴ施工技術を活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。

（２）ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ＩＣＴ施工技術を全面的に活用する工事である。また、以下の①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事という。

対象は、土工を含む一般土木工事とする。

① ３次元起工測量
② ３次元設計データ作成
③ ＩＣＴ建設機械による施工
④ ３次元出来形管理等の施工管理
⑤ ３次元データの納品

３．受注者は、ＩＣＴ施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に下記４～８によりＩＣＴ施工技術の活用を行うことができる。

４．原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することとし地盤改良工の施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び対象範囲を監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

５．ＩＣＴ施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① ３次元起工測量

受注者は、３次元測量データを取得するため、以下１）～７）から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択できる。

また、地盤改良の前施工としてＩＣＴ土工等が行われる場合、監督職員との協議の上、その起工測量データ、施工用データを活用することができるものとし、ＩＣＴ活用工事とする。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
２）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
５）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量
６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量

② ３次元設計データ作成

受注者は、５．①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ＩＣＴ建設機械による施工、及び３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。なお、ＩＣＴ地盤改良工の３次元設計データとは、「施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（固結工 スラリー撹拌工 編）」で定義する地盤改良設計データのことを言う。

③ ＩＣＴ建設機械による施工

５．②で作成した３次元設計データを用い、以下１）２）に示すＩＣＴ建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。

１） ３次元ＭＧ機能を持つ地盤改良機※

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いて、地盤改良を実施する。

２） ３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械※

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する３次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いて、地盤改良を実施する。

※ＭＣとは「マシンコントロール」、ＭＧとは「マシンガイダンス」の略称である。

④ ３次元出来形管理等の施工管理

５．③による工事の施工管理において、以下１）の出来形管理行うものとする。

１）施工履歴データを用いた出来形管理

受注者は地盤改良の出来形管理について施工履歴データにより行うこととするが、改良土を盛立てるなど履歴データによる管理が非効率となる部分について監督職員との協議の上、従来手法による出来形管理を行っても良い。ただし改良範囲の施工履歴データは⑤ によって納品するものとする。

⑤ ３次元データの納品

５．①②④により作成した３次元データを工事完成図書として電子納品する。

６．上記５．①～④の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、３次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

７．土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

８．本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第３４条 ＩＣＴ活用工事（擁壁工）について【施工者希望Ⅱ型】

１．ＩＣＴ活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ＩＣＴ施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事の対象工事である。

２．定義

（１）i-Construction とは、ＩＣＴ施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてＩＣＴ施工技術を活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。

（２）ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ＩＣＴ施工技術を全面的に活用する工事である。また、以下の①②④⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事という。

対象は、擁壁工等を含む一般土木工事とする。

① ３次元起工測量
② ３次元設計データ作成
③ 該当なし
④ ３次元出来形管理等の施工管理
⑤ ３次元データの納品

３．受注者は、ＩＣＴ施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協

議を行い、協議が整った場合に以下４～８によりＩＣＴ施工技術の活用を行うことができる。

４．原則、本工事においては上記①②④⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活用することとする。擁壁工等についての施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び対象範囲・数量を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

５．ＩＣＴ施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① ３次元起工測量

受注者は、３次元測量データを取得するため、以下１）～７）から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

但し、擁壁工等の関連施工としてＩＣＴ土工等が行われる場合、監督職員との協議の上、その起工測量データを活用することができるものとし、ＩＣＴ活用工事とする。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
２）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
５）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量
６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量

② ３次元設計データ作成

受注者は、５．①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。

３次元設計データ作成はＩＣＴ土工等と併せて行うが、ＩＣＴ擁壁工の施工管理においては、３次元設計データ（TIN）形式での作成は必要としない。

なお、ＩＣＴ擁壁工の３次元設計データとは、３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）（擁壁工編）で定義する擁壁工設計データのことを言う。

③ 該当なし

④ ３次元出来形管理等の施工管理

（１）出来形管理

擁壁工の施工管理において、以下１）～７）の技術から選択（複数以上可）して、出来形管理を実施するものとする。

また、以下１）～４）の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
５）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理
６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記１）～７）のＩＣＴ施工技術を用いた計測によっては精度確保が困難となる部分や計測が非効率となる場合、監督職員と協議の上、写真・画像データ等と併用するなど出来形管理を行っても良いものとする。

【メモ：条件明示として実施した出来形管理及び３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用計上の有無について変更特記仕様書に記載する】

（２）出来形管理基準および規格値

出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記（１）で定める計測技術を用い以下１）の出来形管理要領によるものとする。

１）３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）

（３）出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の３次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の３次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤ ３次元データの納品

５．①②④により作成した３次元データを工事完成図書として電子納品する。

６．上記５．①②④の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、３次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

７．土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

８．本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第３５条　ＩＣＴ活用工事における適用（用語の定義）について

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、３次元モデルを復元可能なデータ（以下「３次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第３６条　ＩＣＴ活用工事の費用について（ＩＣＴ活用工事（土工）発注者指定型）

１．ＩＣＴ施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき費用を計上しているが、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」及び「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない。

・ＩＣＴ活用工事（土工 1,000 ㎡以上）積算要領
・ＩＣＴ活用工事（土工 1,000 ㎡未満）積算要領
・ＩＣＴ活用工事（河床等掘削）積算要領

実施した場合は、以下の（１）（２）により設計変更の対象とし、費用を計上する。

（１）３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（２）３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

【土工数量 1,000 ㎡以上の場合】

出来形管理の計測範囲において、１m間隔以下（１点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、３次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、３次元出来形管理・３次元データ納品の費

用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

・共通仮設費率補正係数：1.2

・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の１）～４）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

【土工数量1,000㎥未満の場合】

土工数量1,000㎥未満における３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しない。

受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、土工以外の工種に関するＩＣＴ活用について監督職員へ提案・協議を行う。また、土工についてもＩＣＴ活用に関する具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し協議がなされ、それぞれの協議が整った場合、ＩＣＴ活用の実施に関わる項目については、各段階を設計変更の対象とする。

２．施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第３７条　ＩＣＴ活用工事の費用について（ＩＣＴ活用工事（地盤改良工）施工者希望Ⅱ型）

１．受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までにＩＣＴ活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ＩＣＴ施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき各段階を設計変更の対象とする。

・ＩＣＴ活用工事（地盤改良工）（安定処理）積算要領

・ＩＣＴ活用工事（地盤改良工）（中層混合処理）積算要領

・ＩＣＴ活用工事（地盤改良工）（スラリー撹拌工）積算要領

・ＩＣＴ活用工事（地盤改良工）（ペーパードレーン工）積算要領

・ＩＣＴ活用工事（地盤改良工）（サンドコンパクションパイル工）積算要領

（１）３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

また、「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれているため、費用の計上はしないものとする。

２．施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第３８条　ＩＣＴ活用工事の費用について（ＩＣＴ活用工事（擁壁工）施工者希望Ⅱ型）

１．受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までにＩＣＴ活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ＩＣＴ施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき以下の（１）（２）により費用を計上することとする。

・ＩＣＴ活用工事（擁壁工）積算要領

（１）３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（２）３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、面的に座標を取得し、ソフトウェア上で面の法長・高さ等の出来形管理を実施し、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、３次元データ納品を行った場合、標記費用の対象とする。

費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。ただし、擁壁工（ＩＣＴ）と同時に実施する土工（ＩＣＴ）等他工種において補正係数を乗じる場合は適用しない。

・共通仮設費率補正係数：1.2

・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の１）～４）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

なお、以下の５）～７）による出来形管理を実施した場合は、「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、計上しない。

５）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理

６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理

２．施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第３９条　ＩＣＴ活用工事の活用効果等に関する調査

ＩＣＴ活用工事を行った施工者は、活用目的等の把握のための「ＩＣＴ活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第４０条　デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測に関する工事

１．デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測に関する工事

「デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測に関する工事（以下、「本工事」という。）」は、受注者における「段階確認に伴う準備作業（鉄筋へのマーカー設置等）、手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、段階確認時の配筋の出来形計測をデジタルカメラ等で撮影した画像計測により行うものである。

撮影画像（計測結果）は、遠隔地から確認することも可能であり、監督職員の遠隔臨場を実施する場合は、「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）」、及び「建設現場の遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」に準拠するものとする。

２．実施内容

（１）段階確認時の実施内容

段階確認時の配筋間隔の計測において、従来のスケール等による実測とデジタルカメラで撮影した画像計測を併用し、両者の計測値の差を整理するものとする。また、計測時の条件（撮影箇所、撮影距離、気象条件等）は、必ず記録するものとする。

（２）機器の準備

本工事に要する画像計測機器等は、受注者が手配するものとし、詳細については、監督職員と協議し決定するものとする。

（３）計測精度の検証

本工事による画像計測の精度検証のため、計測データを監督職員に提出するものとする。

（４）効果の検証

本工事を通じた効果の検証（生産性向上効果の検証）及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（５）費用

本工事にかかる費用については、全額を受注者の負担とする。

第４１条　現場環境改善（快適トイレの設置）

１．内 容

受注者は、現場に以下の（１）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

（１）洋式（洋風）便器

（２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）

（３）臭い逆流防止機能

（４）容易に開かない施錠機能

（５）照明設備

（６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を５kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

（７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

（８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

（９）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）

（10）鏡と手洗器

（11）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

（12）室内寸法 900㎜×900㎜ 以上（面積ではない）

（13）擬音装置（機能を含む）

（14）着替え台

（15）臭気対策機能の多重化

（16）室内温度の調整が可能な設備

（17）小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場等）

２．快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記１の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各１基ずつ２基／工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、２基／工事（施工箇所）※より

多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費　(率)を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

３．快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記２．の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

４．その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第４２条　BIM/CIM 活用工事について

本工事は、BIM/CIM 適用工事（受注者希望型）である。受注者が希望する場合、３次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者で協議し実施する。

（参考）３次元モデル作成の目安

詳細度	２００～３００程度※１ ※１　構造形式がわかるモデル～主構造の形状がわかるモデル
属性情報	３次元形状データが何を表すかを識別する情報をオブジェクトごとに属性情報として設定する（BIM/CIM 取扱要領「附属資料２　オブジェクト分類」を参照）。

１．BIM/CIM 実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。

また、作成した BIM/CIM 実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

１）工事概要

２）整理すべき課題

３）BIM/CIM の実施内容（３次元モデルの活用内容、期待する効果等）

４）３次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された３次元モデルの仕様等）

５）３次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類

６）３次元モデル閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式

７）３次元モデルの作成・活用に要する費用

２．BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。以下の内容を BIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。

８）後段階への引継事項（データかつ用事の留意点、更なる検討が必要な内容、２次元図面との整合等）

９）省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、３次元での検討により省人化した効果等）

３．成果物の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

１）BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）
２）BIM/CIM 実施報告書（３次元モデル作成引継書シート、３次元モデル照査時チェックシートを含む）
３）作成した３次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML 形式、IFC 形式）、統合モデル、動画等）
４．その他
最新の情報は BIM/CIM ポータルサイト（https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html）で提供されているので、適宜参照すること。

第４３条　DX データセンターの使用

本工事は DX データセンターを使用することで、VDI による専用ソフトの利用及び受発注者間のデータ共有の円滑化を図る工事である。

３次元モデルを活用するにあたり、受注者が希望する場合、国土技術政策総合研究所が運用する DX データセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することができる。

ＤＸデータセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、受注者が有償ソフトウェアの使用契約手続きを行うものとする。

なお、ＤＸデータセンターの詳細については、ＤＸデータセンターの参考資料（https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/reference）及びポータルサイト（https://dxportal.nilim.go.jp/exonym）を参照すること。

第４４条　工事中の安全確保

１．工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。
なお、令和７年度における重点的安全対策項目は以下の７項目である。
Ⅰ．架空線等上空施設の損傷事故防止
Ⅱ．建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
Ⅲ．資機材等の下敷きによる人身事故防止
Ⅳ．足場・法面等からの墜落事故防止
Ⅴ．地下埋設物の損傷事故防止
Ⅵ．第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
Ⅶ．事故防止
２．受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。
①　労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
②　労働安全衛生法第 60 条の 2 に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
③　厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育
３．　工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（案）（令和６年２月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。
４．　工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。
５．工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

工種	作業区分	交通整理員（延人数）	備考

全ての工種	昼間作業	１６０人 （うち有資格誘導員４５人）	交代要員含む

第４５条　試掘及び埋設物の防護

本工事の施工にあたり、地下埋設物に影響を与える箇所について埋設物の管理者等と協議し、必要と判断された場合は、試掘の実施について監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、現場条件等により埋設物の防護が必要な場合には、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第４６条　UAV 等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は、起工測量等において UAV 等を使用する場合、安全面への配慮として下記 URL に基づいて UAV 等を使用すること。

URL https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41042.html

第４７条　熱中症対策に資する現場管理費の補正

１．　本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

２．　真夏日の考え方は下記のとおりである。

（１）真夏日の定義

日最高気温が３０℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が３０℃以上の場合とする。

（２）試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①　環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高２５℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が２５℃以上となる日を、真夏日とみなす。

②　気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が３０℃以上の場合。施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が３０℃以上の日を、真夏日とする。

③　夜間工事については、作業時間帯の最高気温が３０℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が３０℃以上、又は WBGT が２５℃以上の場合、真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としては計上しない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

（３）工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まれない。

（４）基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

（５）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率　＝　基準日から工期末までの真夏日　÷　工期

（６）現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費に加算する。なお、補正は契約変更において行うものとする。

・補正値（%）　＝　真夏日率　×　補正係数※

※真夏日補正係数：１．２

第４８条　安全管理推進技術査等認定について

１．概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

２．認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

・直轄工事にて、認定技術者として過去５回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

３．認定技術者の認証

・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。

・紛失等による認定書の再発行は行わない。

・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

４．認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

５．不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第４９条　交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第 23 条に規定する都・県公安委員会の行う１級又は２級検定に合格した者）１名以上を充て、他は経験１年以上の者を配置すること。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第５０条　特定調達品目の調達実績の調査

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目(以下、「特定調達品目」という)の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第５１条　環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和６２年３月３０日建設省経機第５８号)に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用する

ものとする。

第５２条　ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輌の使用

１．受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車輌（以下、本工事関係車輌という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県のディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車輌を使用しなければならない。

２．受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輌の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輌の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。

３．受注者は、本工事関係車輌にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車輌を把握しなければならない。

４．受注者は、取締りにより本工事関係車輌に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。

５．受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第５３条　交通安全管理（工事現場管理）

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

１．積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

２．さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

３．過積載車輌、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。

４．取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

５．建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

６．以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第５４条　交通安全管理（特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出）

共通仕様書１－１－１－３６交通安全管理第１４項における道路法第４７条の２に基づく通行許可の確認は下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

①　当該車両に関する特殊車両通行許可証

②　現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）

③　車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書１－１－１－３９官公庁等への手続等第３項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第５５条　通行許可等

１．　受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第４７条第１項、車両制限令第３条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証等の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。

２．　受注者は、運搬計画どおりに運行していることを確認しなければならない。また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない

第５６条　現場環境改善

１．現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。

（１）仮設備関係
　　緑化・花壇の充実を実施するものとする。
（２）営繕関係
　　現場事務所の快適化を実施するものとする。
　　現場休憩所の快適化を実施するものとする。
（３）安全関係
　　盗難防止対策（警報機等）を実施するものとする。
（４）地域連携
　　デザイン工事看板（各工事ＰＲ看板含む）を実施するものとする。

２．現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。

３．主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の 50%を上限として設計変更の対象とする。

第５７条　給水

固結工における給水については、当初、見込んでいないが、現地状況を確認のうえ、監督職員と協議を行うものとする。

第５８条　工期変更

１．本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式−１６により、工事の始期及び終期を通知すること。

２．余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

３．全体工期：契約締結日の翌日から令和８年１２月２５日まで

４．契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

５．工期は、雨天、休日等を見込んでいる。なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）に加えて以下の日数を見込んでいる

①準備期間	４０日間
②後片付け期間	２０日間
③雨休率（猛暑日補正無し） （実働工期日数に休日と悪天候により作業不能日※を見込むための係数）	０．７９
④余裕期間	約１０日間

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。（当該工事の作業不能日ではない。）

イ）１日の降雨・降雪量が１０㎜/日以上の日：２４日間

ロ）８時から１７時までの WBGT 値が３１以上の時間を足し合わせた日数：１３日間

（少数第１位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

過去５か年（２０２０年～２０２４年）の気象庁（さいたま観測所）及び環境省（さいたま地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間

の作業不能日）

５．著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

６．後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第５９条　工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合

② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合

③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合

④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合

⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第６０条　工事工程表の開示の試行工事

１．本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。

２．工事契約後、設計審査会等において、「前条　工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。

３．設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙-5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。

４．本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第６１条　週休２日制適用工事（完全週休２日（土日）（受注者希望方式）

１．本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休２日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休２日制適用工事（完全週休２日）（受注者希望方式）」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休２日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休２日に取組むものとする。

２．週休２日の考え方は下記のとおりである。

１）週休２日

①　完全週休２日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②　月単位の週休２日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」とい

う。）が、２８．５％（８日/２８日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

２）対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休２日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休２日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

３）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

３．天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、１年単位の変形労働時間制を活用する場合は、１週４０時間または１日８時間を超える労働時間を設定した月は、週休２日工事の対象期間外とする。また１ 年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

・１年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定

・変更した就業規則

４．現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

①　施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合

②　週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合

③　官公庁の休日の場合

完全週休２日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、１年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

５．監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休２日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休２日が確保できるよう改善に取り組むものとする。

６．工事完了後、週休２日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。

７．アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

８．　明らかに受注者側に月単位の週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。

９．週休２日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休２日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休２日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休２日の補正係数に変更する。月単位の週休２日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休２日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休２日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休２日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

１０．週休２日の労務費の補正対象は公共工事設計労務単価の５１職種であるため、設計業務

委託等の技術者単価については週休２日の補正対象とならない。

第６２条　悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

１．受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近５カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、鴻巣観測所（気象庁のデータ）における１ 日の降雨・降雪量雨が 10㎜ 以上/日の日を想定している。

２．アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第６３条　担い手確保・育成貢献について

本工事は建設産業の担い手の確保・育成工事に関する取り組みが優れた工事について、企業に対して表彰を行う「大宮国道事務所建設産業担い手確保・育成貢献工事表彰制度」の対象工事であり、受注者は、自ら立案実施した担い手の確保対策や育成貢献のための取り組みにおいて評価できる項目について、工事完成時までに所定の様式「**別紙―８（１）～（２）**」により、監督職員に提出する事ができる。

第６４条　個人情報の取扱について

１．基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成１５年５月３０日法律第５８号）第６６条第２項第１号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

２．秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

３．取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

４．利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

５．複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

６．再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成１５年５月３０日法律第 57 号）第 66 条第

２項第４号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

７．事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

８．資料等の返却等

（１）受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書**（別紙－２）**を発注者に提出しなければならない。

（２）前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

９．管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

１０．管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

１１．従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第６５条　施工時期及び施工時間の変更

本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施工区分	標準作業時間
昼間作業	全ての工種	８：００～１７：００

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。

※各々の標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、ＫＹ等安全活動なども含まれる。ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員と協議するものとする。

第６６条　他工事との調整

１．下記工事の受注業者とは、現場が連続し施工が輻輳することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。

２．本工事との調整工事は以下のとおりとする。

工事名	施工範囲	工期（予定）
Ｒ６国道１７号上尾道路箕田地区改良その２工事	埼玉県鴻巣市箕田地先	令和６年１１月～令和８年６月
Ｒ７国道１７号上尾道路登戸地区改良工事	埼玉県鴻巣市登戸地先	令和８年４月～令和９年２月

Ｒ８国道１７号上尾道路外環境整備工事	埼玉県さいたま市西区宮前町～埼玉県鴻巣市箕田	令和８年４月～令和９年３月

第６７条　新技術の活用「新技術の定義」

１．本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

２．新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

①　技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術

②　公共工事等において実用段階に達している技術

③　当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術

④　実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

３．対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

１）新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL　http://www.netis.mlit.go.jp

２）NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

３）新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

４）新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第６８条　新技術の活用（施工者選定型）

１．本工事は、施工者が原則１技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

２．本工事において、前条　新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す 1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。

３．受注者は、選定した新技術が前条　新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す 1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。

４．当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。

５．受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。

６．試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。

７．受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－ＶＥ」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。

８．受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第６９条　建設現場の遠隔臨場における遠隔臨場の実施（発注者指定型）

１．建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL　https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf

２．遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

３．実施内容

（１）段階確認・材料確認、立会での確認

①　受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声をWeb 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

②　確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用するPCにて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

（２）動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

（３）機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web会議システム（teams､zoom等）」等、何れのシステムを利用してよい。

（４）遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間　で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

（５）フォローアップ調査

工事完了時に**別紙様式－１９**を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

（６）費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

（７）不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準　令和５年３月３日（国不建第578号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

（８）通信環境

遠隔臨場の実施にかかる通信環境整備は、発注者の費用負担にて行うものとする。

なお、通信環境整備に関する詳細は、監督職員と協議を行うものとする。

遠隔臨場の実施にあたり、現場の通信環境が不良と確認された場合は、対応策を検討の上、監督職員と協議を行うものとする。

第７０条　建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施について

１．建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

２．遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例　〇：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実施	書類	実施	書類	実施
完成検査	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
中間技術検査	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
既済部分検査	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
完済部分検査	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

３．遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

４．実施内容

（１）技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

（２）機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

（３）遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受

発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

（４）効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（５）費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

（６）不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 3 年 9 月 30 日（国不建第 273 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第７１条　契約後ＶＥ方式

１．定義

「ＶＥ提案」とは、契約書第１９条の２の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

２．ＶＥ提案の意義及び範囲

（１）受注者がＶＥ提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

（２）以下の提案は、ＶＥ提案の範囲に含まないものとする。

①　施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

②　契約書第１８条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

③　提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

３．ＶＥ提案書の提出

（１）受注者は、前項のＶＥ提案を行う場合は、次に掲げる事項をＶＥ提案書（**別紙様式－１～４**）に記載し、発注者に提出しなければならない。

①　設計図書に定める内容とＶＥ提案の内容の対比及び提案理由

②　ＶＥ提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

③　ＶＥ提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

④　発注者が別途発注する関連工事との関係

⑤　工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項

⑥　その他ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項

（２）発注者は、提出されたＶＥ提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

（３）受注者は、前項のＶＥ提案を契約の締結日より、当該ＶＥ提案に係る部分の施工に着手する３５日前までに、発注者に提出できるものとする。

（４）ＶＥ提案の提出費用は、受注者の負担とする。

４．ＶＥ提案の審査

提出されたＶＥ提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、ＶＥ提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

５．ＶＥ提案の採否等

ＶＥ提案の採否について、原則として、ＶＥ提案の受領後１４日以内に書面（**別紙様式－５**）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、ＶＥ提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

６．ＶＥ提案を採用した場合の設計変更等

（１）ＶＥ提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を

行わなければならない。

（２）前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

（３）前項の変更を行う場合においては、ＶＥ提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の１０分の５に相当する金額（以下「ＶＥ管理費」という。）を削減しないものとする。

（４）ＶＥ提案を採用した後、契約書第１８条の条件変更が生じた場合、発注者がＶＥ提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、ＶＥ管理費については、原則として変更しないものとする。

７．ＶＥ提案の活用と保護

評定の結果、当該ＶＥ提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

第７２条　生産性向上チャレンジ工事

１．試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

２．試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「**特記仕様書第６７条** 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

３．工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認出来た場合は加点を行うこととする。

４．本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第７３条　六価クロム溶出試験

本工事は、「六価クロム溶出試験」の対象工事であり、下記に示す工種について、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果(計量証明書)を提出するものとする。

なお、試験方法は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領によるものとする。また土質条件、施工条件等により試験方法に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

六価クロム溶出試験対象工種名及び検体数

固結工：２検体

第７４条　出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」［国土交通省 HP　https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html　参照］に基づき行うものとする。

第７５条　南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】発表時の対応

（１）本工事の施工場所は、南海トラフ地震防災対策推進地域が含まれる工事である。

（２）受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震

警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあっては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。

（３）受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、工事請負契約書第 20 条等の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、警戒する措置が解除されるまでの間（１週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、＜各種安全施工指針（※）＞に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。

（４）受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、＜各種安全施工指針（※）＞に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。

（５）受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。

（６）なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震及び津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。

（※）土木工事安全施工技術指針、港湾工事安全施工指針、建築工事安全施工技術指針等、工種に応じて記載する。

第７６条　直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

１．本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。

２．受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。

３．発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。

４．発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第７７条　低炭素型コンクリート試行工事（プレキャスト）

本工事は、建設関連業界等のカーボンニュートラルに向けた取組を促進するとともに、調達上の課題等を検証するため、セメント置換率の高いコンクリートなどのコンクリート製造時の CO2 排出量（コンクリートの材料の CO2 排出を含む）を削減した「プレキャスト製品による低炭素型コンクリート」の試行工事である。

① 低炭素型コンクリート製品の規定・確認

低炭素型コンクリートはポルトランドセメントの置換率が５５％以上のもの又はこれと同等以上の CO2 排出削減効果のあるものとする。受注者は、低炭素型コンクリート製品の購入前に、以下が確認出来る資料を監督職員に提出し、施工数量について監督職員と協議す

るものとする。

・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場の所在

・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場と施工現場までの運搬距離

・低炭素型コンクリート製品の見積書

・低炭素型コンクリート製品による CO2 排出削減効果（算出可能な場合に限る）

低炭素型コンクリート製品の配合品質証明書等を監督職員に提出し、監督職員は置換率が５５%以上であること又は同等以上の CO2 排出削減効果があることを確認するものとする。なお、費用対効果等を考慮し、低炭素型コンクリートを使用しない場合がある。

② 試行工事の実施に要する費用

当該試行工事の実施に要する低炭素型コンクリート製品の費用は見積によるものとし、設計変更の対象とする。

③ 試行結果の検証への協力

試行にあたり受注者は実施状況や結果検証のための調査に協力するものとする。

第７８条　現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

第７９条　施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ＡＳＰ）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第８０条　施工体制の点検

１．受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成１２年法律第１２７号　最終改正令和６年１２月１３日）第１５条３により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

２．施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。

３．施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

４．当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

５．施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。

６.施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により「閲覧」し、点検する。

７．施工体制調査員は、第１回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第８１条　品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は**別紙様式－１２**によるものとする。

第８２条　工事完成図書の納品

１.本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階

の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和５年３月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和６年３月)」を参考とするものとする。

２．本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお。オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

３.成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第８３条　技術検査

１．本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は２回以上を原則とする。なお、工事成績優秀企業の適用工事にあたっては、減免することが出来るものとする。但し、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。

２．中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分(完済を含む)の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。

３．中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第８４条　書類限定検査

１．本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。

２．書類限定検査とは、検査時に下記の１０書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外

・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

３．実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第８５条　ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第２章　土　工

第８６条　建設発生土の利用

１．掘削で生じた発生土について、路体盛土に使用するものは、場内の仮置き場へ運搬（運搬距離０．３ｋｍ以下）するものとする。それ以外の土砂は、箕田地区（No.205 付近）へ運搬（運搬距離３．０ｋｍ以下）するものとする。

２．床掘りで生じた発生土は、現場内に仮置き（運搬距離０．３ｋｍ以下）するものとする。

３．埋戻しに使用する土砂は、現場内に仮置きした土砂を使用するものとする。（運搬距離０．３ｋｍ以下）

４．残土処理工について、箕田地区に仮置きしている土砂を、深谷バイパス（埼玉県熊谷市玉井～東別府）に運搬（運搬距離１９．５ｋｍ以下）するものとする。

５．運搬場所及び採取場所については、工事着手前に監督職員より指示するものとし、運搬距離に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

第８７条　建設発生土の受入れ地

受注者は、本工事から建設発生土を 100m3 以上搬出する場合は、**別紙様式－８**により搬出前に搬出先区市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土に関する下記の情報を郵送・FAX 等で提出しなければならない。

なお、情報提供後速やかにその写しを監督職員に提出しなければならない。

１．工事件名、工事概要、工事場所

２．工事発注機関名、工事発注機関監督職員名、連絡先

３．工事請負業者名、現場代理人名、連絡先

４．建設発生土の運搬業者名

５．建設発生土の受入先名(搬出先事業所名等)、住所

６．建設発生土の発生場所から受入地までの運搬経路

７．建設発生土の搬出時期（搬出期間）

８．建設発生土の土質(砂、ローム等)、土量(m3)

第３章　無筋・鉄筋コンクリート

第８８条　レディーミクストコンクリート

１．コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

用　　途	粗骨材の最大寸法	ｽﾗﾝﾌﾟ	水ｾﾒﾝﾄ比	呼び強度	ｾﾒﾝﾄの種類
防護柵基礎ｺﾝｸﾘｰﾄ	２５mm	１２cm	５５%以下	２４N/mm2	高炉ｾﾒﾝﾄB種
ﾋｭｰﾑ管 基礎ｺﾝｸﾘｰﾄ 現場打集水桝 H≧1.0m	２５mm	８cm	６０%以下	１８N/mm2	高炉ｾﾒﾝﾄB種
均しｺﾝｸﾘｰﾄ	２５mm	８cm	ー	１８N/mm2	高炉ｾﾒﾝﾄB種

ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

２．コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木編）（平成１４年８月一部改正）により行うものとする。

第８９条　配合

水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない。

なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。

・仮設構造物（建設後数年の内に撤去するもの。）
・最大高さ１ｍ未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物。
・管（函）渠等（φ600 未満、600㎜×600㎜ 未満）の構造物。
・道路照明、標識、防護柵等の構造物。
・耐久性を期待しない構造物。
・河川における護岸構造物（特殊堤及び船着場等は除く。）

第９０条　モルタル

モルタルに使用するセメントの種類は、普通セメントでセメント量は５３０kg／m^3以上（又は、１：３）する。

第９１条　レディーミクストコンクリート単位水量測定

本工事においては、１日当たりレディーミクストコンクリートの使用量が１００ｍ３以上施工するコンクリート工において、「レディーミクストコンクリートの品質確保について（平成１５年１０月２日、国官技第１８５号）」、「「レディーミクストコンクリートの品質確保について」の運用について（平成１５年１０月２日、国コ企第３号）」及び「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）」（以下、測定要領という）（これらについて、受注者が所持しない場合は工事契約後に受注者から監督職員に通知を求めるものとする。）に基づき、施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、完成検査時に提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員から請求があった場合は直ちに提示しなければならない。測定機器は測定要領の「２．測定機器」によるものとするが、現場条件により発注者から測定機器を指示する場合がある。又、使用する機器を施工計画書に記載するものとする。

単位水量の測定は、測定要領の「６．測定頻度」及び「７．管理基準値・測定結果と対応」により実施することとする。なお、これらに定められてない場合は監督職員と協議するものとする。

第９２条　組立

配筋・組立において、鉄筋組立固定架台、鉄筋固定金具を使用する場合は監督職員と協議しなければならない。

第９３条　機械式鉄筋定着工法について

機械式鉄筋定着工法を採用する場合は、「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン（平成２８年７月）」に基づき実施するものとする。

なお、上記については、設計変更の対象とし別途監督職員と協議するものとする。

受注者は、施工する工法について、求める性能に関する公的認証機関による建設技術審査証明の写しを監督職員へ提出し、承諾を得なければならない。

また、現場施工における取付箇所の品質確認方法について、監督職員と協議するものとする。

第９４条　機械式鉄筋継手工法について

機械式鉄筋継手工法を採用する場合は、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式継手工法ガイドライン（平成２９年３月）」に基づき実施するものとする。

受注者は、施工する工法について、求める性能に関する公的機関等による技術的な確認を受けた証明書の写しについて、監督職員の承諾を得なければならない。

また、現場施工における取付位置や等級、品質確認方法について、監督職員と協議するものとする。

施工前には、施工要領書について監督職員の承諾を得なければならない。施工時には、工法に関して教育、講習等を受けた有資格者の管理の下で施工しなければならない。

第９５条　型枠穴孔の補修

型枠セパレータで除去タイプのコーンを用いる場合は、セパレータ端部が鉄筋かぶり内に残らないようにすること。

また、モルタル等による型枠穴孔の補修を行う場合は、専用コテ等で入念に仕上げること。

型枠穴孔の補修材の落下による第三者被害が想定される箇所については、落下の懸念が少ない方法によることとし、その方法を施工計画書に記載しなければならない。

第４章　材　　料

第９６条　購入土

路床置換の路床材は、ＲＣ－４０とする。

第９７条　セメント系固化材

固結工（中層混合処理）のセメント量については下表のとおりとする。

工種	セメント等種別	使用量区分
固結工（中層混合処理）	セメント系固化材　高有機質土用　バラ	１，０００ｔ未満

第９８条　一般瀝青材料

ストレートアスファルトの針入度は下表のとおりとする。

用　途	針　入　度	摘　要
表　　層	40～60	施工時期が冬期間にかかる場合は 60～80 を使用しても差し支えない。

第９９条　目地板

防護柵基礎工の伸縮目地材は、樹脂発泡体（３０倍発泡）とし厚さは２０ｍｍとする。

第５章　一般施工

第１００条　固結工（中層混合処理）

１．本工事で施工する中層混合処理は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については、受注者において十分検討のうえ、設計図書により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

２．上記の決定にあたっては、下記条件等を遵守するものとする。なお、下記条件等に変更が生じた場合には、監督職員と協議するものとする。

名　称	目標強度	配合量
中層混合処理　L16 号擁壁	quck=250kN/m2	130kg/m3

中層混合処理　R18 号擁壁	quck=200kN/m2	110kg/m3

３．固化材の規格は、セメント系固化材（高有機質土用）、標準配合量（ロス率無し）は上記を想定しているが、施工に先立ち、配合試験を行い、決定するものとする。

４．混合は、混合専用機を使用するものとする。なお、施工にあたり現地状況を十分把握し、安全性等の検討を行い、施工方法に変更が生じた場合は、監督職員と協議しなければならない。

第１０１条　工事用道路工

１．滝馬室～大間の現場内の搬入・搬出は、市道Ｃ－２２６号線から行うものとする。なお、工事用道路測点Ｎｏ．１７付近に公園臨時駐車場があり、干渉するため、代替地に移設を行ってから施工するものとする。

２．大間地区の現場内の搬入・搬出は、市道Ａ－２０４４号線からとし、施工済みの工事用道路を使用するものとする。

３．宮前～箕田の現場内の搬入・搬出は、県道鎌塚鴻巣線から行うものとする。

４．箕田地区の現場内の搬入・搬出は、県道鴻巣川島線から行い、他工事にて整備済みの工事用道路を使用するものとする。なお、追加で本工事にて工事用道路整備の必要が生じた場合は、監督職員と協議し、設計変更の対象とする。

５．工事用道路は、路体盛土（RC-40）を基本とするが、アスファルト舗装工（下層路盤を含む）が必要な個所については、監督職員より指示することとし、設計変更の対象とする。

６．工事用道路は、工事終了後も引き続き他の工事で使用するので存置するものとする。

７．工事用道路で使用した既設道路の補修が生じた場合は、補修箇所、方法等については、監督職員の承諾を得てから施工することとする。なお、補修の費用については、当初は見込んでいないため、補修の必要が生じた場合には、監督職員と協議するものとする。

８．上記により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第１０２条　排水構造物工

当初は蓋及び足掛け金物の設置費及び材料費を計上していないため、設計変更の対象とする。

第１０３条　防護柵基礎工

１．防護柵基礎を施工するにあたり、作業土工及び左右の防護柵基礎間の路体、路床盛土が必要な場合は、監督職員と協議し、設計変更の対象とする。

２．当初はゴムプレート、発泡スチロールの設置費及び材料費を計上していないため、設計変更の対象とする。

第６章　舗　装

第１０４条　舗装材料

１．下層路盤材は、ＲＣ－４０とする。

２．加熱アスファルト混合物の示方アスファルト量及び骨材の最大粒径は、下記のとおりとする。

呼び名	混合物の種類	最大粒径(mm)	アスファルト量(%)	摘　　要
RA②	再生密粒度アスコン	20	5.5	表　層

第１０５条　加熱アスファルト混合物

受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物(以下「混合物」という。)で、アスフ

ァルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。

第７章　その他

第１０６条　震災対策

１．地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。

２．地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第１０７条　道路施設基本データの作成

本工事完成時には、以下に示す『道路施設基本データ』を作成し、監督職員に提出するものとする。ただし、本工事に該当しない施設の基本データは作成しないものとする。

なお、完成後でも、発注者は受注者に対して、『道路施設基本データ』の内容について、説明を求めることがある。

１．道路施設基本データの種類

区分	施設番号	施設名	区分	施設番号	施設名
道路構造	C020	縦断勾配	付属物及び付属施設	E060	道路情報板
	C030	平面線形		E070	交通遮断機
	C050	舗装		E080	I.T.V
	C060	道路交差点		E090	車両感知器
	C070	鉄道交差点		E100	車両諸元計測施設
	C080	歩道及び自転車歩行者道		E110	気象観測施設
	C090	独立専用自歩道		E120	災害予知装置
	C100	中央帯		E130	自動車駐車場等
	C110	環境施設帯		E140	自転車駐車場
構造物	D010	橋梁		E150	雪崩防止施設
	D020	橋側歩道橋		E160	落石防止施設
	D030	横断歩道橋		E170	消雪ﾊﾟｲﾌﾟ
	D040	ﾄﾝﾈﾙ		E180	ﾛｰﾄﾞﾋｰﾃｨﾝｸﾞ
	D050	洞門		E190	除雪ｽﾃｰｼｮﾝ
	D060	ｽﾉｰｼｪｯﾄﾞ		E200	防災備蓄
	D070	地下横断歩道		E210	共同溝
	D080	道路 BOX 等		E220	CAB 電線共同溝
	D090	横断 BOX 等		E230	植栽
	D100	ﾊﾟｲﾌﾟｶﾙﾊﾞｰﾄ		E240	遮音施設
	D120	擁壁		E250	遮光ﾌｪﾝｽ
	D130	ｽﾉｰｼｪﾙﾀｰ		E270	流雪溝
	E010	防護柵		E310	防雪林
	E020	道路照明		E320	路側放送
	E030	視線誘導標(反射式)		E330	光ｹｰﾌﾞﾙ施設
	E040	視線誘導標(自光式)		E340	道路反射鏡
	E050	道路標識		E350	ﾋﾞｰｺﾝ

２．道路施設基本データの作成は、別に定める『道路管理データベースデータ作成マニュアル

（案）』によるものとする。

３．道路施設基本データは、『道路施設基本データ作成システム』で作成する。

４．道路施設基本データ作成にあたって工事番号は、ＣＯＲＩＮＳ登録時の「工事契約コード番号」とする。

５．道路施設基本データに係わる以下のものを電子データにて提出すること。

① 道路施設台帳作成総括表
② 道路施設基本データ総括表
③ 道路施設基本データー覧表
④ 道路施設台帳チェックシート
⑤「道路工事完成図等チェックプログラム」によるチェック結果
⑥「電子納品チェックプログラム」によるチェック結果
⑦ 工事数量総括表

第１０８条　「問合せ番号」及び「路上規制情報システム」

受注者は、「路上規制情報提供システム」への入力を行うものとし、別途監督職員が通知する「問合せ番号」を工事情報看板及び工事説明看板に掲示するものとする。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第１０９条　工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

別紙－１

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 ■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期	第６６条 第５８条
安全対策関係	■ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。	第４４条
工事用道路関係	一般道路を搬入路として使用する場合 ■ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 ■ 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 ■ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	 第１０１条 第１０１条 第１０１条
建設副産物関係	■ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件	第８６条
その他	■ 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。	第５７条

別紙－5　概略工事工程表

工事名　：　R7国道17号上尾道路箕田地区外改良工事

工　種	単位	数　量	令和7年度		令和8年度									備考
			2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
準備期間	式	1												・40日間
工事用道路工：宮前～箕田	式	1												・1P
地盤改良工	式	1												・1P
擁壁工	式	1												・1P
排水構造物工	式	1												・1P
道路土工	式	1												・1P
防護柵基礎工	式	1												・1P
構造物撤去工	式	1												・1P
残土処理工	式	1												
後片付け	式	1												・20日間
制約条件														
	年末年始、お盆													・8月中旬 ・12月下旬～1月上旬
	工事関連													・R6国道17号上尾道路箕田地区改良その2工事（R8．5末完成予定）
雨休率の適用	準備期間・後片付けを除く、雨休率（猛暑日補正有り）を適用													

余裕期間
※任意で設定可能

＜余裕期間制度（フレックス）の活用について＞
本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と工期を合わせた期間）の内で、受注者は工事の始期と終期を任意に設定することができます。
なお、工事の始期までの余裕期間は、監理技術者等の配置が不要となります。

担い手確保・育成に関する実施状況 （概要報告）

工 事 名	○○工事	受注者名	△△建設(株)

項　　目	実施内容
□ 建設業界への入職のきっかけづくりとなる取組	・子供、学生等に対する現場見学会、インターンシップの実施 建設工事の施工体験、測量機器等の操作体験 等
□ 建設業の社会的意義・役割や魅力・やりがいを知ってもらうための取組	・地域の防災訓練に参加、災害時に地域住民等を支援 ・建設現場での新技術の活用、i-Construction・情報化施工等の取組を社会にアピール 等
□ 建設現場の労働環境を改善する取組	・労働者に対する週休2日の確保を徹底 ・働きやすい環境（更衣室、休息場所の設置など）の整備
□ 若手技術者育成、女性技術者育成のための取組	・当該工事現場をフィールドにした若手技術者、女性技術者に対する研修や講習会等を実施 等
□ その他	

担い手育成・確保

別紙－８（２）

担い手確保・育成に関する実施状況 （詳細報告）

担当出張所名：□□出張所

工 事 名	○○工事	受注者名	○○建設（株）
項　　目	前頁の「項目」を記載		
実施内容	前頁の「実施内容」を記載		
実施日（期間）	○年○月○日～○年○月○日（○日間）	対象者・人数	○○高校、○名
他工事との合同実施	□有り　□無し	合同実施工事名	（○○工事）
マスコミ取材	□有り　□無し	取材会社名	（○○新聞社、△△テレビ）

（具体的な実施内容の説明）

（添付図・写真）

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。